

令和 8 年度第 1 回弘前市地域包括 支援センター運営協議会 会議資料

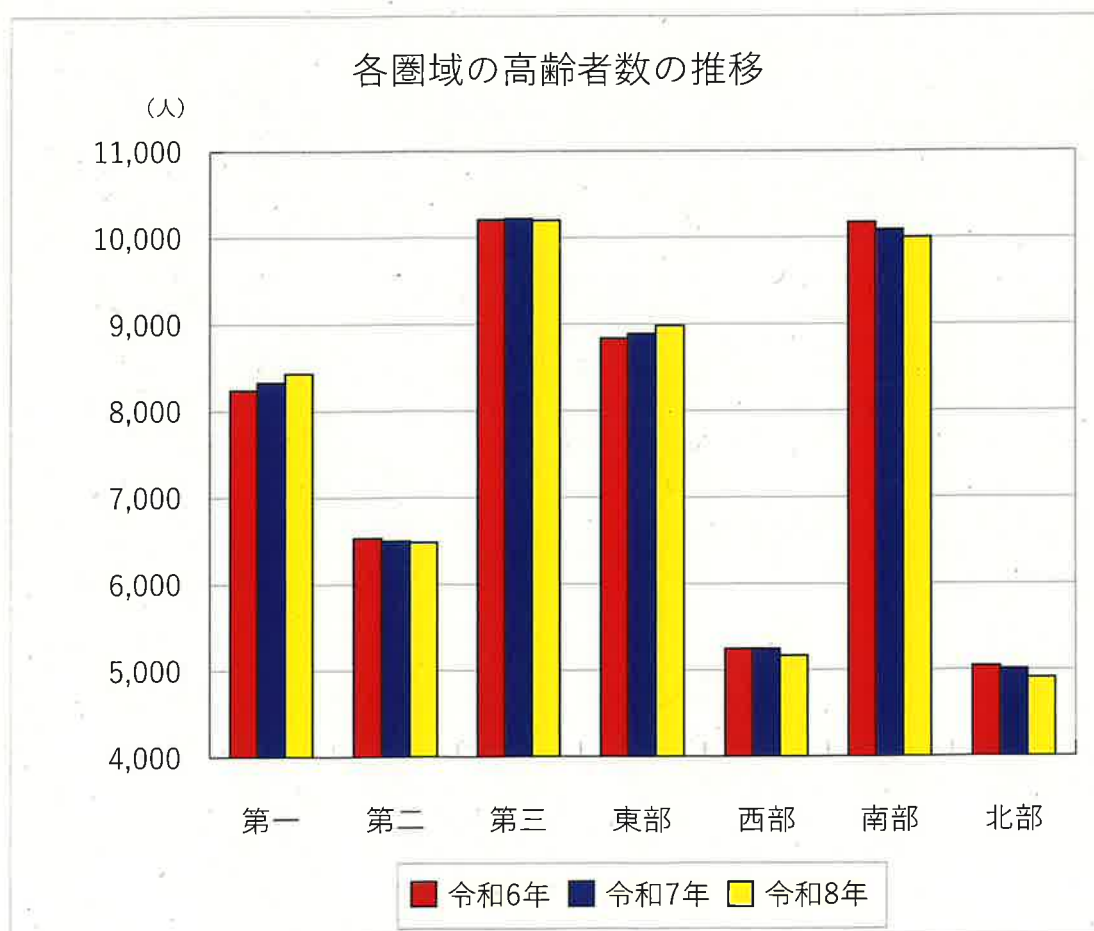
	頁
資料 1 各圏域の人口と高齢者数の推移	1
資料 2 令和 7 年度介護予防支援事業の実績	2～ 9
資料 3 令和 7 年度包括的支援事業の実績	10～14
資料 4 令和 7 年度在宅介護支援センター活動実績	15
資料 5 令和 7 年度地域包括支援センター事業実績（全体）	16～18
資料 6 令和 7 年度各地域包括支援センター事業計画・報告書	19～60
資料 7 令和 7 年度に把握した地域課題・取組方針	61～62
資料 8 令和 7 年度地域包括支援センター収支決算	63
資料 9 令和 8 年度地域包括支援センター事業計画（全体）	64～65
資料 1 0 令和 8 年度各地域包括支援センター事業計画	66～107
資料 1 1 令和 8 年度各地域包括支援センター収支予算	108

各圏域の人口と高齢者数の推移

資料 1

地域包括支援センター	令和6年		令和7年		令和8年	
	人口	高齢者数	人口	高齢者数	人口	高齢者数
第一	25,461	8,237	25,188	8,325	24,976	8,429
第二	18,269	6,527	18,002	6,495	17,827	6,479
第三	29,760	10,205	29,679	10,215	29,260	10,199
東部	32,234	8,834	31,804	8,884	31,468	8,982
西部	14,069	5,246	13,778	5,247	13,484	5,170
南部	27,850	10,173	27,451	10,088	26,872	9,996
北部	12,376	5,044	12,085	5,009	11,764	4,908
合計	160,019	54,266	157,987	54,263	155,651	54,163

※各年3月31日現在

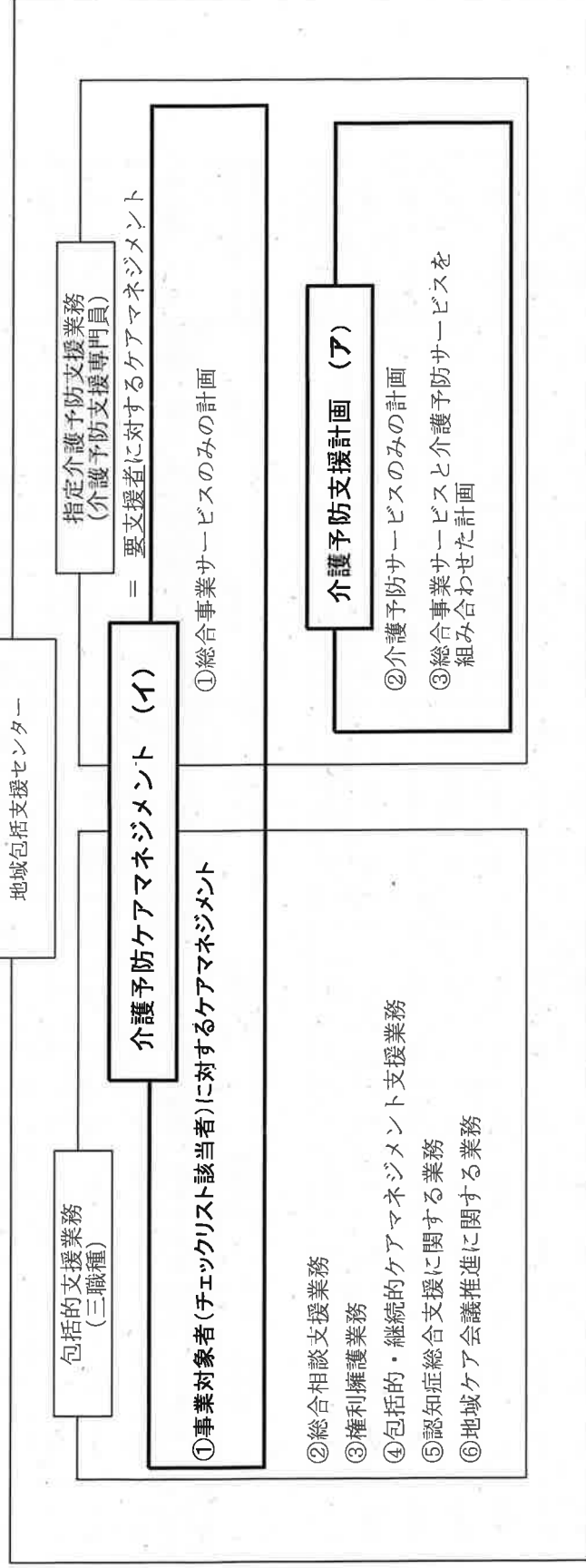


令和7年度介護予防防支援助事業の実績

資料 2

(参 考)

地域包括支援センター業務概略図



(ア) 介護予防支援計画の実績

※介護予防支援計画とは…要支援者に対する支援計画のうち、介護予防サービス(通所リハ、訪問看護、福祉用具の貸与等)の利用も計画されているもの。(介護予防支援専門員が作成)

(単位: 件)

地域包括 支援 センター名	4月分			5月分			6月分			7月分			8月分			9月分			上 期 計(のべ件数)		
	プラン 件 数	実施した居 宅介護支援 事業所数	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件 数	実施した居 宅介護支援 事業所数	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件 数	実施した居 宅介護支援 事業所数	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件 数	実施した居 宅介護支援 事業所数	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件 数	実施した居 宅介護支援 事業所数	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件 数	実施した居 宅介護支援 事業所数	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件 数	うち 委託件数	うち 委託件数
第一	127	(18)	14	120	(17)	13	131	(21)	15	128	(19)	14	127	(18)	14	130	(19)	15	763	(112)	
第二	124	(27)	18	129	(29)	18	122	(26)	16	126	(25)	17	123	(25)	17	122	(21)	13	746	(153)	
第三	145	(40)	13	146	(41)	14	146	(43)	15	142	(39)	14	147	(41)	14	147	(43)	12	873	(247)	
東部	89	(56)	27	92	(59)	26	94	(63)	26	88	(59)	28	87	(58)	27	84	(55)	27	534	(350)	
西部	64	(0)	0	62	(0)	0	71	(0)	0	72	(0)	0	69	(0)	0	72	(0)	0	410	(0)	
南部	122	(34)	13	124	(35)	14	104	(28)	14	103	(28)	14	109	(30)	13	117	(28)	13	679	(183)	
北部	89	(7)	4	89	(8)	4	82	(7)	4	82	(6)	3	83	(6)	3	77	(6)	3	502	(40)	
合 計	760	(182)		762	(189)		750	(188)		741	(176)		745	(178)		749	(172)		4,507	(1,085)	

地域包括 支援 センター名	10月分			11月分			12月分			1月分			2月分			3月分			令和7年度計(のべ件数)		
	プラン 件 数	実施した居 宅介護支援 事業所数	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件 数	実施した居 宅介護支援 事業所数	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件 数	実施した居 宅介護支援 事業所数	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件 数	実施した居 宅介護支援 事業所数	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件 数	実施した居 宅介護支援 事業所数	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件 数	実施した居 宅介護支援 事業所数	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件 数	うち 委託件数	うち 委託件数
第一	127	(17)	13	129	(19)	13	129	(21)	16	120	(19)	15	116	(17)	14	119	(17)	13	1,503	(222)	
第二	117	(21)	13	118	(20)	12	111	(21)	11	110	(20)	11	112	(21)	11	117	(23)	11	1,431	(279)	
第三	146	(42)	14	140	(41)	16	134	(42)	14	121	(37)	14	123	(37)	15	132	(38)	10	1,669	(484)	
東部	90	(55)	27	86	(54)	26	83	(48)	25	76	(45)	23	80	(44)	22	86	(46)	24	1,035	(642)	
西部	75	(0)	0	71	(0)	0	57	(0)	0	62	(0)	0	59	(0)	0	63	(0)	0	797	(0)	
南部	136	(28)	13	139	(27)	13	133	(26)	13	122	(25)	13	123	(23)	12	133	(24)	12	1,465	(336)	
北部	79	(6)	3	77	(5)	3	71	(6)	3	70	(6)	3	68	(6)	3	68	(6)	3	935	(75)	
合 計	770	(169)		760	(166)		718	(164)		681	(152)		681	(148)		718	(154)		8,835	(2,038)	

(イ) 介護予防ケアマネジメントの実績 ※介護予防ケアマネジメントとは…事業対象者に対する支援計画及び、要支援者に対する支援計画のうち総合事業サービスのみ計画されているもの。(三職種及び介護予防支援専門員が作成)

地域包括 支援 センター名	4月分				5月分				6月分				7月分				8月分				9月分				上期計のべ件数			
	プラン 件数		委託した居 宅介護支援 事業所数		プラン 件数		委託した居 宅介護支援 事業所数		プラン 件数		委託した居 宅介護支援 事業所数		プラン 件数		委託した居 宅介護支援 事業所数		プラン 件数		委託した居 宅介護支援 事業所数		プラン 件数		委託した居 宅介護支援 事業所数		プラン 件数		委託した居 宅介護支援 事業所数	
	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)
第一	367	(22)	5	365	(22)	4	364	(21)	5	361	(21)	5	349	(20)	5	351	(21)	5	351	(21)	5	351	(21)	5	2,157	(127)		
第二	231	(13)	10	226	(12)	9	224	(12)	9	222	(12)	9	225	(12)	9	226	(12)	9	226	(12)	9	226	(12)	9	1,354	(73)		
第三	441	(71)	20	455	(70)	21	448	(66)	17	457	(64)	15	446	(63)	17	449	(61)	17	449	(61)	17	449	(61)	17	2,696	(395)		
東部	266	(89)	27	258	(76)	25	263	(84)	25	263	(86)	24	271	(88)	25	268	(83)	25	268	(83)	25	268	(83)	25	1,589	(506)		
西部	166	(6)	2	162	(6)	3	166	(6)	2	151	(6)	2	156	(6)	2	154	(6)	2	154	(6)	2	154	(6)	2	955	(36)		
南部	380	(64)	17	389	(63)	19	380	(66)	21	375	(61)	19	372	(59)	21	369	(58)	21	369	(58)	21	369	(58)	21	2,265	(371)		
北部	151	(3)	3	150	(3)	3	151	(6)	5	154	(5)	5	151	(9)	5	147	(6)	5	147	(6)	5	147	(6)	5	904	(32)		
合計	2,002	(268)		2,005	(252)		1,996	(261)		1,983	(255)		1,970	(257)		1,964	(247)		1,964	(247)		1,964	(247)		11,920	(1,540)		

地域包括 支援 センター名	10月分				11月分				12月分				1月分				2月分				3月分				令和7年度計のべ件数			
	プラン 件数		委託した居 宅介護支援 事業所数		プラン 件数		委託した居 宅介護支援 事業所数		プラン 件数		委託した居 宅介護支援 事業所数		プラン 件数		委託した居 宅介護支援 事業所数		プラン 件数		委託した居 宅介護支援 事業所数		プラン 件数		委託した居 宅介護支援 事業所数		プラン 件数		委託した居 宅介護支援 事業所数	
	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)	(うち 委託件数)
第一	357	(21)	7	359	(23)	6	369	(23)	4	364	(23)	4	372	(25)	5	373	(25)	5	373	(25)	5	373	(25)	5	4,351	(267)		
第二	229	(12)	9	232	(12)	8	241	(12)	9	235	(12)	8	231	(13)	8	236	(14)	9	236	(14)	9	236	(14)	9	2,758	(148)		
第三	439	(56)	18	446	(59)	17	451	(59)	17	449	(52)	17	447	(53)	17	451	(50)	15	451	(50)	15	451	(50)	15	5,379	(724)		
東部	277	(85)	26	280	(89)	26	290	(85)	27	279	(82)	27	279	(80)	27	273	(76)	26	273	(76)	26	273	(76)	26	3,267	(1,003)		
西部	153	(5)	2	146	(5)	2	157	(5)	2	154	(5)	2	154	(5)	2	165	(6)	3	165	(6)	3	165	(6)	3	1,884	(68)		
南部	377	(51)	21	379	(50)	21	386	(44)	19	390	(47)	19	373	(41)	16	364	(39)	18	364	(39)	18	364	(39)	18	4,534	(643)		
北部	141	(5)	5	156	(5)	5	160	(7)	5	179	(7)	6	164	(8)	6	164	(9)	6	164	(9)	6	164	(9)	6	1,868	(73)		
合計	1,973	(235)		1,998	(243)		2,054	(235)		2,050	(228)		2,020	(226)		2,026	(219)		2,026	(219)		2,026	(219)		24,041	(2,926)		

(イ)再掲 包括的支援業務における介護予防ケアマネジメントの実績

※介護予防ケアマネジメントのうち、事業対象者に対する支援計画(三職種が作成)

(単位:件)

地域包括 支援 センター名	4月分			5月分			6月分			7月分			8月分			9月分			上 期 計(のべ件数)		
	プラン 件 数	(うち 委託件数)	(うち新規 対象者)	プラン 件 数	(うち 委託件数)	(うち新規 対象者)	プラン 件 数	(うち 委託件数)	(うち新規 対象者)	プラン 件 数	(うち 委託件数)	(うち新規 対象者)	プラン 件 数	(うち 委託件数)	(うち新規 対象者)	プラン 件 数	(うち 委託件数)	(うち新規 対象者)	プラン 件 数	(うち 委託件数)	(うち新規 対象者)
第一	215	(1)	(9)	215	(1)	(2)	215	(1)	(1)	215	(1)	(3)	208	(1)	(3)	212	(1)	(9)	1,280	(6)	(28)
第二	99	(0)	(2)	99	(0)	(1)	100	(0)	(1)	94	(0)	(0)	98	(0)	(1)	96	(0)	(2)	586	(0)	(7)
第三	235	(3)	(14)	242	(4)	(10)	240	(3)	(4)	242	(3)	(9)	237	(3)	(2)	244	(3)	(12)	1,440	(19)	(51)
東部	129	(4)	(3)	136	(4)	(3)	136	(4)	(2)	136	(4)	(3)	138	(4)	(2)	141	(4)	(4)	816	(24)	(17)
西部	72	(0)	(3)	70	(0)	(1)	65	(0)	(0)	61	(0)	(6)	62	(0)	(2)	64	(0)	(3)	394	(0)	(15)
南部	223	(3)	(5)	229	(4)	(4)	219	(4)	(3)	212	(3)	(6)	217	(4)	(6)	214	(5)	(5)	1,314	(23)	(29)
北部	80	(0)	(3)	75	(0)	(2)	73	(0)	(4)	76	(0)	(0)	75	(0)	(1)	74	(0)	(0)	453	(0)	(10)
合 計	1,053	(11)	(39)	1,066	(13)	(23)	1,048	(12)	(16)	1,036	(11)	(27)	1,035	(12)	(17)	1,045	(13)	(35)	6,283	(72)	(157)

地域包括 支援 センター名	10月分			11月分			12月分			1月分			2月分			3月分			令和7年度計(のべ件数)			三職種の 一人当た り担当件数 (件/月)
	プラン 件 数	(うち 委託件数)	(うち新規 対象者)	プラン 件 数	(うち 委託件数)	(うち新規 対象者)	プラン 件 数	(うち 委託件数)	(うち新規 対象者)	プラン 件 数	(うち 委託件数)	(うち新規 対象者)	プラン 件 数	(うち 委託件数)	(うち新規 対象者)	プラン 件 数	(うち 委託件数)	(うち新規 対象者)	プラン 件 数	(うち 委託件数)	(うち新規 対象者)	
第一	213	(0)	(4)	215	(0)	(10)	215	(0)	(6)	214	(0)	(4)	218	(0)	(3)	217	(0)	(3)	2,572	(6)	(58)	42.9
第二	98	(0)	(2)	100	(0)	(3)	102	(0)	(2)	97	(0)	(2)	96	(0)	(2)	100	(0)	(1)	1,179	(0)	(19)	24.6
第三	236	(2)	(6)	237	(2)	(6)	239	(1)	(10)	237	(1)	(6)	234	(1)	(9)	245	(1)	(9)	2,868	(27)	(97)	34.1
東部	141	(3)	(7)	140	(3)	(5)	141	(3)	(2)	134	(3)	(1)	133	(3)	(2)	133	(3)	(3)	1,638	(42)	(37)	22.8
西部	64	(0)	(2)	58	(0)	(1)	63	(0)	(4)	58	(0)	(1)	57	(0)	(1)	64	(0)	(4)	758	(0)	(28)	21.1
南部	218	(6)	(8)	215	(5)	(5)	225	(4)	(11)	222	(5)	(6)	212	(4)	(5)	209	(3)	(4)	2,615	(50)	(68)	31.1
北部	70	(0)	(0)	73	(0)	(0)	82	(0)	(0)	86	(0)	(8)	81	(0)	(1)	82	(0)	(1)	927	(0)	(20)	19.3
合 計	1,040	(11)	(29)	1,038	(10)	(30)	1,067	(8)	(35)	1,048	(9)	(28)	1,031	(8)	(23)	1,050	(7)	(25)	12,557	(125)	(327)	29.1

訪問型サービス(第1号訪問事業)及び通所型サービス(第1号通所事業)の紹介率最高法人に関する実績

上段：紹介率最高法人の件数 / 全件数

中段：紹介率最高法人のケアプラン割合

下段：紹介率最高法人名

地域包括支援センター名	4月分		5月分		6月分		7月分		8月分		9月分	
	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス
(法人名)												
第一	13/102 (株) ケアサービス弘前	87/360 (株) 日本健康開発	12/101 (有) ケアサービス弘前	87/357 (株) 日本健康開発	12/100 (有) ケアサービス弘前	94/360 (株) 日本健康開発	12/100 (有) ケアサービス弘前	96/359 (株) 日本健康開発	12/102 (有) ケアサービス弘前	91/346 (株) 日本健康開発	11/96 (同) 令福	94/348 (株) 日本健康開発
第二	14/77 (株) 日本健康開発	44/218 (株) 日本健康開発	14/75 (有) ケアサービス弘前	43/214 (株) 日本健康開発	14/76 (有) ケアサービス弘前	48/210 (株) 日本健康開発	14/80 (有) ケアサービス弘前	51/210 (株) 日本健康開発	14/78 (有) ケアサービス弘前	54/213 (株) 日本健康開発	13/77 (株) 令福	52/214 (株) 日本健康開発
(弘前豊徳会)	18.2% (株) 日本健康開発	20.2% (株) 日本健康開発	18.7% (株) 日本健康開発	20.1% (株) 日本健康開発	18.4% (株) 日本健康開発	22.9% (株) 日本健康開発	17.5% (株) 日本健康開発	24.3% (株) 日本健康開発	13.2% (株) 日本健康開発	25.4% (株) 日本健康開発	12.5% (株) 日本健康開発	24.3% (株) 日本健康開発
第三	40/194 (株) 日本健康開発	45/394 (株) 日本健康開発	42/203 (株) 日本健康開発	47/396 (株) 日本健康開発	42/199 (株) 日本健康開発	48/398 (株) 日本健康開発	40/194 (株) 日本健康開発	47/408 (株) 日本健康開発	39/193 (株) 日本健康開発	65/403 (株) 日本健康開発	32/188 (株) 日本健康開発	47/401 (株) 日本健康開発
(愛成会)	20.6% (株) ケアサービス弘前	11.4% (株) 日本健康開発	20.7% (有) ケアサービス弘前	11.9% (株) 善世会	21.1% (有) ケアサービス弘前	12.1% (株) 日本健康開発	20.6% (有) ケアサービス弘前	11.5% (株) 日本健康開発	20.2% (有) ケアサービス弘前	16.1% (株) 善世会	17.0% (有) ケアサービス弘前	11.7% (株) 善世会
東部	19/71 (社) 桃仁会	40/271 (株) 日本健康開発	19/65 (社) 桃仁会	42/270 (株) 日本健康開発	19/65 (社) 桃仁会	41/275 (株) 日本健康開発	18/63 (社) 桃仁会	41/277 (株) 日本健康開発	19/68 (社) 桃仁会	41/273 (株) 日本健康開発	17/67 (株) 桃仁会	43/270 (株) 日本健康開発
(一葉会)	26.8% (株) 日本健康開発	14.8% (株) 日本健康開発	29.2% (社) 桃仁会	15.6% (株) 日本健康開発	29.2% (社) 桃仁会	14.9% (株) 日本健康開発	28.6% (社) 桃仁会	14.8% (株) 日本健康開発	27.9% (社) 桃仁会	15.0% (株) 日本健康開発	25.4% (株) 桃仁会	15.9% (株) 日本健康開発
西部	15/31 (社) 嶺陽会	64/195 (株) 日本健康開発	15/31 (社) 嶺陽会	62/186 (株) 日本健康開発	17/35 (社) 嶺陽会	60/189 (株) 日本健康開発	14/33 (社) 嶺陽会	57/182 (株) 日本健康開発	15/35 (社) 嶺陽会	56/183 (株) 日本健康開発	14/35 (株) 嶺陽会	55/180 (株) 日本健康開発
(嶺陽会)	48.4% (社) 嶺陽会	32.8% (社) 嶺陽会	48.4% (社) 嶺陽会	33.3% (社) 嶺陽会	48.6% (社) 嶺陽会	31.7% (社) 嶺陽会	42.4% (社) 嶺陽会	31.3% (社) 嶺陽会	42.9% (社) 嶺陽会	30.6% (社) 嶺陽会	40.0% (社) 嶺陽会	30.6% (社) 嶺陽会
南部	34/117 (社) 博陽会	42/368 (社) 弘愛会	33/118 (社) 博陽会	41/379 (社) 弘愛会	32/110 (社) 博陽会	38/366 (株) 弘前豊徳会	31/115 (社) 博陽会	39/363 (株) 善世会	32/116 (社) 博陽会	39/358 (株) 日本健康開発	33/118 (社) 博陽会	39/356 (株) 弘前豊徳会
(博陽会)	29.1% (社) 博陽会	11.4% (社) 弘愛会	28.0% (社) 博陽会	10.8% (社) 弘愛会	29.1% (社) 博陽会	10.4% (株) 弘前豊徳会	27.0% (社) 博陽会	10.7% (株) 善世会	27.6% (社) 博陽会	10.9% (株) 日本健康開発	28.0% (社) 博陽会	11.0% (株) 弘前豊徳会
北部	5/21 (株) 大与	39/171 (株) つがる三和会	5/21 (株) 大与	39/170 (株) つがる三和会	5/21 (株) 大与	40/170 (株) つがる三和会	5/21 (株) 大与	40/170 (株) つがる三和会	5/20 (株) 大与	38/153 (株) つがる三和会	4/21 (株) 大与	36/149 (株) つがる三和会
(七峰会)	23.8% (株) 大与	22.8% (株) つがる三和会	23.8% (株) 大与	22.9% (株) つがる三和会	23.8% (株) 大与	23.5% (株) つがる三和会	23.8% (株) 大与	23.5% (株) つがる三和会	25.0% (株) 大与	24.8% (株) つがる三和会	19.0% (株) 大与	24.2% (株) つがる三和会

※ 西部地域包括支援センターの担当圏域の大部分が、特定事業所集中減算の対象外地区となる振興山村指定地域である。

訪問型サービス(第1号訪問事業)及び通所型サービス(第1号通所事業)の紹介率最高法人に関する実績

上段：紹介率最高法人の件数 / 全件数

中段：紹介率最高法人のケアプラン割合

下段：紹介率最高法人名

地域包括支援センター名 (法人名)	10月分		11月分		12月分		1月分		2月分		3月分	
	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス
第一	10/92 10.9%	88/349 25.2%	10/90 11.1%	88/357 24.6%	10/87 11.5%	96/371 25.9%	11/91 12.1%	92/361 25.5%	11/90 12.2%	94/366 25.7%	11/89 12.4%	96/371 25.9%
(東経健康生活協同組合)	(有) ハートウエル	日本健康開発(株)	(NPO) ケアリバイ	日本健康開発(株)	(NPO) ケアリバイ	日本健康開発(株)	(同) 令福	日本健康開発(株)	(株) ライフサポート	日本健康開発(株)	(有) ハートウエル	日本健康開発(株)
第二	14/72 19.4%	51/215 23.7%	14/73 19.4%	51/220 23.2%	13/72 18.1%	54/224 24.1%	12/68 17.6%	55/215 25.6%	13/67 19.4%	50/213 23.5%	13/68 19.1%	57/220 25.9%
(弘前豊徳会)	日本健康開発(株)	日本健康開発(株)	日本健康開発(株)	日本健康開発(株)	日本健康開発(株)	日本健康開発(株)	日本健康開発(株)	日本健康開発(株)	日本健康開発(株)	日本健康開発(株)	日本健康開発(株)	日本健康開発(株)
第三	28/163 17.2%	43/406 10.6%	30/163 17.2%	43/410 10.5%	28/162 17.3%	45/410 11.0%	24/156 15.4%	42/401 10.5%	26/154 16.9%	42/394 10.7%	27/158 17.1%	42/406 10.3%
(愛成会)	(社) 愛成会	(株) 善世会	(社) 愛成会	(株) 善世会	(社) 愛成会	(株) 善世会	(社) 愛成会	(株) 善世会	(社) 愛成会	(株) 善世会	(社) 愛成会	(株) 善世会
東部	9/63 14.3%	43/286 15.0%	9/64 14.1%	39/285 13.7%	13/68 19.1%	44/292 15.1%	12/66 18.2%	40/274 14.6%	12/66 18.2%	38/277 13.7%	12/67 17.9%	38/274 13.9%
(一葉会)	(有) アスナロライフ	日本健康開発(株)	(有) アスナロライフ	日本健康開発(株)	(有) アスナロライフ	日本健康開発(株)	(有) アスナロライフ	日本健康開発(株)	(有) アスナロライフ	日本健康開発(株)	(有) アスナロライフ	日本健康開発(株)
西部	15/34 44.1%	56/182 30.8%	15/35 44.1%	52/173 30.1%	15/35 42.9%	52/183 28.4%	15/36 41.7%	55/177 31.1%	15/38 39.5%	53/176 30.1%	14/36 38.9%	53/186 28.5%
(嶺陽会)	(社) 嶺陽会	(社) 嶺陽会	(社) 嶺陽会	(社) 嶺陽会	(社) 嶺陽会	(社) 嶺陽会	(社) 嶺陽会	(社) 嶺陽会	(社) 嶺陽会	(社) 嶺陽会	(社) 嶺陽会	(社) 嶺陽会
南部	34/116 29.3%	42/368 11.4%	33/116 28.4%	39/370 10.5%	34/116 29.3%	43/381 11.3%	32/114 28.1%	43/378 11.4%	34/106 32.1%	41/362 11.3%	34/106 32.1%	44/356 12.4%
(博陽会)	(社) 博陽会	(社) 弘前豊徳会	(社) 博陽会	(医) 弘愛会	(社) 博陽会	(社) 弘前豊徳会	(社) 博陽会	(社) 弘前豊徳会	(社) 博陽会	(社) 弘前豊徳会	(社) 博陽会	(社) 弘前豊徳会
北部	4/20 20.0%	36/145 24.8%	4/20 20.0%	34/145 23.4%	4/20 20.0%	35/158 22.2%	4/20 20.0%	37/158 23.4%	5/19 26.3%	34/161 21.1%	4/18 22.2%	34/170 20.0%
(七峰会)	(株) 大与	(社) つがる三和会	(医) 仙知会	(社) つがる三和会	(医) 仙知会	(社) つがる三和会	(医) 仙知会	(社) つがる三和会	(医) 仙知会	(社) つがる三和会	(医) 仙知会	(社) つがる三和会

※ 西部地域包括支援センターの担当圏域の大部分が、特定事業所集中減算の対象外地区となる振興山村指定地域である。

介護予防支援計画・介護予防ケアマネジメントの委託率最高法人に関する実績

上段：委託率最高法人の件数 / 全件数
 中段：委託率最高法人の割合
 下段：委託率最高法人名

地域包括支援センター名	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
(法人名)						
第一	6/40 15.0%	6/39 15.4%	12/100 12.0%	12/100 12.0%	12/102 11.8%	11/96 11.5%
(身体虚弱生活困窮者)	居宅介護支援事業所 ふれあい温泉	居宅介護支援事業所 ふれあい温泉	(有) ケアサービス弘前	(有) ケアサービス弘前	(有) ケアサービス弘前	(同) 令福
第二	6/40 15.0%	6/41 14.6%	6/38 15.8%	6/37 16.2%	6/36 16.7%	6/33 18.2%
(弘前豊徳会)	居宅介護支援事業所 高館山温泉	居宅介護支援事業所 高館山温泉	居宅介護支援事業所 高館山温泉	居宅介護支援事業所 高館山温泉	居宅介護支援事業所 高館山温泉	居宅介護支援事業所 高館山温泉
第三	57/111 51.4%	54/111 48.6%	54/109 49.5%	52/104 50.0%	50/104 48.1%	48/102 47.1%
(愛成会)	愛成居宅介護支援事業所	愛成居宅介護支援事業所	愛成居宅介護支援事業所	愛成居宅介護支援事業所	愛成居宅介護支援事業所	愛成居宅介護支援事業所
東部	18/145 12.4%	15/135 11.1%	15/147 10.2%	14/145 9.7%	16/146 11.0%	14/138 10.1%
(一業会)	松森ケアプランセンター	松森ケアプランセンター	松森ケアプランセンター	松森ケアプランセンター	松森ケアプランセンター	松森ケアプランセンター
西部	4/6 66.7%	4/6 66.7%	4/6 66.7%	4/6 66.7%	4/6 66.7%	4/6 66.7%
(蕨陽会)	(社) 長慶会	(社) 長慶会	(社) 長慶会	(社) 長慶会	(社) 長慶会	(社) 長慶会
南部	16/98 16.3%	16/98 16.3%	13/93 14.0%	18/89 20.2%	14/89 15.7%	15/86 17.4%
(博陽会)	医療法人 いわき会	(医) いわき会	(社) 博陽会	(社) 博陽会	(医) いわき会	(医) いわき会
北部	3/10 30.0%	3/11 27.3%	5/13 38.5%	5/11 45.5%	5/15 33.3%	4/12 33.3%
(七峰会)	居宅介護支援センターナーシングホーム弘前	居宅介護支援センターナーシングホーム弘前	居宅介護支援センターナーシングホーム弘前	居宅介護支援センターナーシングホーム弘前	居宅介護支援センターナーシングホーム弘前	居宅介護支援センターナーシングホーム弘前

※ 西部地域包括支援センターの担当圏域の大部分が、特定事業所集中減算の対象外地区となる振興山村指定地域である。

※ 第三地域包括支援センターで50%超えた際の理由は確認済。

介護予防支援計画・介護予防ケアマネジメントの委託率最高法人に関する実績

上段：委託率最高法人の件数 / 全件数

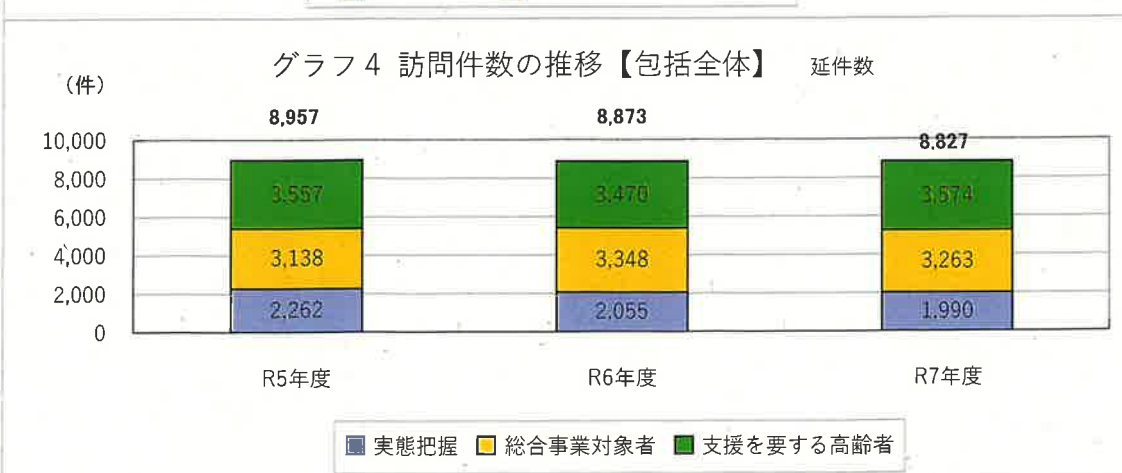
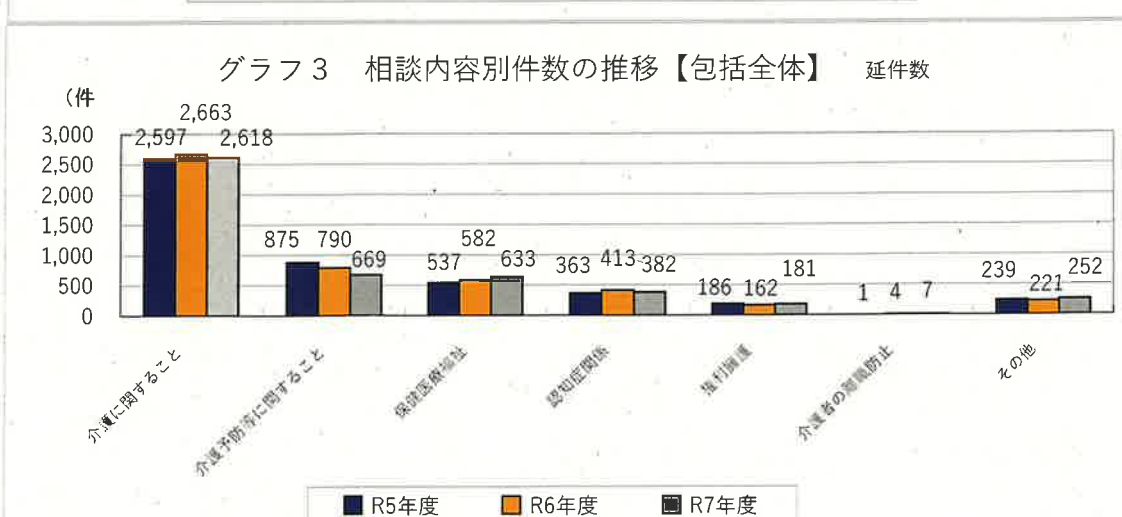
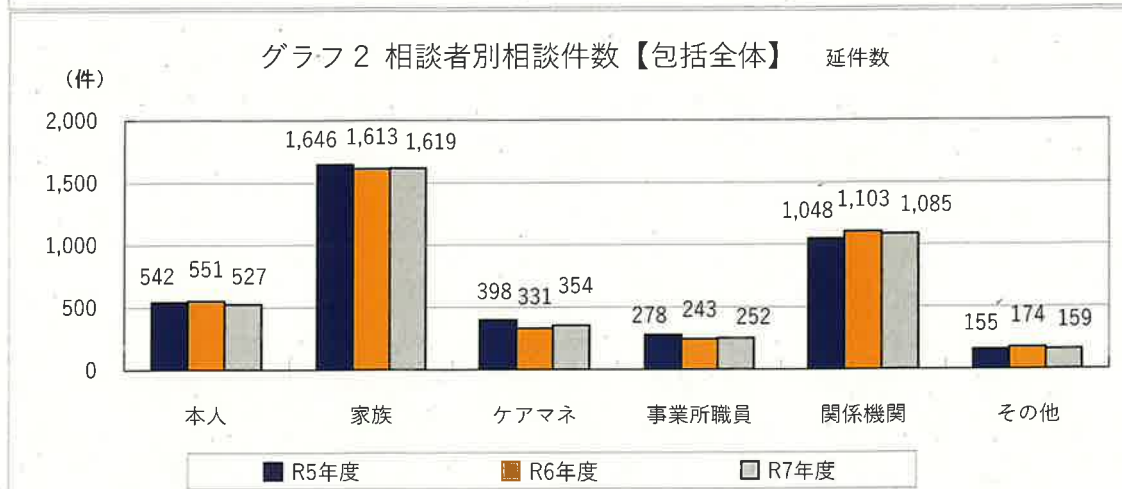
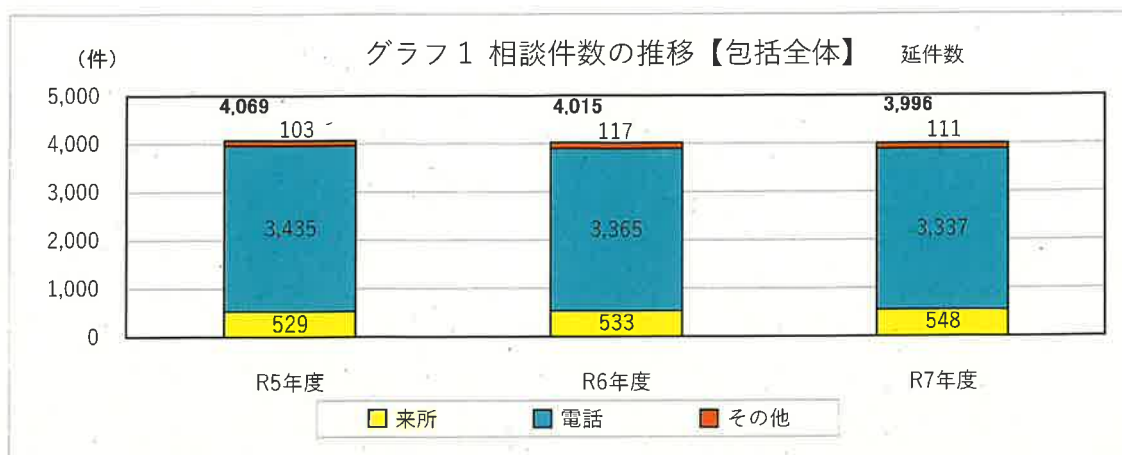
中段：委託率最高法人の割合

下段：委託率最高法人名

地域包括支援センター名	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
(法人名)						
第一	5/38 13.2%	5/42 11.9%	5/44 11.4%	5/42 11.9%	6/42 14.3%	6/42 14.3%
(平成保健生活協同組合)	居宅介護支援事業所 ふれあい温泉	居宅介護支援事業所 ふれあい温泉	居宅介護支援事業所 ふれあい温泉	居宅介護支援事業所 ふれあい温泉	居宅介護支援事業所 ふれあい温泉	居宅介護支援事業所 ふれあい温泉
第二	6/33 18.2%	6/32 18.2%	6/33 18.2%	6/32 18.8%	6/34 17.6%	7/37 18.9%
(弘前聖徳会)	居宅介護支援事業所 高館山温泉	居宅介護支援事業所 高館山温泉	居宅介護支援事業所 高館山温泉	居宅介護支援事業所 高館山温泉	居宅介護支援事業所 高館山温泉	株式会社アライフ青森 弘前営業所
第三	40/93 43.0%	39/100 43.0%	40/101 39.6%	34/89 38.2%	33/90 36.7%	31/88 35.2%
(愛成会)	愛成居宅介護支援事業所	愛成居宅介護支援事業所	愛成居宅介護支援事業所	愛成居宅介護支援事業所	愛成居宅介護支援事業所	愛成居宅介護支援事業所
東部	16/34 11.4%	16/35 11.2%	15/133 11.3%	14/127 11.0%	14/124 11.3%	15/122 12.3%
(一葉会)	ことぶき荘居宅介護支援事業所	ことぶき荘居宅介護支援事業所	ことぶき荘居宅介護支援事業所	ことぶき荘居宅介護支援事業所	ことぶき荘居宅介護支援事業所	ことぶき荘居宅介護支援事業所
西部	3/5 60.0%	3/5 60.0%	3/5 60.0%	3/5 60.0%	4/6 66.7%	4/6 66.7%
(緑陽会)	(社福) 長慶会	(社福) 長慶会	(社福) 長慶会	(社福) 長慶会	(社福) 長慶会	(社福) 長慶会
南部	14/78 17.9%	15/77 19.5%	14/70 20.0%	15/72 20.8%	14/64 21.9%	15/63 23.8%
(博陽会)	(医) いわき会	(医) いわき会	(医) いわき会	(医) いわき会	(医) いわき会	(医) いわき会
北部	4/11 36.4%	4/10 40.0%	7/13 53.8%	7/13 53.8%	7/14 50.0%	6/15 40.0%
(七峰会)	居宅介護支援センターナーシングホーム弘前	居宅介護支援センターナーシングホーム弘前	居宅介護支援センターナーシングホーム弘前	居宅介護支援センターナーシングホーム弘前	居宅介護支援センターナーシングホーム弘前	居宅介護支援センターナーシングホーム弘前

※ 西部地域包括支援センターの担当圏域の大部分が、特定事業所集中減算の対象外地区となる振興山村指定地域である。

※ 北部地域包括支援センターで50%超えた際の理由は確認済。



令和7年度包括的支援事業実績

(単位:人,件)

【相談件数】 ()内は独居高齢者数

地域包括支援センター	人口 R8.3.31現在	高齢者数 R8.3.31現在	65歳以上 単身世帯数 R8.3.31現在	来所		電話		その他		R7年度計		R6年度計	
				実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	24,976	8,429	2,979	120 (31)	164 (47)	429 (122)	450 (131)	3 (1)	3 (1)	552 (154)	617 (179)	555 (145)	664 (176)
第二	17,827	6,479	2,325	56 (19)	57 (19)	299 (90)	311 (94)	3 (1)	4 (2)	358 (110)	372 (115)	378 (117)	394 (125)
第三	29,260	10,199	4,157	38 (13)	45 (15)	632 (280)	690 (307)	14 (3)	14 (3)	684 (296)	749 (325)	736 (313)	796 (343)
東部	31,468	8,982	3,118	60 (15)	116 (28)	372 (102)	632 (192)	4 (0)	5 (0)	436 (117)	753 (220)	493 (124)	763 (194)
西部	13,484	5,170	1,587	59 (10)	63 (12)	279 (48)	284 (50)	17 (4)	18 (5)	355 (62)	365 (67)	337 (81)	350 (86)
南部	26,872	9,996	3,544	47 (16)	48 (17)	554 (212)	625 (254)	35 (8)	44 (15)	636 (236)	717 (286)	622 (217)	691 (260)
北部	11,764	4,908	1,471	42 (10)	55 (16)	297 (70)	345 (90)	20 (5)	23 (5)	359 (85)	423 (111)	315 (53)	357 (55)
合計	155,651	54,163	19,181	422 (114)	548 (154)	2,862 (924)	3,337 (1,118)	96 (22)	111 (31)	3,380 (1,060)	3,996 (1,303)	3,436 (1,050)	4,015 (1,239)
延べ数の構成比(%)					13.7%		83.5%		2.8%		100%		

【相談者の区分】 ()内は独居高齢者数

(単位:件)

地域包括支援センター	本人		家族		介護支援専門員		介護サービス事業所職員		関係機関		その他		R7年度計		R6年度計	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	88 (31)	106 (40)	189 (36)	219 (40)	51 (11)	53 (11)	22 (5)	22 (5)	184 (65)	197 (75)	18 (6)	20 (8)	552 (154)	617 (179)	555 (145)	664 (176)
第二	41 (20)	42 (21)	147 (35)	154 (38)	46 (11)	47 (11)	19 (9)	20 (10)	97 (33)	101 (33)	8 (2)	8 (2)	358 (110)	372 (115)	378 (117)	394 (125)
第三	93 (44)	98 (48)	234 (71)	260 (79)	58 (28)	65 (33)	59 (24)	63 (27)	215 (109)	236 (116)	25 (20)	27 (22)	684 (296)	749 (325)	736 (313)	796 (343)
東部	59 (22)	102 (40)	207 (41)	381 (68)	19 (4)	34 (10)	26 (4)	41 (11)	101 (37)	157 (71)	24 (9)	38 (20)	436 (117)	753 (220)	493 (124)	763 (194)
西部	24 (6)	26 (8)	137 (15)	139 (15)	45 (9)	46 (10)	37 (7)	37 (7)	81 (11)	85 (13)	31 (14)	32 (14)	355 (62)	365 (67)	337 (81)	350 (86)
南部	80 (41)	103 (57)	282 (71)	303 (78)	49 (22)	57 (27)	38 (18)	41 (20)	175 (76)	201 (96)	12 (8)	12 (8)	636 (236)	717 (286)	622 (217)	691 (260)
北部	38 (11)	50 (20)	137 (21)	163 (31)	48 (11)	52 (13)	25 (5)	28 (5)	91 (28)	108 (33)	20 (9)	22 (9)	359 (85)	423 (111)	315 (53)	357 (55)
合計	423 (175)	527 (234)	1,333 (290)	1,619 (349)	316 (96)	354 (115)	226 (72)	252 (85)	944 (359)	1,085 (437)	138 (68)	159 (83)	3,380 (1,060)	3,996 (1,303)	3,436 (1,050)	4,015 (1,239)
延べ数の構成比(%)		13.2%		40.5%		8.9%		6.3%		27.2%		4.0%		100%		

【相談内容】(延べ数) ()内は独居高齢者数

(単位:件)

地域包括支援センター	介護に関すること(介護保険に關することを含む)	介護予防・生活支援サービスに関すること	医療	保健福祉	認知症関係	権利擁護				介護者の 離職防止	その他	R7年度計	R6年度計
						高齢者虐待	成年後見制度	措置支援	困難事例対応	消費者被害			
第一	454 (124)	52 (12)	35 (13)	53 (23)	67 (23)	7 (0)	3 (1)	0 (0)	10 (6)	1 (1)	5 (0)	687 (203)	715 (187)
第二	235 (60)	149 (39)	8 (0)	23 (14)	46 (14)	13 (0)	14 (10)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	13 (6)	502 (143)	546 (169)
第三	418 (157)	246 (104)	28 (12)	213 (106)	92 (40)	13 (3)	6 (5)	1 (0)	13 (5)	1 (1)	2 (1)	1,033 (434)	1,129 (492)
東部	556 (140)	79 (24)	105 (43)	6 (1)	65 (22)	5 (0)	9 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	50 (30)	877 (262)	937 (236)
西部	211 (26)	50 (5)	49 (10)	14 (2)	52 (6)	4 (0)	9 (5)	0 (0)	2 (2)	1 (0)	55 (26)	450 (82)	431 (109)
南部	483 (178)	67 (26)	14 (4)	20 (10)	30 (11)	12 (1)	21 (15)	0 (0)	9 (1)	0 (0)	61 (40)	717 (286)	691 (260)
北部	261 (57)	26 (7)	43 (13)	22 (10)	30 (8)	6 (0)	6 (3)	0 (0)	9 (4)	4 (1)	66 (22)	476 (125)	386 (58)
合計	2,618 (742)	669 (217)	282 (95)	351 (166)	382 (124)	60 (4)	68 (40)	2 (0)	43 (18)	8 (3)	252 (125)	4,742 (1,535)	4,835 (1,511)
構成比(%)	55.2%	14.1%	5.9%	7.4%	8.1%	1.3%	1.4%	0%	0.9%	0.2%	5.3%	100%	

【訪問件数】 ()内は独居高齢者数

(単位:人,件)

地域包括支援センター	人口 R8.3.31現在	高齢者数 R8.3.31現在	実態把握		総合事業の対象者		支援を要する高齢者		R7年度計		R6年度計	
			実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	24,976	8,429	494 (133)	494 (133)	154 (47)	381 (153)	26 (11)	196 (105)	674 (191)	1,071 (391)	590 (174)	997 (386)
第二	17,827	6,479	242 (60)	242 (60)	105 (51)	308 (112)	134 (40)	249 (80)	481 (151)	799 (252)	508 (166)	855 (258)
第三	29,260	10,199	151 (70)	153 (70)	271 (124)	957 (493)	335 (131)	1,044 (542)	757 (325)	2,154 (1,105)	833 (396)	2,255 (1,266)
東部	31,468	8,982	203 (57)	203 (57)	212 (78)	636 (250)	302 (93)	739 (279)	717 (228)	1,578 (586)	657 (162)	1,362 (384)
西部	13,484	5,170	322 (45)	322 (45)	87 (18)	322 (76)	89 (17)	141 (38)	498 (80)	785 (159)	626 (134)	979 (240)
南部	26,872	9,996	222 (107)	222 (107)	238 (106)	513 (232)	444 (174)	1,012 (474)	904 (387)	1,747 (813)	926 (394)	1,741 (848)
北部	11,764	4,908	354 (72)	354 (72)	93 (20)	146 (39)	84 (25)	193 (94)	531 (117)	693 (205)	478 (92)	684 (199)
合計	155,651	54,163	1,988 (544)	1,990 (544)	1,160 (444)	3,263 (1,355)	1,414 (491)	3,574 (1,612)	4,562 (1,479)	8,827 (3,511)	4,618 (1,518)	8,873 (3,601)
延べ数の構成比(%)				22.5%		37.0%		40.5%		100%		

令和5～7年度包括的支援事業実績比較

(単位:件)

【相談件数】

	来所			電話			その他			合計		
	R5年度		R6年度	R5年度		R6年度	R5年度		R6年度	R5年度		R6年度
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	114	181	116	169	120	164	421	487	433	489	429	450
第二	65	69	56	60	56	57	312	329	317	329	299	311
第三	62	69	66	68	38	45	734	786	653	711	632	690
東部	47	67	58	106	60	116	371	563	424	645	372	632
西部	55	62	35	43	59	63	266	294	294	299	279	284
南部	22	25	35	38	47	48	573	655	548	611	554	625
北部	51	56	41	49	42	55	296	321	248	281	297	345
合計	416	529	407	533	422	548	2,973	3,435	2,917	3,365	2,882	3,337

【相談者区分】

	本人			家族			介護支援専門員			介護サービス事業所職員		
	R5年度		R6年度	R5年度		R6年度	R5年度		R6年度	R5年度		R6年度
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	82	126	79	107	88	106	186	247	198	246	189	219
第二	31	34	51	53	41	42	158	173	145	151	147	154
第三	106	117	103	108	93	98	264	287	233	249	234	260
東部	50	74	64	97	59	102	191	326	230	392	207	381
西部	29	41	30	32	24	26	140	156	119	125	137	139
南部	106	113	93	110	80	103	253	292	267	290	282	303
北部	33	37	40	44	38	50	154	165	137	160	137	163
合計	437	542	460	551	423	527	1,346	1,646	1,329	1,613	1,333	1,619

	関係機関			その他			合計		
	R5年度		R6年度	R5年度		R6年度	R5年度		R6年度
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数
第一	146	161	177	198	184	197	22	25	21
第二	99	100	104	110	97	101	8	8	8
第三	222	235	230	250	215	236	35	38	36
東部	120	159	118	164	101	157	12	16	27
西部	81	87	89	89	81	85	25	26	36
南部	163	191	174	191	175	201	20	27	17
北部	108	115	91	101	91	108	15	15	7
合計	939	1,048	983	1,103	944	1,085	137	155	152

【相談内容】(延べ数)

(単位:件)

	介護に関すること(介護保険に 関することを含む)			介護予防・生活支援 サービスに関する事			保健医療福祉			認知症関係		
	R5年度	R6年度	R7年度	R5年度	R6年度	R7年度	R5年度	R6年度	R7年度	R5年度	R6年度	R7年度
第一	517	504	454	71	36	52	66	75	88	37	56	67
第二	274	267	235	178	155	149	35	57	31	44	50	46
第三	480	444	418	343	313	246	216	218	241	81	102	92
東部	425	559	556	98	123	79	102	105	111	76	91	65
西部	198	189	211	66	57	50	51	31	63	65	61	52
南部	443	465	483	101	78	67	30	40	34	33	30	30
北部	260	235	261	18	28	26	37	56	65	27	23	30
合計	2,597	2,663	2,618	875	790	669	537	582	633	363	413	382

	権利擁護						介護者の 離職防止			その他			合計		
	(再掲)高齢者虐待														
	R5年度	R6年度	R7年度	R5年度	R6年度	R7年度	R5年度	R6年度	R7年度	R5年度	R6年度	R7年度	R5年度	R6年度	R7年度
第一	26	38	21	5	8	7	0	0	0	1	6	5	718	715	687
第二	17	8	28	6	4	13	0	0	0	10	9	13	558	546	502
第三	48	46	34	18	8	13	1	0	0	0	6	2	1,169	1,129	1,033
東部	15	22	15	6	9	5	0	2	1	43	35	50	759	937	877
西部	20	8	16	5	2	4	0	1	3	61	84	55	461	431	450
南部	40	25	42	14	9	12	0	0	0	67	53	61	714	691	717
北部	20	15	25	2	6	6	0	1	3	57	28	66	419	386	476
合計	186	162	181	56	46	60	1	4	7	239	221	252	4,798	4,835	4,742

【訪問件数】

(単位:件)

	実態把握						総合事業の対象者						支援を要する高齢者						合計					
	R5年度		R6年度		R7年度		R5年度		R6年度		R7年度		R5年度		R6年度		R7年度		R5年度		R6年度		R7年度	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	369	369	400	400	494	494	143	378	156	374	154	381	44	241	34	223	26	196	556	988	590	997	674	1,071
第二	260	260	261	261	242	242	127	281	98	330	105	308	139	238	149	264	134	249	526	779	508	855	481	799
第三	198	198	188	188	151	153	249	918	281	861	271	957	412	1,423	364	1,206	335	1,044	859	2,539	833	2,255	757	2,154
東部	277	277	231	231	203	203	107	364	166	532	212	636	186	506	260	599	302	739	570	1,147	657	1,362	717	1,578
西部	518	518	407	407	322	322	88	318	97	352	87	322	112	188	122	220	89	141	718	1,024	626	979	498	785
南部	267	267	230	230	222	222	291	702	302	700	238	513	377	718	394	811	444	1,012	935	1,687	926	1,741	904	1,747
北部	373	373	338	338	354	354	71	177	107	199	93	146	81	243	33	147	84	193	525	793	478	684	531	693
合計	2,262	2,262	2,055	2,055	1,988	1,990	1,076	3,138	1,207	3,348	1,160	3,263	1,351	3,557	1,356	3,470	1,414	3,574	4,689	8,957	4,618	8,873	4,562	8,827

令和7年度在宅介護支援センター活動実績

在宅介護支援センターは、住民の利便性を考慮し、地域の住民から相談を受け付け、集約した上で地域包括支援センターにつなぐ窓口である。

委託業務の内容

- ・総合相談
- ・実態把握
- ・地域におけるネットワーク構築

地域包括支援センター	委託先の数	①相談件数		②訪問件数	
		合計	在介分再掲	合計	在介分再掲
第一	2か所	617	0	1,071	221
第二	2か所	372	5	799	86
第三	2か所	749	16	2,154	203
東部	2か所	753	71	1,578	111
西部	2か所	365	51	785	218
南部	1か所	717	69	1,747	353
北部	4か所	423	2	693	193
合計	15か所	3,996	214	8,827	1,385
		占有率	5.4%	占有率	15.7%

令和7年度 地域包括支援センター事業実績

地域課題	目 標	目標に対する取組の評価
第一包括	①自然災害や認知症高齢者の増加をきっかけに、「地域で支える」ことの重要性が再認識されたが、具体的な動きにつながりにくい状況がある。そのため、地域で支えあう新たな地域活動の発掘や創設、ボランティア活動の担い手とつながるための手段の検討など、地域とのつながりの再構築が必要である。	①地域ボランティアとの協働 わんわんパトロール隊の活動をひろさきボランティアポイント制度に登録したほか、WanWanマルシェやまちなかピクニックと協働することで高校生ボランティアの参加も定着し、地域活動としての広がりが見られている。 ②高齢者と学生の交流の場づくり 認知症カフェには医療・福祉職を目指す学生が参加し、高齢者との交流を通じて学びを深めるとともに、高齢者と学生ボランティアの出会いの場として機能し始めている。 ③地域との連携と実態把握 民児協定例会への参加やQOL検診での包括支援センターの役割説明、宮川町会および笹森町でのアウトリーチの実施を通じて、地域の状況把握と相談窓口の周知を図った。地域の居場所づくりについても支援を行い、現在は地域主体で継続される活動として定着してきている。 これらの取組を通じて地域とのつながりが広がる一方、制度利用までの間や制度では対応が難しい生活課題を支える「つなぎ支援」の必要性が地域課題として見えてきた。次年度は、地域住民やボランティアとのつながりを生かし、見守り活動や地域活動を通じて地域の支え合い体制の充実と災害時にも支え合える地域づくりにつながる取組を進めていく。業務の効率化の観点では、ケアプランデータ連携システムやAIによるケアプラン作成支援などの活用を包括支援センターにおいても推進する必要性を感じている。
第二包括	・加齢に起因する問題等に関して、高齢者以外でも理解していく必要がある。 ・支援方法がわからないため支援者が疲弊している現状がある。	・地域住民を対象としたMCIとフレイル予防の講座を樋の口婦人部、南城西保健衛生部長と連携し年2回開催。認知症及びフレイル予防への興味関心ももてるよう普及啓発をした。認知症カフェは町田地区ふれあいセンターと連携して開催。 ・老人福祉センターで介護なんでも相談会を定期的に開催（相談会は北部地域包括支援センター、在宅介護支援センターと協力して行っている）。又、地区の郵便局に地域包括支援センターのパンフレットを配布して相談窓口を周知した。 ・10月に国税局の職員を講師として招き、消費者被害に関する関係機関合同研修会を開催。 ・弘前学院大学看護学科の学生と協働して認知症サポーター養成講座を開催。又、シルバー人材センターの職員や会員を対象とした養成講座も開催。キャラバンメイトとして活動したい地域住民の相談にも対応した。 ・MCI、フレイル予防の講話に関して、興味を持っている方が多く、講話の依頼が増えてきており対応。地域に対して発信できる場は増えてきており、認知症への関心、理解、フレイル予防の重要性について周知を図ることが出来た。
第三包括	①認知症高齢者と接することがある多分野多機関の方、幅広い世代の方が、認知症の正しい理解や対応方法について学ぶ機会が少ない。 ②介護予防の必要性を自分のこととして、主体的に取り組むように周知されていない。	①圏域内各地区民生委員や町会へ認知症サポーター養成講座を広報したこともあり、受講依頼に繋がっている。昨年は年4件実施から今年度は9件と5件増加している。これまでの認知症サポーター養成講座の広報活動の効果が見られている。また受講した方の感想から、寸劇を見て対応方法や認知症に対する理解に繋がっている。今後も多くの地域住民に対して実施することで、認知症になっても安心して生活できる地域づくりを目指していく。 ②圏域内の町内会回覧板へ、フレイルチェックを記載した広報紙を回覧し、介護予防の必要性をより多くの地域住民に啓発、広報紙を見て4件の相談に繋がりと、自分自身のこととして、介護予防を考えるきっかけとなっている。介護予防教室については、上松原町会での介護予防教室は継続して実施できており、新たに城南町会にて介護予防教室の開催を行うことができた。民生委員の協力を得て、一人暮らしの方に個別に声掛けをしてもらい、口の健康をテーマに歯科衛生士を講師に招き講話を通して、自身の口の健康について学ぶ機会となった。今後も継続して実施することで、介護予防を啓発し、早期相談、重度化予防に繋がる様に周知していく。

地域課題	目 標	目標に対する取組の評価
東部包括 ・全世代の対象者に介護予防、自立支援、健康増進について我が事として捉えてもらう必要がある。	・研修会や意見交換会の場において自立支援、重度化防止、介護サービスや総合事業活用について基本原則に立ち返る事の重要性とその理解を深め、関係機関との連携強化を図る。 ・認知症サポーター養成講座、認知症カフェ、認知症介護者教室、地域の方の座談会、高齢者ふれあいの居場所の開催や出前講座、地域でのイベント参加を通して、地域の全世代を対象に介護保険の理念や介護予防、健康増進、認知症についての理解を促す。 ・支援者を対象に地域包括支援センターの活用や地域ケア個別会議の活用を促し、支援者の対応力強化を図る。	・自立支援、重度化防止について多職種意見交換会を開催した。自立支援、重度化防止について、それぞれの職種や所属機関等で対象者や定義が異なることを把握でき、課題の共有と連携強化を図る機会となった。 ・認知症サポーター養成講座、認知症カフェ、認知症介護者教室、地域の方の座談会、高齢者ふれあいの居場所の開催した。参加者に対し、介護保険の理念や介護予防、健康増進、認知症について説明した。高齢者ふれあいの居場所では上半期同様、毎月テーマを変更し、介護保険の理念や介護予防、健康増進に関する講座を実施した。泉野祭りへの参加では、体組成計、骨密度計による測定、測定結果への助言等を多世代に押し付けた。地域住民や企業から依頼を受け、出前講座を実施した。弘前郵便局第一部会では介護保険、田園茶話会では総合事業に関する内容で講話を行った。いずれも介護保険の理念や介護予防、健康増進、認知症について理解を促す機会となった。 ・周知、広報活動において地域包括支援センターの活用を促した。支援者からの相談に都度応じ、協働して課題の解決に努めた。地域ケア個別会議では上半期同様、介護支援専門員が実際の支援で利用している様式をもとに地域包括支援センターで整理し会議資料とした。事例提供者の負担軽減に繋がった。取り組みを継続し地域ケア個別会議の活用促進を図りたい。
西部包括 ・専門職がもっと調剤薬局や薬剤師の役割を理解する必要がある。 ・認知症になっても安心して暮らせる地域を作っていく方法を検討する必要がある(見守り方法を含めて)。 ・介護予防・自立支援(フレイル予防)に対する意識づけが必要となっている。	・薬局(薬剤師)の役割やできること、できないこと、連携について学ぶ。 ・認知症カフェ開催やチームオレンジ立ち上げに向けた検討を行う。 ・地域へ介護予防、フレイル予防に対する情報発信、意識の啓発をする。	・6/19西部圏域介護支援専門員対象に「お薬に関する悩み事」と題して、圏域の薬剤師さんへ講師を依頼し研修を実施し、33名の参加があり、事前にとった質問事項の回答や居宅療養管理指導の開始からの流れなど勉強することができた。薬剤師との連携についても学ぶ機会となった。 ・認知症カフェ、チームオレンジについては、岩木民生委員へのステップアップ講座が終了し、チームオレンジについて高屋地区、一町田地区へ説明予定だったがメンバーを参集できなかった。ただ、高屋地区、一町田地区のいきいき親睦会やサロンへ参加し、講演や地域の方との交流など行うことができた。(地区の町会長や民生委員など支援して行うことができた) ・包括支援センターの包括日より6、12月に発行できた。集いの場の様子や地域ケア会議の様子、出前講座でのフレイル予防や消費者被害、詐欺についての講演の様子、また、職員の紹介や出前講座の案内も載せて発行できた。 ・岩木のサークルの開始式や駒越町会老人クラブ、赤十字団体、相馬健康塾から依頼を受けて、介護予防、フレイル予防、消費者被害などについて講座を開き啓発に努めた。 ・社会福祉士、介護支援専門員の課題解決のため、講師を招いて「アンガーマネジメント」についての講演をいただき、55名の参加があり、スキルアップに繋げることができた。 ・ガソネットネットワークの活動では、生活支援コーディネーターとともに圏域すべてのスタンドに出向きポスターの張替えを行った。各スタンドの方も快く対応して頂き掲示することができた。
南部包括 ①介護予防や自立支援に対して意識を高める取り組みが必要である。 ②高齢者の孤立防止のため地域で見守りする体制や支援が行き届く取り組みが必要である。	①地域で介護予防や自立支援についての重要性を情報発信する。 ②地域全体で独居高齢者を支援するため、民生委員や町会、関係機関との連携を強化する。	①定期的に開催している認知症カフェでは、作業療法士、国保年金課、歯科衛生士を講師に招き、健康と介護予防をテーマに講話を実施しその重要性を伝えることができた。また、金属団地町会からの依頼で認知症予防について出前講座を実施した。介護予防教室は2回開催し計32名の参加があった。包括で発行している広報誌にて、地域活動の予定や介護予防について情報発信しているが、広報誌やポスターを見て情報を知ったという参加者が増えており、広報活動に一定の効果を感じている。 ②民生委員定例会圏域5地区に出席し、地域包括支援センターの役割について発信するとともに、活動状況を共有し、意見交換を行った。またチームオレンジと協力し、地域で暮らす認知症のある人へ、チーム員が定期的に訪問する見守り活動の実施や、新たな活動として認知症の人や独居高齢者を含む地域住民が参加し、お互いの交流と見守りがある居場所として地域食堂(おれんじ食堂)年6回の開催を支援した。地域での連携としては、地域ケア会議や個別の相談事例において、民生委員や多様な関係機関、銀行やコンビニとも協力して対応することができた。弘前市孤立化防止見守り体制づくりでは、昨年度に続き、弘前大学看護学生と一緒に茂森町会の独居高齢者宅へ訪問し、見守りが必要な人をリストアップした。今後は地域での見守り体制に繋げる話し合いを町会と行い、支援に繋げて行きたい。

地域課題	目 標	目標に対する取組の評価
北部包括 ・地域包括支援センターをはじめとする介護、福祉、保健、地域の関係事業所が役割周知し地域住民と相互に知る機会が必要。 ・さまざまな場面において地域関係者とネットワークを構築し地域全体とつながり、表面化しないケースを情報共有し早期発見から早期支援につなげていく必要がある。 ・地域住民のニーズに合わせた講座開催や地域住民の健康増進のため介護予防につながる取り組みが必要。	・主催する講座や勉強会、介護予防教室、地域関係機関との共催による取り組みから知識啓発を図る。 ・介護、福祉、健康、認知症などに関する介護相談会を実施。 ・地域ケア会議の開催はじめ地域の定例会や活動へ参加し相互に情報共有を図る。 ・北部地域包括支援センターの役割及び活動内容や地域資源に関する情報等の周知活動を実施。 ・健康増進と介護予防の取り組みとして地域の居場所や地域活動において健康指導と健康管理を実施。	・主催する講座や介護予防教室については地域住民の関心が高いテーマを設定し包括が主催する出前講座や関係機関との共催により実施したことで地域啓発のみならず顔の見える関係づくりにつながった。参加者からは具体的な相談につながる事例も見られ、早期相談・早期支援への入口として一定の成果があったと評価する。 ・出前講座や介護予防教室などに相談会を組み合わることで住民の悩み事や困りごとが聞かれた。制度説明にとどまらず生活全体を捉えた支援につなぐことができた。認知症に関する相談は早期の段階での気づきや家族支援に結びつくケースもあり地域包括支援センターの役割を発揮できたと評価する。 ・各種会議開催、定例会などへの参加を通じて、関係機関との情報共有とネットワーク強化が図られた。個別課題の検討を通じて地域課題の把握にもつながり、支援の方向性を多職種で共有できたと評価する。 ・周知活動については広報誌や地域活動の場を活用して実施することで、「ほくほくだよりを見て電話した」、「人づてに聞いた」、「活動に参加して相談したかった」などから相談に繋がったケースもあり一定の効果があつたと評価する。 ・地域の居場所や活動の場で健康指導や健康管理を実施したことは、重度化予防・フレイル予防の観点から有効であり、参加者の主体的な健康意識の向上があつたと評価する。

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

職員配置 (R7.4.1現在)	保健師		予防給付プラン担当		3 人	プランチ数
	社会福祉士	2 人	その他(センターの他職種業務以外のもの)			
	主任ケアマネ	1 人				
					2 人	2箇所

令和 7 年度の活動方針(地域課題・目標)					令和 7 年目標に対する取り組みの評価		
地域の実態					①地域ボランティアとの協働 わんわんパトロール隊の活動をひろさきボランティアポイント制度に登録したほか、WanWanマルシェやまちなかピクニックと協働することで高校生ボランティアの参加も定着し、地域活動としての広がりが見られている。		
①自然災害が増加することで、今後の生活に対する不安が強くなり、高齢者の意欲低下を助長している。また、他者とながりを持たない高齢者が増加し認知症が進行している。					②高齢者と学生の交流の場づくり 認知症カフェには医療・福祉職を目指す学生が参加し、高齢者との交流を通じて学びを深めるとともに、高齢者と学生ボランティアの出会いの場として機能し始めている。		
地域課題					③地域との連携と実態把握 民児協定例会への参加やQOL検診での包括支援センターの役割説明、宮川町会および笹森町でのアウトリーチの実施を通じて、地域の状況把握と相談窓口の周知を図った。地域の居場所づくりについても支援を行い、現在は地域主体で継続される活動として定着してきている。		
目標					これらの取組を通じて地域とのつながりが広がる一方、制度利用までの間や制度では対応が難しい生活課題を支える「つながぎ支援」の必要性が地域課題として見えてきた。次年度は、地域住民やボランティアとのつながりを生かし、見守り活動や地域活動を通じて地域の支え合い体制の充実と災害時にも支え合える地域づくりにつながる取組を進めていく。業務の効率化の視点では、ケアプランデータ連携システムやAIによるケアプラン作成支援などの活用を包括支援センターにおいても推進する必要性を感じている。		

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)						
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		R 8 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
基本 チェックリ スト該当 者に係る ケアマネ ジメント	総合事業のスムーズな利用に向けた支援を行う。	①制度説明や基本チェックリストを実施し、地域の社会資源の活用も含めたマネージメントを実施する。	①随時	①新規:71件実施。全例2週間以内に対応することができた。	①71件	①アセスメント・スクリーニングを丁寧に行いながら、自立支援を視野に多様なサービスの情報提供を行っていく。 要時総合事業の説明を行いチェックリストを実施し適切なサービス利用につながっている。

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)				
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容	R 7 年度実施回数等	R 8 年度の計画、取組
ア 地域におけるネットワーク構築	地域・各関係機関との関係づくり、ネットワーク構築に努める。	①民生委員定例会への参加や、地区会長と情報交換を行う。 ②商業施設や金融機関との情報交換を行う。 ③圏域グループホーム等運営推進会議へ参加する。 ④第2層協議体活動に参加する。	①年1回以上 ②年1回以上 ③随時 ④開催時	①④は引き続き実施する。②③は定着しているため終了とし、あらたに地域行事との連携を通じ、包括支援センターの役割周知や認知症理解の普及啓発を計画する。地域防災については、重点課題と捉え取り組みを検討する。
イ 実態把握	地域住民や民生委員、その他関係機関と連携を強化し、実態把握に努める。	①在宅介護支援センターと連携し高齢者の実態を把握する。 ②町内会や民生委員と連携を強化し実態把握を行う。	①連携会議 月1回開催 ②町内会や民生委員との情報交換の件数：年4回以上	①②継続して実施する。
ウ 総合相談	①三職種が切れ目なく対応できるように情報共有を強化し、支援内容の検討を随時行い、他機関への情報提供や関係機関への紹介をスムーズに行う。 ②窓口周知に取り組む。	①毎朝のミーティングとデータを活用し情報や支援の方向性を包括内で共有し対応する。 ②圏域内事業所・地域関係者等へパンフレットを配布し情報提供を呼び掛ける。	①毎日 ②随時	①継続して実施する。 ②関係機関へのパンフレット配布について定着しており、継続して実施できている。そのため、次年度からは講師活動やアウトリーチ活動を窓口周知の取り組みとして計画したい。
			①平日毎日実施 ②事業所：43件 病院：21件 民生委員：58名	①計画通り実施できている。そのため、担当不在時でもスムーズに対応できている。 ②計画通り実施できている。また、和徳地区保険衛生委員会主催のQOL健診にて、35名の方に包括の役割について説明する機会をいただいた。敬老会以降、参加者同士で話題になったよう新規相談が一時的に増加した。

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		課題・評価	R 8 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 成年後見制度の活用促進	①成年後見制度について普及啓発を図る。 ②成年後見制度に関する相談・申立て支援を、必要時圏域権利擁護センターと連携して行う。	①民生委員定例会、グループホーム運営推進会議等での広報や関係機関への資料提供をする。 ②相談、申し立て支援を行う。	①年4回以上 ②随時	①定例会や運営推進会議で後見制度について情報提供できた。 ②申し立て：3件実施。	①4回 ②3件	①地域住民への啓蒙を行い、制度について理解を深める取り組みを行った。下期には看護協会からの依頼により看護師対象の学習会の講師を務め、事例を通して制度活用の必要性や相談窓口について周知することができた。	①②継続して実施する。 今後とも関係機関と連携し、制度の理解促進と適切な活用につながる普及啓発を継続していく。
イ 老人福祉施設等への措置の支援	措置を要するケースが発生した場合、市の関係部署と連携し対応する。	①市の関係部署、受け入れ措置施設と連携し対応する。	①随時	①該当ケースなし	①該当なし		①発生時には市に対応を求めている。
ウ 高齢者虐待への対応	養護者による高齢者虐待に関わる通報を受けた場合は、速やかに対応する。	①虐待対応マニュアルに基づき関係部署と連携し対応する。	①随時	①虐待通報は6件うち虐待有は3件であった。	①随時	①精神疾患を有する家族からの暴言や不適切な介護状態がみられるケースや、家族からの暴言・暴力が認められるケースなど、高齢者虐待として対応を行った。介護負担の軽減のためのサービス利用等を提案するが受け入れられない状況が続いている事例も見られる。	①継続して実施する。 今後も、関係機関と連携しながら状況の見守りを継続するとともに、家族負担の軽減や支援受け入れにつながるよう支援を継続する。
エ 困難事例への対応	事実確認後、課題を整理し支援の方向性を関係者で協議する。	①包括内三職種カンファレンスや地域ケア個別会議、担当者会議を開催することで課題を整理し、支援方法を検討する。	①随時	①日常的な意見交換に加え、三職種カンファレンスを月1回開催し支援方法を検討できた。	①12回	①ケアマネの後方支援として関わる困難事例においては、利用者の意向よりも過去の経験や印象に基づく対応が先行することがあり、本人の意向の十分な把握や説明が不足する場合が見られた。	①三職種の意見交換やカンファレンスを基軸に置き、課題整理や支援方針の検討を行うことで、多職種間の情報共有や中立的なかかわりの意識向上につながった。継続して実施する。
オ 消費者被害の防止	消費者被害に関する最新情報を把握し、住民に伝達する体制を構築する。	①市民生活センターからの最新情報を民生委員を通じて住民に提供する。 ②消費者被害に関する相談は市民生活センターや警察と連携して行う。	①年1回以上 ②随時	①圏域内民生委員にパンフレットを配布し情報提供した。 ②1件あり。下期弘前市相談窓口紹介ネットワークの会議に出席。	①資料配布：4回 ②1件 会議1件	①民生委員や地域住民に対し資料提供することができた。 ②着物買取業者に切手を持って行かれ、クーリングオフをしたが高価な切手を中心に戻っていない事例があり、市民生活センターと連携して対応できた。	①継続して実施する。

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)					
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		課題・評価	
		実施内容	回数等	実施内容	R 8 年度の計画、取組
ア 包括的・継続的なケア体制の構築	地域の介護支援専門員が他職種・他機関と連携しやすい体制を構築する。	①他職種・他機関と連携し、地域ケア個別会議や推進会議を開催する。	① 個別：年4回以上 推進：年2回	①個別会議・推進会議共に参集で開催できた。	①継続して実施する。 見守り活動や地域活動を通じて地域の支え合い体制の充実と災害時にも支え合える地域づくりにつながる取組を重点課題として進めていく。
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	地域の介護支援専門員同士が意見交換できる場として、定期的に連絡会を開催し、相互の連携を図る。	①リーダー会議を実施し、介護支援専門員のニーズにあった学習会や意見交換会を企画する。	①会議：年2回以上	①2回開催し、意見交換会や学習会のテーマを決定し、内容の検討を行うことができた。	①継続して実施する。
ウ 日常的個別指導・相談	介護支援専門員への個別指導・相談に対応し、円滑に業務が行えるよう支援する。	①個別相談 ②介護支援専門員対象の学習会や意見交換会を開催する。	①随時 ②年2回	①新規相談：53件あり。随時対応している。 ②介護支援専門員の意見を反映し、意見交換会を開催することができた。	①②継続して実施する。 意見交換を通じて、ケアプランデータ連携システムやAIによるケアプラン作成支援などを活用し、業務の効率化への可能性が確認できた。包括支援センターにおいても推進する必要性を感じている。早急に対応すべき課題であり、市への提言として積極的検討を求める。
エ 支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員への効果的な支援を行う。	①同行訪問、関係機関とのネットワークを生かした具体的な支援方針の検討や後方支援を行う。	①随時	①個別相談事例：4件 同行訪問：3件	①ケアマネの後方支援として関わる困難事例においては、利用者の意向よりも過去の経験や印象に基づき対応が先行することや、本人の意向の十分な把握や説明が不足する場合が見られた。

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)					
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度実施内容	R 7 年度実施内容	R 7 年度実績	R 8 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等
ア 関係機関との連携	地域住民による高齢者の見守り活動(第一包括わんわんパトロール隊)を多様な機関と協働し実施する。	①隊員間で活動状況を共有する機会として、集めて活動する機会を設ける。	①年6回	①4/26 5/11 6/14 7/6 9/13合同パトロールを実施。 ②7/12・10/18実施。 ③3/31現在登録者44名愛犬40頭の名簿を管理している。	①5回 ②9名受講 ③登録者44名 愛犬40頭
		②新規隊員のための認知症サポーター養成講座を実施する。	②年1回以上		
		③第一包括わんわんパトロール隊登録者の名簿管理をする。	③登録者30名以上		
イ 認知症の人や家族への支援	認知症に関する住民教育や早期相談の場所として認知症カフェを定期開催する。	①認知症カフェを青森県作業療法士会の指導助言をいただき開催する。	①年10回	①11回実施。作業療法士・公認心理師など専門職が講師となり実施。 ②投稿:12回 チラシ配布:25カ所のドラックストアなどに配布。 ③4回 13人参加	①11回実施 ②投稿:12回 チラシ配布:25所 ③4回 13人参加
		②参加者拡大に向け、認知症カフェを周知する。	②SNSへの投稿:年10回以上 チラシ配布:20か所以上		
		③認知症カフェを高齢者と学生がつながる機会として活用する。	③学生10名以上		
ウ 知識の普及	認知症サポーター養成講座を開催しサポーターを増やす。	①認知症サポーター養成講座を周知するためSNSを活用する。	①年間投稿数5回以上	①わんわんパトや認知症カフェの活動状況を投稿し、周知できた。また、犬関係のイベントでも直接声がけをしている。	①21回投稿 ②3回実施 25名参加。
		②認知症サポーター養成講座を開催する。	②年2回以上	②3回開催 25名参加。	
		課題・評価		R 8 年度の計画、取組	
		①～③地域イベント(Wanwanマルシェ・まちなかピクニック)等と連携しながら活動を継続しており、地域貢献活動として周知されつつある。一方で他団体との協働企画の中で実施していることから活動の趣旨や内容が十分に伝わりにくい場面もあり、今後は広報方法や周知の工夫を図る必要がある。		①～③継続して実施する。③は実施できているため終了し、課題でもある、参加者の講師活動を③として計画する。	
		①～③参加者が増え、地域住民や学生、ボランティアとの交流が活発化しており、地域での認知症理解の促進や人的ネットワークの構築に一定の成果がみられる。今後は参加者自らが講師となる活動(布草履・糸掛け曼茶羅、川柳等)を通じて、地域住民の主体的な役割と学びの機会をさらに拡大することが課題である。		①②計画的にSNSを活用し周知できている。企業や地域からの養成講座開催の希望が少なかつたため、3回の開催となった。引き続き周知に努めたい。	

令和7年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

弘前市第一地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)				
項目	令和7年度計画	R7 実施内容	R7 回数等	R7 実施内容
個別支援と地域課題の把握	①地域ケア個別会議は定期開催を基本とするが、要望があつた際は随時開催し、個別支援と地域課題の抽出を行う。	①地域ケア個別会議を開催する。	①年4回	①⑦4回実施できた。 ④2回実施できた。
	②自立支援型のケア会議を開催し本人の自立支援や重度化防止を図る。	④地域ケア推進会議を開催する。	①年2回	②自立支援型のケア会議を2回開催することができた。
		②圏域の介護支援専門員に呼び掛け自立支援型ケア会議を開催する。	②年1回以上	②4回
7 地域包括支援センターで把握した地域課題				
【地域の実態】				
・独居高齢者や身寄りのない高齢者、遠方家族世帯の増加など家族形態の変化により、従来家族が担ってきた生活支援や意思決定支援を地域で補完する必要が高まっている。 ・相談対応や地域ケア会議の検討を通じ、認知症や精神疾患等により受診調整が難しい事例や、制度の利用不足、制度利用までの空白期間などが見られている。 ・行政手続きのデジタル化が進む一方で、高齢者や家族にとって手続きが分かりにくく、制度利用の障壁となる場合がある。 ・終活やエンディングノートについても関心はあるものの、実際の準備や意思表示には十分つながっていない状況が見られている。 ・災害時に支援が必要となる高齢者も多いため、平時からの地域のつながりや見守り支援体制の充実が求められている。				
【地域課題】				
・成年後見制度等の認知は進んでいるが、制度内容の理解不足や制度利用までの空白期間が見られ、早期相談につながる普及啓発と権利擁護支援の体制づくりが必要である。 ・認知症専門外来の受診調整や精神科往診体制が限られていることから、受診拒否や通院困難ケースにも対応できる医療機関との連携体制の強化が必要である。 ・通院付き添いや買い物、行政手続きなど制度では対応が難しい生活支援の担い手が不足していることから、地域資源を活用した生活支援体制の充実が必要である。 ・独居高齢者の増加に伴い地域とのつながりが弱いケースや、終活やエンディングノートの活用が十分に進んでいない状況が見られることから、孤立予防の取組と本人の意思を尊重した意思決定支援を進めるとともに、災害時にも支援につながる見守りや支援体制が必要である。				
【地域での対応方針】				
・地域の課題の多くは制度そのものの不足ではなく、制度利用までの期間や制度外の生活課題を支える「つなぎ支援」の不足に起因している。そのため、地域包括支援センターを中心に関係機関と連携し、制度と生活をつなぐ支援の視点をもちながら、権利擁護制度の普及啓発や医療機関との連携強化、地域資源を活用した生活支援体制の充実、見守りや交流の機会づくりによる孤立予防、終活やエンディングノートの普及による意思決定支援などに取組み、地域で高齢者を支える体制づくりを進めていく。また、これらの取組みを通じて地域住民との関係づくりを進め、災害時にも高齢者が地域で支えあえる体制づくりにつなげていく。				
【市、関係団体への提言】				
1 制度開始までの空白期間への支援制度の整備 2 移動支援や付き添い支援など生活支援体制の整備 3 高齢者や遠方家族が利用しやすい手続き支援制度の整備 4 ケアプランデータ連携システムやAIによるケアプラン作成支援などの整備				

(様式第1号)

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

職員配置 (R7.4.1現在)	保健師	2 人	予防給付プラン担当	3 人	プラン手数
	社会福祉士	1 人	その他(センターの他職種業務以外のもの)		
	主任ケアマネ	1 人			
					箇所 2

令和 7 年度の活動方針(地域課題・目標)					令和 7 年度目標に対する取り組みの評価
地域の実態 ・地域で暮らしていきたい高齢者に対して既存のサービスでは不足がある。 ・将来を予見して、生活できている人が少ない。 ・独居の認知症高齢者に対するリスク管理等を含めた支援対応が困難である。 ・自己中心的な生活を送る高齢者に対して行う支援には限界があり支援者が疲弊している現状がある。 地域課題 ・加齢に起因する問題等に関して、高齢者以外でも理解していく必要がある。 ・支援方法がわからなくなため支援者が疲弊している現状がある。 目標 全世代に対し、認知症やフレイルについての知識の普及、相談窓口の周知を図り、支援者支援の強化、負担の軽減を目指す。					地域住民を対象としたMCIとフレイル予防の講座を樋の口婦人部、南城西保健衛生部長と連携し年2回開催。認知症及びフレイル予防への興味関心が高まるよう普及啓発をした。認知症カフェは町田地区ふれあいセンターと連携して開催。老人福祉センターで介護なんでも相談会を定期的に開催(相談会は北部地域包括支援センター、在宅介護支援センターと協力して行っている)。又、地区の郵便局に地域包括支援センターのパンフレットを配布して相談窓口を周知した。10月に国税局の職員を講師として招き、消費者被害に関する関係機関合同研修会を開催。弘前学院大学の学生と協働して認知症サポーター養成講座を開催。又、シルバー人材センターの職員や会員を対象とした養成講座も開催。キャリアメントとして活動したい地域住民の相談にも対応した。MCI、フレイル予防の講話に関して、興味を持っており、認知症が多く、講話の依頼が増えてきており対応。地域に対して発信できる場合は増えており、認知症への関心、理解、フレイル予防の重要性について周知を図ることが出来た。

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)					課題・評価	R 8 年度の計画、取組
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		R 8 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
基本 チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	・介護予防日常生活支援総合事業について趣旨を説明し、本人の自立支援と重度化防止、セルフケアの重要性が認識できるよう支援スームズな利用を図る。	介護予防・日常生活支援総合事業を推奨し、希望者には基本チェックリストを実施し該当者には適切、円滑な介護予防サービス支援計画書を作成する。	都度	事業対象者	登録者数：109名 (3月末時点での利用者)⇒登録者数	引き続き自立支援と重度化防止のため目標を設定し取り組みで行けるよう支援する。特に通所型サービスを終了した方には身体機能が維持できるようフォローアップしていく。今後も総合事業の推進を図ると同時に地域住民への健康づくりに対する意識を浸透させる。

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)					
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等
ア 地域におけるネット ワーク構 築	地域・各関係機関との関係づく り、ネットワークづくりに努め る。	①民生委員定例会への 参加。 ②公民館や町会など地 域行事への参加。 ③圏域内、地域密着型 サービスの運営推進会 議に参加する。	①定例会各 地区年： 各 1 回 (藤代・城 西・西地 区) ②随時 ③地域密着 型サービ ス運営推 進会議 計 5 4 回	①民生委員定例会に参 加。 ②藤代公民館運営委員 会、介護なんでも相談 会に参加。 ③運営推進会議に参 加。	①定例会 藤代 1 回 城西 1 回 西地 1 回 計 3 回 ② 5 回 ③ 3 7 回
イ 実態把握	地区住民・民生委員・在宅介護 支援センター、その他の関係機 関からの情報提供により地域の 実態把握に努める。	在宅介護支援センター と連携しながら、地区 住民やその他の関係機 関からの情報提供によ り実施する。 また、必要時安心カー ダの配布やエンディン グノートの活用等も併 せて周知する。	①在宅介護 支援セン ター連絡会 年： 4 回 ②実態把握 年間： 2 5 0 件	①定期的な連絡会を開催し情報を 共有することで、地域の実態を知る 良い機会となっている。 ②実態把握件数はほぼ予定通りで きており、成果は上がっている。	①民生委員定例会に参加し、包括 支援センターの取り組みについて意 見交換できた。 ②藤代公民館運営委員会に出席 し、地区住民や関係機関と情報交 換ができた。又、『介護なんでも相 談会』に出席し地域住民の相談に応 じた。 ③会議に参加することで、地域の意 見を確認でき、地域の状況を把握す る良い機会となっている。
ウ 総合相談	総合相談窓口としての役割を周 知していく。 多様な相談内容に対して、適宜 状況把握を行い、相談内容に即 したサービスまたは、各種制度 に関する状況提供、適切な機関 への紹介を行う。	地域の行事や集会など に積極的に参加し、包 括支援センターの活動 を周知していく。 多様な相談内容に對 して、速やかに対応し て、速やかな対応して 情報共有し調整して いく。	随時	新規相談や、懸案事項 に関して、各専門職の 専門性を活かして協議 し、情報を共有しながら 対応した。	①次年度も定期的に、圏域の在宅 介護支援センターとの連絡会開催を 計画。 ②引き続き在宅介護支援センタ ーや民生委員等と連携して取り組ん でいく。 相談依頼に対しては、職員間で情 報共有を行い、相談内容に応じた支 援、適切な関係機関への紹介に努 める。
R 8 年度の計画、取組					
①参加要請があった際には積極的 に定例会へ参加する。 ②公民館、町内、老人福祉センタ ー主催の行事等が開催される際 は、可能な限り参加するよう努 める。 ③引き続き運営推進会議に参加す る。					

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)									
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		課題・評価		R 8 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	① 14件 ② 6件 ③ 1件 ④ 4件	① 成年後見制度の内容から申立方法まで相談があり対応した。 ② 民生委員定例会、認知症カフェ等にて周知することが出来た。 ③④ 申立支援を行った。	引き継ぎ、必要時の相談対応、申立の支援を行っていく。	
ア 成年後見制度の活用促進	民生委員定例会、地域包括支援センター主催の行事、町会等主催の行事、地域密着型サービス等の運営推進会議等で成年後見制度の説明を行う。	各関係機関との連携、正しい情報提供、必要の際の申立の援助を行う。	随時	① 相談 ② 行事等での周知 ③ 本人申立 ④ 市長申立	① 14件 ② 6件 ③ 1件 ④ 4件				
イ 老人福祉施設等への措置の支援	緊急対応が必要な高齢者に対しては市に状況を報告し、協議しながら対応する。	老人福祉施設等への措置が必要な場合は市に報告し実施を求める。	随時	措置対応	1 回		経済的虐待からの措置対応が 1 件あった。	必要時には市に実施を求める。	
ウ 高齢者虐待への対応	養護者による高齢者虐待が疑われる際には速やかにマニュアルに沿って対応する。	養護者による高齢者虐待が疑われる際には市に報告し、協議しながらマニュアルに沿って対応していく。	随時	虐待対応	13 件		養護者にあたらないうことで虐待認定に至らなかったものが 12 件あった。	金銭的に介護保険サービスの導入が困難である世帯に対する支援に苦慮することが多い。	
エ 困難事例への対応	速やかに事実を確認、関係者間で協議し、対応する。	地域ケア会議等を活用し、個別課題の解決、対応力強化を図る。	随時	困難事例対応	0 件		困難事例はなかった。	困難事例がある場合は地域ケア会議等を活用し解決、対応力の強化を図っていく。	
オ 消費者被害の防止	市民生活センター、青森県消費者センターと連携を図り、予防に努める。	各関係機関との情報共有を行い予防に努める。被害が疑われた場合は速やかに対応する。	随時	① 消費者被害の対応 ② 消費者被害予防のための周知	① 0 件 ② 6 件		① 消費者被害への対応はなかった。 ② 消費者被害予防のための周知を民生委員定例会、認知症カフェで行った。	引き続き消費者被害が疑われる際には迅速に対応していく。	

弘前市第二地域包括支援センター

28

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)						
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度実施内容	R 7 年度計画内容	R 7 年度実績	課題・評価	R 8 年度の計画、取組
ア 関係機関との連携	認知症疾患医療センターや認知症協力医療機関、認知症初期集中支援チームなどと連携し、関係性や研修会なども活用して、関係性を築いていく。	認知症関連の研修会や会議に参加したり、医療・介護等の関係機関と連絡をとりながら、情報を共有していく。	随時	認知症地域支援推進員連絡会や、つながるネットワーク交換会、その他医師会とエーザイで共催している講演会に参加。 相談内容に応じて、認知症疾患医療センターや認知症協力医療機関と情報共有しながら対応。	研修会や講演会等に参加し、事業所や医療機関と認知症に関する情報共有を行うことが出来た。 認知症疾患医療センターや認知症協力医療機関等とは必要時に情報共有しながら対応している。	引き続き継続して実施予定。
イ 認知症の人や家族への支援	認知症に関する相談支援を行いながら、認知症の人やその家族が、地域の中で交流や情報を共有できるような場を提供する。	①認知症の人と家族のつどいなどに参加。 ②認知症カフェを開催する。	① 1回 ② 認知症カフェ：年3回 ③ 相談は随時	①「認知症の人と家族の集い」に参加した。 ②町田地区ふれあいセンターにて、認知症カフェ(事業名：いっばく茶屋心愛)を開催。 ③相談は随時行っている。	①認知症の方を介護する家族や関係者の声を直接きく良い機会となっており、情報交換を行うことが出来た。 ②少人数でゆったり話すことができ、相談や交流の良い機会となっている。 ③家族や地域住民からの認知症に関する相談については、速やかに対応するよう努めた。	①引き続き継続して実施予定。 ②場所を同一敷地内の旧デイサービスセンターから弘前へ変更し、年4回実施予定。 ③引き続き継続して対応していく。
ウ 知識の普及	①認知症サポーター養成講座を開催し、サポーターを増やす。 ②地域住民へ認知症についての知識の普及を図る。	①地域住民や企業・学校に対して、サポーター養成についての案内を行い、受講を働きかけていく。 ②認知症に関する行事や研修会を開催。	①広報活動 ・藤代地区 ・西地区 ・城西地区 目標サポーター数：30名 ②開催回数：2回	①広報活動を民生委員定例会や、藤代公民館運営委員会に参加した方へ働きかけた。 12月弘前学院大看護学生へ実施。 2月シルバー人材センター職員や会員へ実施。 ②西交流センターや樋の口公民館にて軽度認知障害に関する講座の依頼があり開催。	①民生委員や地域住民、大学生などに「認知症サポーター養成講座」参加に向けて働きかけを行い、講座を行うことが出来た。参加者からは認知症に対する理解が深まったとの意見が聞かれた。 ②軽度認知障害や認知症予防に関して地域住民が高い関心を持っていて、認知症に関する情報が出来た。又、保健衛生部長や婦人部等地域団体組織との交流を持つ良い機会となった。	①引き続き継続して実施予定。

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)					
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等
個別支援と地域課題の把握	①地域ケア個別会議は定例開催と支援困難事例への対応としての随時開催を行う。	①地域ケア個別会議、地域ケア推進会議を開催する。	①地域ケア個別会議：4回 その他：都度	①地域ケア個別会議	①4回
	②地域密着型サービスの運営推進会議や地域の行事、会合等日頃の活動を通して住民からニーズの把握を行う。	②地域ケア推進会議：2回		②地域ケア推進会議	②2回
課題・評価					
①個別課題解決、地域課題発見のための会議を行った。					
②地域課題抽出を目的とした会議を行った。					
R 8 年度の計画、取組					
①定期的な地域ケア個別会議開催予定。加えて必要時、地域ケア個別会議を開催する。					
②年間計画に則り地域ケア推進会議を開催する。地域住民のニーズの把握ができるよう地域課題を整理、検討する。					
7 地域包括支援センターで把握した地域課題					
【地域の実態】					
・世帯によっては支援者が足りない現状がある。 ・経済的困窮により、適切なサービスを利用することができない。 ・根本的課題として経済的困窮がある場合、介護支援専門員は介入しにくい。 ・重層的な課題のある世帯に対しての支援方法が構築されていない。					
【地域課題】					
・判断能力の低下した高齢者の意思決定を、地域全体で支える仕組み作りが必要。 ・経済的困窮による医療・介護利用制限と、それに伴う健康悪化を防ぐため、債務整理を含む生活再建支援と介護導入を同時並行で行える地域連携体制が不足している。					
【地域での対応方針】					
・生活困窮及び介護リスクのある世帯及び判断能力低下が疑われる高齢者について、早期から情報共有を図ると共に、住民一人ひとりの気づきの力を高める取り組みを推進し、各種研修会の開催を通じて異変に気づく力を育み、地域全体で支えあう体制構築を目指す。 ・安心カードやエンディングノートの活用を拡大。					
【市、関係団体への提言】					
意思決定支援に関して、支援者の感覚に頼らない体制づくりが必要。					

(様式第1号)

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

職員配置 (R7.4.1現在)	予防給付プラン担当			プラン手数
	保健師	1 人	3 人	
	社会福祉士 主任ケアマネ	4 人 2 人	2 人	

その他(センターの他職種業務以外のもの)

1 箇所

令和 7 年度の活動方針(地域課題・目標)		令和 7 年度目標に対する取り組みの評価	
地域の実態	①認知症の方の増加に伴い、幅広い世代で認知症高齢者の対応をする機会が増え、認知症に対する理解不足等から対応に苦慮する地域住民等がいる。 ②介護予防の必要性が周知されず、重度化してからの相談となる。	①圏域内各地区民生委員や町会へ認知症サポーター養成講座を広報したことあり、受講依頼に繋がっている。昨年は年4件実施から今年度は9件と5件増加している。これまでの認知症サポーター養成講座の広報活動の効果が現れている。また受講した方の感想から、寸劇を見て対応方法や認知症に対する理解に繋がっている。今後も多くの地域住民に対して実施することで、認知症になっても安心して生活できる地域づくりを目指していく。	
	地域課題 ①認知症高齢者と接することがある多分野多機関の方、幅広い世代の方が、認知症の正しい理解や対応方法について学ぶ機会が少ない。 ②介護予防の必要性を自分のこととして、主体的に取り組むように周知されていない。	②圏域内の町内会回覧板へ、フレイルチェックを記載した広報紙を回覧し、介護予防の必要性をより多くの地域住民に啓発、広報紙を見て4件の相談に繋がったこととして、介護予防を考えるきっかけとなっている。介護予防教室については、上松原町会での介護予防教室は継続して実施できている。新たに城南町会にて介護予防教室の開催を行うことができた。民生委員の協力を得て、一人暮らしの方に個別に声掛けをしてもらい、口の健康をテーマに歯科衛生士を講師に招き講話を通して、自身の口の健康について学ぶ機会となった。今後も継続して実施することで、介護予防を啓発し、早期相談、重度化予防に繋がる様に周知していく。	
目標 ①関係機関や幅広い世代へ認知症サポーター養成講座等を実施する。 ②介護予防の必要性の周知や介護予防教室を実施する。			

第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)					
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		課題・評価	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等
基本 チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	総合事業のスムーズな利用に向けた支援を行う。	制度の説明、基本チェックリストを実施、地域の社会資源を含む情報を提供し、マネジメントをする。	2週間以内	制度の説明、基本チェックリストを実施、該当者には意向を確認し、各種介護予防に係るサービスや社会資源の情報を提供し、必要に応じてケアマネジメントを行っている。	回数等 事業対象者数 312件
		事業対象者に対応してくれる訪問介護事業者が閉鎖などに伴い減少、利用できないことが続いている。金銭的な余裕があれば、自費でのインフォーマルなサービスの情報提供を行っているが必要な方にサービスがすぐに届かないこともある。	回数等 事業対象者数 312件	事業対象者に対応してくれる訪問介護事業者が閉鎖などに伴い減少、利用できないことが続いている。金銭的な余裕があれば、自費でのインフォーマルなサービスの情報提供を行っているが必要な方にサービスがすぐに届かないこともある。	回数等 事業対象者数 312件

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)						
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 地域におけるネットワーク構築	①関係機関、住民組織と連携しやすい関係を作り、見守りネットワークの構築を図る。 ②介護予防についての知識を広げ、地域高齢者に関心を持ってもらえる取り組みを実施する。	①民生委員児童委員協議会定例会、各市区町会連合会などへ参加しセンターの役割周知を図る。生活支援コーディネートなどの専門職とも連携を図る。 ②町内会回覧板等を活用し介護予防の啓発を行う。地域住民の集い等を活用し、公民館等において介護予防教室を行う。	①年7回以上 ②ア・年1回 イ・年1回	①圏域内各4地区の民生協定例会、3地区の町会連合会に参加し広報活動する。 ②ア・広報紙にてフレイルチェックの項目を載せて、回覧板にて地域住民への介護予防啓発を図った。 イ・介護予防教室を上松原町会、城南町会で歯科衛生士の協力のもと実施。	①7回 ②ア・1回 イ・2回	①民生委員とはネットワーク構築継続できている。町会連合会への参加も毎年続けており、参加の際は事業説明等を行い、包括への理解促進を図ることができている。 ②ア・広報紙を見て介護予防、運動を希望した相談が4件あり、継続的な啓発が必要。 イ・自分自身の口の健康について知ることができ、またその後も集いの場で口腔体操を自主的に継続する等あり、地域での介護予防への取り組みへと繋がる良い機会となった。
イ 実態把握	高齢者の地域からの孤立・孤独死防止、重度化防止、支援を要する高齢者の早期発見・早期対応を行う。	高齢者の心身の状況や家族の状況等について実態把握を行う。	随時	相談対応した方を中心継続的に実施していく。	153件うち 独居70件	関係機関に相談に行くが地域包括支援センターとの関わりを拒否している方は、関係づくりまで時間を要する。関係機関に地域包括支援センターの役割を知ってもらう事や情報共有していくことが必要。
ウ 総合相談	重症化、複雑化する前に早期相談を促すため、地域の関係機関、市営住宅、マンション、金融機関、郵便局、医療機関などに広報活動を行う。	ア・広報紙を町内会回覧板にて広報する。 イ・回覧が回らない市営住宅やマンション等へ広報する。 ウ・金融機関や医療機関等へパンフレットの設置協力を依頼する。	ア・年1回 イ・年7カ所 ウ・年30カ所	ア・介護予防周知も併せて広報している。圏域内各4地区に7～9月に回覧。 イ・マンション7カ所にパンフレットを配布。 ウ・関係機関39カ所に配布。病院、薬局の計2カ所新規として設置依頼している。下半期にはパンフレットが不足している機関5カ所へ追加配布。	ア・1回 イ・年7カ所 ウ・年39カ所	ア・地域住民に対し町内会回覧板にて広報紙を回覧、19件の相談に繋がっている。町内関係者とも顔が見える関係を構築することができている。 イ・マンション住人から3件相談あり。またマンション管理人からパンフレットの追加設置の依頼がある等、顔の見える関係性が構築出来ている。 ウ・特に金融機関、交番からの問い合わせから支援に繋がることもあり、連携を図ることができている。
						R 8 年度の計画、取組 ①各住民組織からの相談受付時は適切に、迅速に対応するように努める。 ②ア・イ・介護予防啓発のため、継続して公民館等で介護予防教室を実施する。
						相談時は速やかに訪問し、適切にアセスメントを行い、必要な支援を行っていく。 ア、イ、ウは来年度も継続とする。加えて介護者や若年層に対し、地域包括支援センターが高齢者の相談窓口であること等を周知するため、SNS等での広報を重点的に実施していく。

弘前市第三地域包括支援センター一名

33

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)					
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等
ア 包括的・継続的なケア体制の構築	① 圏域の介護支援専門員が関係機関とスムーズな連携が出来るよう支援する。	① 圏域の介護支援専門員のニーズに基づき、研修会を企画・実施する。	① 年3回	① 福祉用具について「作業療法士会の方、ストレスケアについて」公認心理師の方、「終活について」弘前市福祉総務課、弘前市建築指導課、専求院終活カウンセラーの方に講師をして頂いた。いずれもオンラインで実施。	① 年3回
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	① 圏域の介護支援専門員と連携を強化する。 ② 日常業務について意見交換できる場を設定する。	① 介護支援専門員及び主任介護支援専門員の人数を把握する。 ② 地域課題や介護支援専門員からの要望に基づき関係機関等と意見交換会を企画・実施する。	① 上半期1回 ② 年1回	① 年度初めに把握しているほか、随時、変更があればセンターへも連絡を頂いており把握できている。 ② 11月に「インフォーマルサービス」について事業所からのPRRの他、介護支援専門員が持っているインフォーマルサービスについての意見交換を実施。	① 上半期1回 ② 下半期年1回
ウ 日常的個別指導・相談	地域ケア個別会議を活用し、個別支援の中で、気づきや学びが得られるよう支援する。	介護支援専門員相互、多職種からの助言を得られるよう地域ケア個別会議を開催する。	年6回	自立支援に向けた会議の開催や介護支援専門員が困難と感じている事例に関して定期開催することができている。	年6回
エ 支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員への効果的な支援を行う。	① 同行訪問、関係機関とのネットワークを活かし、具体的な支援方針を検討、後方支援を実施する。 ② 地域ケア個別会議の活用を提案、実施する。	① ② 随時	① ② 下半期の開催は無かったが、上半期に介護者が精神疾患で金銭管理が上手くできずに生活が困窮している世帯に対して、地域ケア個別会議開催し、関係者間で役割分担し支援できた。	① ② 年1回
				関係者間で情報共有と今後の支援の方向性について、地域ケア個別会議を開催し検討することができている。	
				地域ケア個別会議では、多職種からの多角的な視点での助言を頂くことで新たな気づきを得ることができている。	
				定期開催のほか、介護支援専門員から依頼があれば必要に応じて随時、開催を実施していく。	
				① ケースの状況に応じて同行訪問等の支援をしていく。 ② 支援困難事例に関して随時開催していることの呼びかけと必要に応じて、地域ケア個別会議の開催の提案をしていく。	
				① 圏域の介護支援専門員や主任介護支援専門員を把握することで研修会や意見交換会等の企画にご協力いただくなど連携を図っていく。 ② 有料老人ホームとの意見交換会を企画。より良い連携が図れるようにする。	
				① 今後も介護支援専門員及び主任介護支援専門員の人数の把握すること、意見交換会や会議等での協力を頂くことができている。 ② 意見交換会では意見交換の他、業務に活かせるようにインフォーマルの情報収集と集約をし、一覧表を作成する。必要に応じて一覧表は更新していく。	
				福祉用具については、アセスメントについて再確認できる機会ととなった。ストレスケアについてはエゴグラムを実施することで、自身の傾向や気持ちの切り替え方法について知る機会となった。終活について、それぞれ講師をして頂いた方々から、エーデンングノートについてや弘前市の今後の取り組みについて学ぶ機会となった。	
				圏域内の介護支援専門員へ研修会の内容についてアンケートを実施。ニーズに基づき「オールフレイル」「難病・重度障害」について研修会を企画。介護支援専門員の実践力向上に繋がるように支援する。	

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和 7 年度計画		R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		課題・評価	R 8 年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関 との連携	①認知症地域支援推進員として、地域の関係機関、認知症患者医療センターと連携・ネットワーク作りを行う。 ②認知症初期集中支援チームと連携する。	①ア・年4回 イ・随時 ②随時	①ア・地域住民組織等に対して認知症施策について広報する。 イ・必要時は認知症患者医療センターと連携を図る。 ②必要時、チームに支援を相談。訪問支援対象者について、課題を整理し、情報共有、支援協力をする。	①ア・年4回 イ・随時 ②随時	①ア・各地区民生委員例会、認知症カフェ事業名『橙燦カフェ』で広報。弘前実業高校主催の高齢者ふれあい交流事業にも参加。 イ・認知症カフェ(事業名『橙燦カフェ』)を協働で実施、随時相談する体制ができている。 ②認知症に関わる事柄について情報共有できている。	①ア・年8回 イ・随時 ②随時	①ア・イ・認知症地域支援推進員として、地域住民や学生、高校生との交流に参加することができている。認知症患者医療センターも加わることで、連携を図ることができ、認知症施策の周知ができている。 ②必要時には認知症初期集中支援チームへ相談していく。	①継続して地域住民組織や地域住民に対して認知症施策の周知を図る。また認知症患者医療センターとも協働、連携を図る。 ②チームへ依頼する目的を整理し明確にしたうえで必要時には依頼していく。
イ 認知症の 人や家族 への支援	認知症の人やその家族、地域住民が集い、学びや情報交換できる場を提供する。	ア・年4回 イ・年3回	ア・効果的な認知症カフェ(事業名『橙燦カフェ』)の実施をする。 イ・認知症カフェの振り返り・評価を実施する。	ア・年4回 イ・年3回	ア・弘前学院大学にて3回、住民主体の集いの場で1回実施することができた。 イ・弘前学院大学での実施後に振り返り、評価を協働機関と実施することができた。	ア・年4回 イ・年3回	ア・若い世代と一緒に専門職からの講話を聞き、多世代と交流しながら、認知症について学ぶ場となっている。家族と一緒に参加されたり、新形で参加される方も毎回あり、効果的な実施に繋がっている。 イ・学生数の減少から、学生側が認知症カフェ(事業名『橙燦カフェ』)への協力が負担となっている。今後の運営について継続できるように検討している。	認知症カフェ(事業名『橙燦カフェ』)を年3回、弘前学院大学で開催予定である。また当センターを会場に開催予定とし、より分りやすく敷居を低くし、抵抗なく参加できる認知症カフェ(事業名『橙燦カフェ』)として実施する。
ウ 知識の 普及	①認知症サポーター養成講座等について、広報、開催の働きかけを実施。要請に応じて計画・実施を広げ、若い世代に認知症の理解を促し、地域の高齢者に関心を持ってもらえる取り組みを企画・実施する。	①ア・年4回 イ・随時 ②ア・年1回以上 イ・随時	①ア・民生委員児童委員定例会等に対して認知症サポーター養成講座を広報、周知。 イ・要望に応じて計画、実施する。 ②圏域内教育機関等へ認知症サポーター養成講座を広報、要望に応じ計画、実施する。	①ア・年4回 イ・随時 ②ア・年1回以上 イ・随時	①ア・各地区民生委員児童委員定例会にて周知。 イ・介護サービス事業所、郵便局、マンション、小学校で実施。小学校は今回当センターでは初の講座実施となっている。 ②三大小学校で実施、初めて小学生を対象として実施することができている。	①年4回 イ・年9回 ②ア・2回 イ・随時	①ア・イ・毎年実施している弘前実業高校や弘前学院大学は継続して依頼あり、実施している。広報、周知の結果、三大地区民生委員、郵便局、三大小学校等での実施に繋がっており、昨年より5件多く依頼あり、実施している。 ②文京小学校校長へ声がけ、周知している。また実施した三大小学校担任教師へも来年度以降の実施を声がけしている。	①ア・要望があれば随時対応していく。 ②教育機関への広報は継続し、各職域や分野、企業等へも認知症サポーター養成講座を広報、周知していく。要望に応じて計画、実施し、認知症の方への正しい対応について、より地域住民に周知できるよう取り組んでいく。

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)					
項目	令和 7 年度計画		R 7 年度計画内容		R 8 年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	
個別支援と地域課題の把握	①地域ケア個別会議は定期開催と随時開催を設定。個別支援と地域課題の抽出を図る。 ②地域ケア推進会議は、目的別に関係者を招集し実施する。 ③地域住民、民生委員等関係者に会議参加の呼びかけを行う。 ④積極的に自立支援に向けたケースの検討を促す。	①年6回 ②年3回 ③随時 ④年6回	①地域ケア個別会議 ②地域ケア推進会議 ③地域の関係組織、会議参加者に趣旨説明を丁寧に行う。 ④圏域の介護支援専門員へ呼びかけを行う。	①定期6回、随時1回 ②3回 ③定期6回、随時1回 ④随時	①定期開催の他、随時開催についても積極的に開催していく。 ②地域課題を整理、対応方法を検討しセンターの事業運営へ反映していく。 ③④継続していく。
7 地域包括支援センターで把握した地域課題					
【地域の実態】					
①介護者を含む地域住民が認知症等の方への対応や関わり方が分からず困っている。 ②介護者が相談できずに抱え込んでしまい深刻化してからの介入となる。					
【地域課題】					
①地域住民が認知症に対する理解や関わり方が分からないことで、不適切な対応となり、虐待に発展するケースがある。 ②介護者に向けた相談窓口の周知や具体的な情報等に関する発信が不足している。					
【地域での対応方針】					
①認知症カフェ、認知症サポーター養成講座等の広報や実施を行い、認知症への正しい情報や対応方法の理解を図る。 ②介護者へ向けて、SNS等を活用し、早期相談に繋がるように窓口としての広報や周知を図る。					
【市、関係団体への提言】					
・身寄りのない方の支援の仕組みづくり ・リハ職へ相談できる窓口 ・複合的課題を抱えた世帯に対する相談窓口の明確化					

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

職員配置 (R7.4.1現在)	保健師	3 人	予防給付プラン担当	1 人	プラン手数
	社会福祉士	2 人	その他(センターの他職種業務以外のもの)	3 人	2 箇所
	主任ケアマネ	1 人			

令和 7 年度の活動方針(地域課題・目標)

地域の実態

・地域住民の自立支援、重度化防止についての理解が不足している。それによって課題が複雑化、深刻化し在宅生活の継続が困難となっている。

・支援者の自立支援、重度化防止についての意識が低い。

・地域住民へ認知症についての正しい理解、対応方法の周知が不足している。

・本人と家族の意向の相違、本人、家族の意向と介護支援専門員の支援方針の相違により必要な介護サービス利用につなげることができない。

地域課題

・全世代の対象者に介護予防、自立支援、健康増進について我が事として捉えてもらう必要がある。

目標

・研修会や意見交換会において自立支援、重度化防止、介護サービスや総合事業活用について基本原則に立ち返る事の重要性和その理解を深め、関係機関との連携強化を図る。

・認知症サポーター養成講座、認知症カフェ、認知症介護者教室、地域の方の座談会、高齢者ふれあいの居場所の開催や出前講座、地域でのイベント参加を通して、地域の全世代を対象に介護保険の理念や介護予防、健康増進、認知症についての理解を促す。

・支援者を対象に地域包括支援センターの活用や地域ケア個別会議の活用を促し、支援者の対応力強化を図る。

令和 7 年度目標に対する取り組みの評価

・自立支援、重度化防止について多職種意見交換会を開催した。自立支援、重度化防止について、それぞれの職種や所属機関等で対象者や定義が異なることを把握でき、課題の共有と連携強化を図る機会となった。

・認知症サポーター養成講座、認知症カフェ、認知症介護者教室、地域の方の座談会、高齢者ふれあいの居場所の開催した。参加者に対し、介護保険の理念や介護予防、健康増進、認知症について説明した。高齢者ふれあいの居場所では上半期同様、毎月テーマを変え、介護保険の理念や介護予防、健康増進に関する講座を実施した。泉野祭リへの参加では、体組成計、骨密度計による測定、測定結果への助言等を多世代に対し行った。地域住民や企業から依頼を受け、出前講座を実施した。弘前郵便局第一部会では介護保険、田園茶話会では総合事業に関する内容で講話を行った。いずれも介護保険の理念や介護予防、健康増進、認知症について理解を促す機会となった。

・周知、広報活動において地域包括支援センターの活用を促した。支援者からの相談に都度応じ、協働して課題の解決に努めた。地域ケア個別会議では上半期同様、介護支援専門員が実際の支援で利用している様式をもとに地域包括支援センターで整理し会議資料とした。事例提供者の負担軽減に繋がった。取り組みを継続し地域ケア個別会議の活用促進を図りたい。

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)

項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		課題・評価	R 8 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チャックリ スト該当 者に係る ケアマネ ジメント	介護予防・日常生活支援総合事業 の普及啓発を図る。 基本チャックリスト該当者には適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう介護予防ケアマネジメントを行う。	①対象者に基本チャックリストを実施し該当者には適切な支援を行う。 ②介護予防・日常生活支援総合事業について圏域内で周知活動を行う。	①随時 ②年1回以上	①希望者には速やかに対応し適切な支援に繋がった。 ②広報活動の中で総合事業について説明しパンフレットを配布、周知した。地域包括支援センターの役割、活用について説明した。	①随時 133件。 ②229ヶ所。	①総合相談の中で総合事業の利用が適切な方には改めて事業を説明し支援に繋がった。 ②地域包括支援センターの役割、活用と併せ、総合事業のパンフレットを配布し周知を図った。総合事業について出前講座で地域住民に直接説明する機会も得た。	①対象者に対し、必要に応じて適切に介護予防ケアマネジメントを実施する。 ②地域包括支援センターの役割、活用と併せ、介護予防・日常生活支援総合事業の広報活動を継続する。

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)						
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度実施内容		R 7 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 地域におけるネットワーク構築	地域の関係機関、住民組織と連携し地域の社会資源の活用、開発し、ネットワークの強化を図る。	①民生委員・児童委員定例会への参加。 ②高齢者ふれあいの居場所を開催する。 ③関係機関と共に住民主体の活動に参加する。	①豊田地区、東地区、堀越地区、石川地区に年1回以上 ②年12回以上 ③随時	①圏域内の民生委員・児童委員定例会へ参加。 ②高齢者ふれあいの居場所の開催。 ③ア6箇所に出席講座を実施。 ④イ泉野まつりへの参加。	①4箇所に各1回参加。 ②24回開催。参加者延べ412名。 ③ア6回。計90名参加。 ④イ1回。	①民生委員・児童委員定例会へ参加し広報活動、意見交換を行い、連携強化を図った。地域包括支援センターの活用にも繋がっている。 ②地域住民に介護保険の理念や介護予防、健康増進に資する学び、楽しみの場を提供。福祉、医療専門職の参加もあり、提案、助言、意見交換の機会となった。 ③アイ介護保険の理念や介護予防、健康増進、認知症の理解等を促すことができた。地域包括支援センターの広報活動にも繋がった。
イ 実態把握	早期発見・早期介入が図れるよう地域の様々な機関とのネットワークの強化を図る。支援を要する高齢者の実態把握を行う。	①関係機関にセンターの役割を説明し、支援を要する高齢者の発見と連絡の協力を依頼する。 ②相談受け付け後速やかに実態把握を実施する。	①年1回以上 ②年150件以上	①広報活動の中で地域包括支援センターの実態把握業務、役割、活用について説明、理解を得て協力を依頼した。 ②相談受付後速やかに実施。	①229ヶ所。 ②203件。	①地域包括支援センターの役割、活用について説明し理解を得た。 ②訪問し実態把握を実施。支援を開始した。
ウ 総合相談	相談者の抱えている課題の状況把握等を迅速かつ的確に行い、相談内容に応じた適切な支援を行う。また家族介護者には介護離職防止に対応する。	①関係機関にセンターの役割を説明し、支援を要する高齢者の発見と連絡の協力を依頼する。 ②相談受け付け後速やかに対応する。 ③認知症介護者教室を開催する。	①年1回以上 ②随時 ③年4回	①広報活動の中で地域包括支援センターの役割、総合相談業務について説明、理解を得て協力を依頼した。 ②相談受付後速やかに対応した。 ③認知症介護者教室を開催した。	①229ヶ所。 ②相談件数753件。 ③7回開催。	①地域包括支援センターの役割、活用について説明し理解を得た。 ②速やかに対応し、支援を開始した。 ③認知症の家族介護者の支援について理解を促す機会となった。
						①広報活動を継続する。 ②③相談に応じて速やかに対応する。

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)					
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容	R 7 年度実績	課題・評価	R 8 年度の計画、取組
ア 成年後見制度の活用促進	制度の普及を目的とした広報活動を実施する。また対象者の状況を的確に把握し、制度利用が必要なケースの申立てを支援する。	①関係機関に制度の周知を図る。 ②医療・福祉関係者を対象に研修会を開催して制度の理解を深める。また活用促進を図る。 ③制度の利用が必要な事例に対しては、申立ての支援をする。	①広報活動の中で成年後見制度と地域包括支援センターの役割、活用について説明。 ②3月に研修会を実施。申立て支援5件。	①成年後見制度と地域包括支援センターの申立て支援について説明、理解を得た。 ②医療・福祉関係者を対象に研修会を開催。成年後見人等の現状と役割について講義と質疑応答を行い理解を深めることができた。 ③相談内容に応じ申立て支援を行った。他の支援策が適当な場合は提案、助言を行った。	①③継続。 ②課題や対象者のニーズ等把握し研修内容を検討する。
イ 老人福祉施設等への措置の支援	虐待により措置を要すると判断された場合は市に報告し、関係部署と協議、連携し対応する。	①関係機関にセンターの役割を説明し、支援を要する高齢者の発見と連絡の協力を依頼する。 ②関係部署と連携を図り対応する。	①広報活動の中で権利擁護と地域包括支援センターの役割、活用について説明。 ②措置を要するケースなし。	①権利擁護と地域包括支援センターの役割、活用について説明し広報活動を行った。 ②措置を要するケースはなかった。 ③必要に応じて関係部署と連携し対応する。	継続。
ウ 高齢者虐待への対応	高齢者虐待防止及び早期発見を図り、高齢者虐待防止対応マニュアルに基づき速やかに対応する。	①関係機関にセンターの役割を説明し、支援を要する高齢者の発見と連絡の協力を依頼する。 ②高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応を行う。	①広報活動の中で権利擁護と地域包括支援センターの役割、活用について説明。 ②相談を受けマニュアルに沿って速やかに対応した。	①権利擁護と地域包括支援センターの役割、活用について説明し広報活動を行った。 ②相談受付後速やかに訪問し、本人、虐待者(疑い)と面談した。マニュアルに沿って関係部署と協議し対応した。	継続。
エ 困難事例への対応	課題の困難性を明らかにし、センター内外の専門職、関係機関と相互に連携し対応する。	関係機関との連携、地域ケア会議も活用し、課題の解決と対応力の強化を図る。	6回開催。 地域包括支援センター内外の専門職、関係機関と連携し対応した。地域ケア個別会議を開催し課題解決の支援、対応力の強化を図った。	地域包括支援センター内外の専門職、関係機関と連携し対応した。地域ケア個別会議を開催し課題解決の支援、対応力の強化を図った。	継続。
オ 消費者被害の防止	最新の動向を把握し関係機関へ情報提供することで消費者被害の防止に努める。	①市民生活センターから最新の情報を得て、関係機関へ情報提供に関する消費者被害に関する相談には、市民生活センターと連携して対応する。	①市民生活センターから情報を得る。広報活動の中で消費者被害及び、市民生活センターについて情報提供を行った。 ②該当ケースなし。	①消費者被害及び市民生活センターについて情報提供を行った。相談窓口紹介ネットワーク全体ミーティングへ参加し連携強化を図った。 ②相談受付後、市民生活センターと連携し速やかに対応していく。	継続。被害の防止の為市民生活センターとの連携に努める。

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)				
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 8 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	
ア 包括的・継続的なケア体制の構築		介護支援専門員に必要な関係機関との連携体制を構築し円滑な活用を支援する。 圏域の居宅介護支援事業所と連携し、介護支援専門員の抱える課題やニーズに基づいた研修会、意見交換の場等を設け、介護支援専門員のスキル向上を支援する。	①年度当初 ②ア年1回 ③イ年1回 ④ウ年1回	①年度当初に圏域内の居宅介護支援事業所へ確立し把握した。 ②ア圏域内の居宅介護支援事業所を招集し連絡会を開催。情報交換、意見交換の機会となった。 ③イ圏域内の居宅介護支援事業所からの要望等を確認し研修会を開催した。 ④ウ多職種意見交換会を開催。課題の把握に繋がった。
		介護支援専門員のネットワークを活用して地域住民の抱える課題を把握する。 地域住民に対して介護予防、自立支援、重度化防止に関する知識の普及啓発活動を行う。	①年度当初 ②ア年4回 ③イ年12回以上	①②③介護予防が必要な対象者に対し、プログラム内容等見直し、介護予防に資する知識の普及啓発を図る。
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用		専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行い、介護支援専門員の業務が円滑に実施できる様に支援する。	①年4回 ②年4回 ③年12回以上	①②③介護支援専門員のネットワークを活用し地域ケア個別会議を開催した。認知症介護者教室、地域の座談会を開催した。 ④高齢者ふれあいの居場所を開催した。
ウ 日常的個別指導・相談		介護支援専門員が抱える支援困難事例について、関係機関と連携して活用を促進し対応力強化を図る。	①年4回 ②年4回 ③年12回以上	①②③介護支援専門員のネットワークを活用し地域ケア個別会議を開催した。認知症介護者教室、地域の座談会を開催した。 ④高齢者ふれあいの居場所を開催した。
エ 支援困難事例等への指導・助言		介護支援専門員が抱える支援困難事例について、関係機関と連携して活用を促進し対応力強化を図る。	①年4回 ②年4回 ③年12回以上	①②③介護支援専門員のネットワークを活用し地域ケア個別会議を開催した。認知症介護者教室、地域の座談会を開催した。 ④高齢者ふれあいの居場所を開催した。

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)									
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		課題・評価	R 8 年度の計画、取組		
		実施内容	回数等	実施内容	回数等				
ア 関係機関との連携		医療機関を含む関係機関との連携を強化し、認知症高齢者や介護者への支援を行う。	年1回以上	広報活動の中で情報提供を行っている。	229ヶ所。	地域包括支援センターの事業、役割、活用について説明し理解を得た。相談内容に応じて認知症専門医療機関へ紹介、協働し支援した。たまたまサポート訓練を開催し地域住民、警察、専門職の参加を通して協力体制の強化を図った。	関係機関との連携、協力体制の強化と図り、支援を継続する。		
イ 認知症の人や家族への支援		認知症について学びとなる場、認知症高齢者や家族が集える場を開催し、介護予防、介護保険、介護サービス等の相談や情報提供等の支援を行う。	①月1回 ②年4回	①地域包括支援センター内及び地域の集会所等で認知症カフェを開催した。 ②地域の集会所等で認知症介護者教室を開催した。	①12回。 ②7回。	①②認知症、介護予防、介護保険、介護サービス等の相談や情報提供等を行う機会となった。	①②対象者に合わせ、プログラム内容等を見直し、継続して開催する。		
ウ 知識の普及		認知症サポーター養成講座、認知症サポーターステッパアップ講座を開催し、認知症に対する正しい知識の普及啓発を行う。	①年1回以上 ②3回開催。90名養成。	①広報活動の中で認知症サポーター養成講座、認知症ステッパアップ講座について説明し、開催を呼びかけた。 ②要請に応じて認知症サポーター養成講座、認知症ステッパアップ講座を開催。	①229ヶ所。 ②9回(内ステッパアップ講座0回)。247名養成。	①訪問により事業について説明し開催を呼びかけた。 ②要請を受け開催する。中学校、大学、企業等で開催し認知症に関する知識の普及啓発の機会となった。中学校、大学は継続的な開催を予定している。	①②継続して広報活動を行い要請に応じて対応していく。		

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)					
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等
弘前市地域包括支援センター地域ケア会議ガイドラインに基づき、地域ケア会議を開催する。市や関係機関と地域課題の共有を図り、地域包括ケアシステムの構築を推進する。		①地域ケア個別会議開催。 ②地域ケア推進会議開催。	①年6回 ②年3回	①6回開催。 ②3回開催。	①6回。 ②3回。
個別支援と地域課題の把握					
課題・評価					
①相談者から事例提供いただいた地域ケア個別会議を開催した。課題を整理し資料を作成した。他職種他機関からの参加を得て相談者の課題解決策を検討している。 ②医療、福祉、地域の代表者などの参加を得て開催。地域の実態、地域課題について共有し支援策を検討した。					
R 8 年度の計画、取組					
①計画通りに実施していく。また随時開催も必要に応じて検討していく。 ②把握した地域課題を来年度の計画に反映し地域課題に対応していく。					
7 地域包括支援センターで把握した地域課題					
【地域の実態】					
・介護予防への理解が不十分な地域住民がいる。 ・加齢に伴う心身の変化への理解、見通しを立てた生活課題への理解が不十分な地域住民がいる。 ・必要なサービスの利用に繋がらず、対応に苦慮している介護支援専門員がいる。					
【地域課題】					
介護予防の重要性が地域住民に十分浸透しておらず、我が事として認識されていない。					
【地域での対応方針】					
介護予防が必要な地域住民に対し普及啓発を行い、相談窓口として地域包括支援センターの周知を図る。					
【市、関係団体への提言】					

令和7年度地域包括支援センター事業計画・報告書

弘前市西部地域包括支援センター
センター名

職員配置 (R7.4.1現在)	保健師	1	人	予防給付プラン担当	2	人	プラン手数
	社会福祉士	1	人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	1	人	2
	主任ケアマネ	1	人				

箇所
箇所

令和7年度の活動方針(地域課題・目標)

地域の実態

- ①服薬管理や適切な服薬ができない、認知症高齢者が増加している。また、薬に関する問題が家族の介護上の負担となっている。
- ②民生委員さんが、地域の見守りをしてくれていると聞くと、どのような方がどんな風に見守ってくれているかわからず、連携したいケースがあっても相談できない。
- ③若い世代と同居していても、家族間でのかかわりが薄くなっていて、重度化してからの相談が増えている。
- ④見守りを拒否する人や見守りのタイミング、地域の見守りが難しい。
- ⑤元氣な高齢者が少ない。

地域課題

- ①専門職がもっと調剤薬局や薬剤師の役割を理解する必要がある。
- ②③④認知症になっても安心して暮らせる地域を作っていく方法を検討する必要がある（見守り方法を含めて）。
- ⑤介護予防・自立支援（フレイル予防）に対する意識づけが必要となっている。

目標

- ①薬局（薬剤師）の役割やできること、できないこと、連携について学ぶ。
- ②③④認知症カフェ開催やチームオレンジ立ち上げに向けた検討を行う。
- ⑤地域へ介護予防、フレイル予防に対する情報発信、意識の啓発をする。

令和 7 年度目標に対する取り組みの評価

・6・19西部圏域介護支援専門員対象にお薬に関する悩み事」と題して、圏域の薬剤師さんへ講師を依頼し研修を実施し、33名の参加があり、事前にとった質問事項の回答や居宅療養管理指導の開始からの流れなど勉強することができた。薬剤師との連携についても学ぶ機会となった。

・認知症カフェ、チームオレنجについては、岩木民生委員へのステツプアップ講座を終了し、チームオレنج田について高屋地区、一町田地区やサロヘンに参加し、講演や地域の方との交流など行うことができた。(地区の町会長や民生委員など支援を行うことができた)

・包括支援センターの包括だよりを6、12月に発行してきた。集いの場の様子や地域ケア会議の様子、出前講座でのフレイル予防や消費者被害、詐欺についての講演の様子、また、職員の紹介や出前講座の案内も載せて発行できた。

・岩木のサークルの開始式や駒越町会老人クラブ、赤十字団体、相馬健康塾から依頼を受けて、介護予防、フレイル予防、消費者被害などについて講座を開き啓発に努めた。

・社会福祉士、介護支援専門員の課題解決のため、講師を招いて「アングーマネジメント」についての講演をいただいたき、55名の参加があり、スキルアップに繋げることができた。

・ガソスタネットワークの活動では、生活支援コーディネーターとともに圏域すべてののステラメントに出向きポスターの張替えを行った。各ステラメントの方も快く対応して頂き掲示することができた。

第1号个護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)

項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容	R 7 年度実績	課題・評価	R 8 年度の計画、取組
基本 チェックリ スト該当 者に係る ケアマネ ジメント	対象者の状態把握に努め、自立支援、介護予防、重度化防止の必要性を周知し、一般介護予防事業を含め、社会資源の提供を行い、適切なケアマネジメントを行う。	対象者の迅速なアセスメント、必要時基本チェックリストの実施、状況に応じて社会資源を含めたサービス提供をする。	実施内容 1) 都度 (相談受付・対応、訪問) 2) 随時 回数等 1) 事業対象者 新規: 24件 (実利用者: 64名) 2) 講座 7件	- 新規相談、マネジメントなど迅速に対応しているが人材不足でサービス提供できないケースが増えている - フレイル予防でトレーニングを行うケースは増加している。 - 出前講座を4件実施し、参加者は、ほぼ介護保険未申請の方が参加されていた。フレイルという言葉を知ったこともない人が多く、その大切さを伝えることで地域活性化につなげていく必要がある。	- フレイル予防、自立に向けた支援、一般介護予防事業の提供、さらに総合事業におけるケアマネジメントを適切に行い、相談内容に応じた対応を行っている。 (地域型ヘルパー事業と連携を密にしていく) - 出前講座を周知し、希望に応じて講座を実施、予防についての周知を継続する。

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)					
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容	R 7 年度実績	課題・評価	R 8 年度の計画、取組
	地域の公共機関や施設、スーパー等と顔の見える関係づくりを強化し、ネットワーク構築に努める。	実施内容 ・地域事業所へ包括支援センターの各会議案内を行う。 ・開催される行事等の情報を収集して、参加の依頼をする(文化祭や敬老会、各種サークル等)。 ・町会長、民生委員の会議への参加する。 ・パンフレット設置場所へ訪問する。 ・包括だよりを配布する。 ・地域の施設へあいさつ回りをする。 ・GH推進会議への参加。	回数等 ・1回	実施内容 ・圏域機関や会議の案内を配布した。 ・岩木敬老会で包括ブースを設け包括の周知、高齢者の情報収集を行った。 ・町会長会議へ参加し、包括の周知を行った。 ・民生委員定例会は、ほぼ毎月出席できた。 ・パンフレット設置場所へ地域周りで訪問を行った。 ・包括だより6、12月配布。 ・地域周りを実施した。 ・GH推進会議は全事業所へ毎回参加できた。	・今年度も、町会長や民生委員との連携強化のために、イベントや会議へ積極的に参加して地域の実情を把握していく。 ・課題解決のために町会長との関わりを密にし協力体制を強化していく。 ・包括だよりの発行を継続する。 ・圏域事業所へ出前講座等の案内を強化していく。
ア 地域におけるネットワーク構築					
イ 実態把握	在宅介護支援センター(プランチ)や町会長、地域住民との連携を強化し、実態把握に努める。 (市で行っている事業の周知)	1)実態把握にて高齢者の状態確認を行う。必要な高齢者へは安心カードの配付やゴミ出しサポート事業、ただいまサポート事業、これからサポートなどを広報する。 2)プランチと定期的に連絡会を行い、情報共有を図る。	1)年間150件以上 (プランチ含む) 2)年2回 (8月、2月)	1)実態把握は減少傾向にあるが、在介、民生委員とのつながりは強化されており、目標数は達成できている。高齢者の状態に応じて各サービスの説明などを行い支援することができた。 2)在宅介護支援センターとの連絡会を通じ、実績報告を行って、活動について共有できた。	1)定期的な訪問を継続していく。 訪問時、必要に応じて各種サービスや事業などの説明を継続していく。 2)プランチとの連携でスムーズに相談対応できるようにする。
ウ 総合相談	1)包括内の情報共有強化。 (職種が切れ目なく連携対応できるようにする。) 2)相談窓口の役割を周知。 3)相談内容に応じ、適切な機関へ繋ぎネットワークを構築する。	1)毎朝のミーティングとシステムの活用で情報を統一し、内容に応じて力強いフォローを実施する。 2)圏域施設、関係機関等、包括を周知できる窓口へパンフレットを配布し協力を依頼していく。また、広報誌で広報をする。 3)必要な機関へ相談をしていく。	1)毎日 2)随時 3)随時	1)他職員の動きや対応、また、困難ケースの対応の仕方、決定事項なども共有し、問題ケースが発生したときは、都度カンファレンスを開催し支援した。身寄りのないケースの行先がなくなり対応に苦慮した。 2)圏域施設、関係機関回りを行って、関係機関からの情報提供も増えている。 3)相談内容に応じて各関係機関と相談できた。	1)、2)、3)引き続き職員間での情報共有を密にし、相談内容に応じた支援、適切な機関への相談を継続していく。

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)						
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 成年後見制度の活用促進	1)成年後見制度、意思決定支援など権利擁護についての知識向上に努める。(スキルアップを目指す)	1)研修会へ参加して知識を習得し、正しい情報を提供できるようにする。 2)・資料を活用し、各会議や集会等で周知する。 各事業所へ出前講座の案内をする。 ・権利擁護センターと連携する。	1)随時 2)随時	1)成年後見や虐待などの研修へ参加できた。 2)・町会長会議や民生委員定例会、各事業所へ出前講座の案内を行った。 ・権利擁護センターとの連携で申立て支援がスムーズにできた。	1)3回 2)随時 相談 9件 申立て 2件 市長申立 1件	1)専門的知識の向上に努めた。 2)・会議や集会等でわかりやすく出前講座の案内を行った。 ・身寄りのない高齢者が増えている。沢山の問題を抱えているケースも多く権利擁護センターへ相談し進めている。 ・脳出血で息子が倒れ認知症の母が一人暮らしとなり、市と連携し温情園ショートから施設入所とし2人同時に後見申立ての相談を受け、対応中である。
イ 老人福祉施設等への措置の支援	弘前市担当課、関係機関との連携をさらに強化し対応を図る。	措置の必要性の要否を随時、市と確認しながら対応する。ケースが発生した場合は措置施設との連携を図る。	随時	・措置支援の実績はなかった。	0回	・市と連携を図るケースが増えている。関係機関との連携を密に支援を継続して行く。
ウ 高齢者虐待への対応	1)速やかに市やその他機関等と綿密な連携を図り、マニュアルに沿って対応をする。 2)虐待に関する知識普及のため、地域住民や圏域事業所へ広報を行う。	1)市と密に連携を図り、マニュアルに沿って速やかに状況把握等を実施する。 2)早期発見、防止できるように、出前講座のチラシを、圏域企業に周知する。	1)随時 2)随時 (企業回り：8月予定)	1)市・3件の通報。虐待認定なし。 2)各関係機関へ出前講座のチラシを配布し周知した。 ・包括によりで虐待防止の啓発を図った。	1)随時 2)随時 ・1回	1)虐待の息子が母に暴力を振るい、警察沙汰となり、市へ報告し、緊急で温情園を調整して保護できた。市と迅速に情報交換を行い、ケースの状況を確認し対応できた。 2)通所事業所と共同で虐待委員会を開催した。定期的に研修を行うことで職員が再認識できている。
エ 困難事例への対応	1)課題を整理し、関係機関との連携を図り、協議し、役割分担を明確にして支援対応する。	1)包括内カンファレンスで課題を整理し、必要に応じて地域ケア個別会議を開催し支援策を検討する。包括で対応困難な場合は、市へ報告し助言を得て支援する。	1)随時	計画通り実施し、臨時ケア会議を1件開催した。また、支援困難なケースは市へ報告し助言や対応策を検討し支援した。	1)随時 ・1回 (4/24)	1)関係機関と適宜連携を図り、必要時、臨時地域ケア個別会議を開催していく。(計画継続) ・研修の参加や圏域社会福祉士の有資格者を対象とした勉強会を開催する。
オ 消費者被害の防止	1)市民生活センターや県消費者センター等からの情報を収集し、各関係機関へ情報提供を行って被害防止に努める。 2)各サービス事業所へ情報の周知を図り、早期発見に努める。	1)実態把握や圏域企業へ消費者被害のチラシを配布し周知する。 2)消費生活センターからの情報等を収集して、サービス事業所、民生委員へ周知する。	1)随時 2)随時	1)民生委員定例会、集いの場で、国民生活センターの情報誌を提供した。 2)くらしの消費者講座受講。 ・WEB情報を発信。	1)随時 2)随時 ・1回 ・随時	1)消費者被害等の情報提供を行い、啓発活動を展開する。 2)国民生活センターの情報等を取り最新情報を提供していく。

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		課題・評価	R 8 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 包括的・継続的なケア体制の構築	圏域の介護支援専門員が幅広い職種や機関とスムーズに連携できるような体制を構築する。	1) 地域ケア会議を開催する。他職種・他機関と意見交換のできる場を設ける。 2) 介護支援専門員が抱えている課題について把握し、必要時臨時地域ケア個別会議を開催する。	1) 年8回 2) 随時	1) 地域ケア個別会議を実施した。 2) ・居宅介護支援事業所へ定期訪問した。 ・臨時地域ケア個別会議を行った。	1) 6回 2) ・適時・1回	1) WEBでの開催方法は専門職の方には参加しやすいと評価を頂けている。専門的意見やアドバイスを受けることができ、事例提供者から「関係機関との距離が縮まった」という感想が聞かれた。 2) 居宅訪問を行うことでスムーズに連携ができるようになっていた。困難ケースがあった際は包括へ協力依頼したいと話されていた。	1) 地域ケア会議の内容に応じ、他職種・他機関へ参加の声掛けを行う。連携しやすい体制の構築に努める。(地域ケア個別会議4回、地域ケア推進会議2回開催予定) 2) 圏域居宅固りを強化して、相談に応じ、臨時地域ケア個別会議を開催していく。
	主任介護支援専門員連絡会とケアマネ連絡会を通じ、圏域の介護支援専門員との連携を強化していく。	1) 西部圏域のケアマネ連絡会に参加して、情報交換・情報収集をする。 2) 介護支援専門員へアソシエーションを実施する。 3) 圏域介護支援専門員の資質向上のため、主任介護支援専門員連絡会を実施する。	1) 年2回(6月、2月) 2) 年1回 3) 年1回(9月)	1) 西部圏域ケアマネ連絡会へ参加した。(6月28名、2月31名参加) 2) 各居宅介護支援事業所へアソシエーションを実施した。 3) 主任介護支援専門員連絡会を開催した。(14名参加)	1) 2回 2) 1回 3) 1回	1) ケアマネ連絡会事務局としており、圏域介護支援専門員と連携する良い機会となっている。 2) 「お薬に関する悩み事」「アソシエーション」「精神疾患の方の対応について」「勉強したい」と意見が出た。 3) 「シャドールワークについて」の意見交換を行い、困難ケースへは包括と連携していきたいとの声が挙がった。	1) 西部圏域ケアマネ連絡会事務局を担い、顔の見える連携を構築し、相談しやすい環境を整えていく。 2) 圏域介護支援専門員へのアソシエーションを継続実施していく。 3) 主任介護支援専門員連絡会を開催する。
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	介護支援専門員の業務が円滑に実施できる様、知識やスキルの向上に向けた支援体制を構築する。	1) 包括主催の研修会を開催する。 2) 主任介護支援専門員連絡会の実施する。 3) 相談受付時対応する。	1) 年1回 2) 年1回(9月) 3) 随時	1) 「アソシエーションとカスパーメンタル」「精神疾患の方の対応について」の研修開催した。 2) 連絡会を実施した。 3) 随時	1) 1回 2) 1回(9/18) 3) 随時	1) 包括主催で実施できた。 2) 「シャドールワークについて」意見交換を行い、困難ケースへの対応方法を共有した。 3) 職種が情報共有し支援方法を話し合い、後方支援することができた。	1) 圏域介護支援専門員からの意見や要望を聞きながらテーマを決めて研修会を開催していく。 2) 主任介護支援専門員連絡会を開催していく。 3) 職種で情報共有し、各関係機関と連携しながら後方支援を行っていく。
	介護支援専門員が抱えている支援困難事例等について、包括的に支援していく。	1) 事業所を訪問し、介護支援専門員の支援困難なケースを把握し、各専門職や関係機関と連携しながら支援方法を検討し、後方支援を行う。 2) 必要に応じて地域ケア個別会議の活用を提案、実施する。	1) 随時 2) 随時	1) 介護支援専門員から一人での訪問や対応が難しいと同行訪問の依頼あり関係機関へ意見を聞きながら支援の方向性を検討し対応した。 2) 介護支援専門員スキルアップや一人で抱え込まないこと、多職種との連携強化のために個別ケア会議が必要であることの説明を子ども活用して頂くように提案し、4、10月臨時で開催できた。	1) 随時 2) 随時/2回	1) 介護支援専門員から一人での訪問や対応が難しいと同行訪問の依頼あり関係機関へ意見を聞きながら支援の方向性を検討し対応した。 2) 介護支援専門員スキルアップや一人で抱え込まないこと、多職種との連携強化のために個別ケア会議が必要であることの説明を子ども活用して頂くように提案し、4、10月臨時で開催できた。	1) 相談があった際は、各専門機関や関係機関と連携しながら対応していく。 2) 必要に応じて地域ケア個別会議の活用を提案、実施していく。
ウ 日常的個別指導・相談	介護支援専門員の業務が円滑に実施できる様、知識やスキルの向上に向けた支援体制を構築する。	1) 包括主催の研修会を開催する。 2) 主任介護支援専門員連絡会の実施する。 3) 相談受付時対応する。	1) 年1回 2) 年1回(9月) 3) 随時	1) 「アソシエーションとカスパーメンタル」「精神疾患の方の対応について」の研修開催した。 2) 連絡会を実施した。 3) 随時	1) 1回 2) 1回(9/18) 3) 随時	1) 包括主催で実施できた。 2) 「シャドールワークについて」意見交換を行い、困難ケースへの対応方法を共有した。 3) 職種が情報共有し支援方法を話し合い、後方支援することができた。	1) 圏域介護支援専門員からの意見や要望を聞きながらテーマを決めて研修会を開催していく。 2) 主任介護支援専門員連絡会を開催していく。 3) 職種で情報共有し、各関係機関と連携しながら後方支援を行っていく。
エ 支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員が抱えている支援困難事例等について、包括的に支援していく。	1) 事業所を訪問し、介護支援専門員の支援困難なケースを把握し、各専門職や関係機関と連携しながら支援方法を検討し、後方支援を行う。 2) 必要に応じて地域ケア個別会議の活用を提案、実施する。	1) 随時 2) 随時	1) 介護支援専門員から一人での訪問や対応が難しいと同行訪問の依頼あり関係機関へ意見を聞きながら支援の方向性を検討し対応した。 2) 介護支援専門員スキルアップや一人で抱え込まないこと、多職種との連携強化のために個別ケア会議が必要であることの説明を子ども活用して頂くように提案し、4、10月臨時で開催できた。	1) 随時 2) 随時/2回	1) 介護支援専門員から一人での訪問や対応が難しいと同行訪問の依頼あり関係機関へ意見を聞きながら支援の方向性を検討し対応した。 2) 介護支援専門員スキルアップや一人で抱え込まないこと、多職種との連携強化のために個別ケア会議が必要であることの説明を子ども活用して頂くように提案し、4、10月臨時で開催できた。	1) 相談があった際は、各専門機関や関係機関と連携しながら対応していく。 2) 必要に応じて地域ケア個別会議の活用を提案、実施していく。

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)						
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容	R 7 年度実施内容	R 7 年度実施回数	課題・評価	R 8 年度の計画、取組
ア	1)認知症地域支援推進員を地域の関係機関へ周知し、連携を図り、支援をする。	1)各企業等へ認知症ガイドブック概要版等を配布する。 ・地域へ包括だよりの回覧を実施する。 ・高齢者の見守りで連携しているガソリンスタンドを訪問し、連携強化を図る。 ・各種研修や連絡会に参加する。 3)初期集中支援チームと情報共有する。	1)各企業等へ配布した。 ・包括だより作成し、各町会へ配布した。 ・コーディネーターと打合せを行い、12月がソリンスタンドへ一緒に周知ポスター張り替えできた。 ・キャラバンメイト連絡会へ出席した。 3)初期集中支援チームへの相談ケースはなし。	1)2) 33件 ・6/1、12/1 付発行 ・2回 ・5/23 ・0件	1)2)保育園や商工会議所へも周知をし、その場で相談に繋がるケースもあり、成果が出てきていると感じた。 ・包括の活動状況や職員紹介、啓発情報等掲載し圏域へ回覧した。 ・ポスターが古くなっており、見直さなくてはならないことから内容の見直しを行っている。 ・包括全体で情報を共有しスキルアップしていく。 3)緊急対応のケースが多く、認知症疾患医療センターへ直接相談するケースが増え、初期集中支援チームへの相談に至らない事が多い。	1)2)地域の実情を知る、包括周知を目的に企業周りを行う。 2)2層生活支援コーディネーターと連携し、地域の見守りを行っていく。
	2)認知症初期集中支援チームとの連携関係体制を構築する。					
イ	認知症の人や家族、地域住民が情報交換や集える場を設置する。	1)認知症の人と家族のつどいへ参加する。 2)認知症カフェ、チームオレンジの検討。 3)実態把握や定例会等の場にて認知症ケアパスの説明や活用方法と説明を行い周知を図る。	1)開催時 2)適宜 3)随時	1)4回 2)適宜	1)医師の講義を通して、認知症高齢者を実際に介護している家族、本人の困っていること等聞くことができ、少しずつ、本人、家族の参加者が増えている。 2)認知症カフェ、チームオレンジについては検討を継続中。 3)ケアパスの内容を周知し安心カードの活用を説明したこと配布数が増えた。見守りの必要性や相談窓口としての役割など、民生委員と情報を共有することができた。	1)参加継続し、情報共有・情報収集し、多職種から助言をいただき、スキルアップに努め、今後、圏域の課題解決に取り組んでいく。 2)3)今後も説明や周知活動を継続していく。
ウ	地域で認知症サポーター養成講座を実施し、サポーターを増やす。	1)小中学校や町会、企業等へ認知症サポーター養成講座の案内をする。 2)包括だよりや認知症ケアパスの回覧・配布を通して地域への周知を図る。 3)チームオレンジの立ち上げに向けてステップアップ講座を開催する。	1)随時 2)年2回(6月、12月) 3)年1回	1)1回 2)21町会 3)1回	1)地域型ヘルパー事業のボランティアと相馬地区民生委員11人へ認知症サポーター養成講座を実施。参加者からは認知症への理解が深まったと感想が聞かれた。 2)周知したが、今回は地域から講座依頼はなかった。 3)岩木各町会でサロロンや高齢者の親睦会が定期的に開催されるようになっている。そのため岩木地区民生委員対象にステップアップ講座を実施した。地域で認知症の方、高齢者を見守る体制作りが必要だと感じた。	1)案内を継続し、認知症の人を見守れるサポーターを養成していく。 2)今後も周知を継続していく。 3)町会長、民生委員との連携を強化し、チームオレンジ、カフェ、集いの場を検討していく。

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)					
項目	令和 7 年度計画		R 7 年度計画内容		R 8 年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	
地域ケア会議の推進 と地域課題の把握	1) 地域ケア個別会議は定期開催を計画する。必要時は臨時会議を開催し、個別支援と地域課題の抽出を行う。 2) 地域ケア個別会議から抽出された課題に応じて関係者を招集し、地域ケア推進会議を開催する。 3) 主任介護支援専門員、連絡会と西部圏域ケアマネ連絡会を通じ、地域課題の把握に努める。 4) 生活支援コーディネーターとの連携強化。	1) 年6回 (5, 6, 7, 9, 10, 11月) 2) 年2回 (1, 2月) 3) 年3回 4) ケア会議打ち合わせや会議時等随時	1) 地域ケア個別会議を開催する。 2) 地域ケア推進会議を開催する。 3) 地域の現状を把握する。 4) 生活支援コーディネーター協議体への参加。	1) 年6回 (臨時4, 10月含む) 2) 2回 3) 2回 4) 1回	1) 2) 地域ケア会議は計画通り実施していく。また、臨時での会議も随時実施していく。 3) 圏域介護支援専門員が専門職や地域と関わり方がわからないという課題に対し、包括が更に相談しやすい環境作りを行っていく。 4) 生活支援コーディネーター協議体を一緒にいき、地域の課題解決に向けていく。
7 地域包括支援センターで把握した地域課題					
【地域の実態】					
① 多問題家族が増加して介護支援専門員が対応に苦慮するケースが増えている。 ② 複雑な新規相談が増加している。 ③ 地域の集まりがコロナ感染症を機に減少したままになっている。 ④ 相談、見守りしていた方のうち、車の運転や身の回りのことができていても、行方不明になってしまうケースがあった。					
【地域課題】					
① 介護支援専門員が自分の抱えている問題に対して専門職や地域との関わり方がわからない。 ② 包括支援センターの役割、相談窓口としての機能が地域に理解されていない。 ③ 地域にどんな集いの場が必要か、必要とされているか、地域の実情が把握できていない。 ④ 認知症の理解と相談のタイミングが、専門職と地域住民の間で認識のずれがある。					
【地域での対応方針】					
・ 圏域介護支援専門員の抱えている問題に対し、気軽に相談できる環境作りをしていく。 ・ 新規相談の内容を分析し、データ化して地域の実情を整理して、地域にどんなことが必要か課題を見出し、支援方法、周知方法を考えていく。 ・ 地域の集まりや地域の声など情報収集し、必要な場所での集いの場を検討していく。また、介護者教室を再開させていく。 ・ 地域に認知症についてのアプローチをしていく。					
【市、関係団体への提言】					
・ 在宅生活を継続するために必要な訪問介護サービス事業所が人材不足で西部圏域までは訪問できないと断られるケースが増えている。地域型ヘルパー事業やボランティアなど担い手となる人材育成を行っていく必要がある。					

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

職員配置 (R7.4.1現在)	保健師		予防給付プラン担当		2 人		プランチ数	
	社会福祉士		4 人		1 人		1	
	主任ケアマネ		2 人		その他(センターの他職種兼務以外のもの)		箇所	

令和 7 年度の活動方針(地域課題・目標)				令和 7 年度目標に対する取り組みの評価			
地域の実態 ・疾病が重症化してから相談が多く、自身と家族の健康や介護予防に対する意識が低い傾向にある。 ・介護が必要な状態でも本人または家族が支援を拒否し、状態が悪化していく場合がある。 ・独居世帯や高齢夫婦世帯等、見守りや支援を必要としている人がいる。				①定期的に開催している認知症カフェでは、作業療法士、国保年金課、歯科衛生士を講師に招き、健康と介護予防をテーマに講話を実施しその重要性を伝えることができた。また、金属団地町会からの依頼で認知症予防について出前講座を実施した。介護予防教室は2回開催し計32名の参加があった。包括で発行している広報誌にて、地域活動の予定や介護予防について情報発信しているが、広報誌やポスターを見て情報を知ったという参加者が増え、広報活動に一定の効果をj感している。			
地域課題 ①介護予防や自立支援に対して意識を高める取り組みが必要である。 ②高齢者の孤立防止のため地域で見守りする体制や支援が行き届く取り組みが必要である。				②民生委員定例会圏域5地区に出席し、地域包括支援センターの役割について発信するとともに、活動状況を共有し、意見交換を行った。またチームオレンジと協力し、地域で暮らす認知症のある人へ、チーム員が定期的に訪問する見守り活動の実施や、新たな活動として認知症の人や独居高齢者を含む地域住民が参加し、お互いの交流と見守りがある居場所として地域食堂(おれんじ食堂)年6回の開催を支援した。地域での連携としては、地域ケア会議や個別の相談事例において、民生委員や多様な関係機関、銀行やコンビニとも協力して対応することができた。弘前市孤立化防止見守り体制づくりでは、昨年度に続き、弘前大学看護学生と一緒に茂森町会の独居高齢者宅へ訪問し、見守りが必要な人をリストアップした。今後は地域での見守り体制に繋げる話合いを町会と行い、支援に繋げて行きたい。			
目標 ①地域で介護予防や自立支援についての重要性を情報発信する。 ②地域全体で独居高齢者を支援するため、民生委員や町会、関係機関との連携を強化する。							

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)							
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		課題・評価	R 8 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	適切なケアマネジメントと一般介護予防を含めたサービスの情報提供を行い、自立に向けた支援をする。	対象者の状況確認、アセスメントを行い希望者にはチェックリストの実施や社会資源を含めたサービス情報の提供を行う。	随時	相談受付後、自宅に訪問し状況を確認の上、利用可能な制度の説明を行い、必要に応じて総合事業のサービスをj含む社会資源に繋いでいる。	事業対象者数:267名 実利用者:224名	相談受付後、日程調整を行い早期に訪問することができている。対象者の状況に応じて、自立した生活に向けて多様な社会資源の情報を提供できるようにしている。	相談を受付け、総合事業を含む社会資源の情報提供を行う。適切なケアマネジメントを実施し、自立に向けて支援していく。

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)					
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績	課題・評価
		実施内容	回数等		
ア 地域におけるネットワーク構築	①地域の関係機関や地域住民等、多様な支援者との連携を図り、協力的な体制をつくること、個別課題や地域課題への対応力を高める。 ②民生委員との連携・協力体制を維持する。	①地域ケア会議を定期開催し、関係機関や専門職、地域住民等と顔の見える関係づくりに取り組む。 ②圏域内の地域密着型サービス運営推進会議へ参加する。 ③民生委員・児童委員定例会へ参加する。	①個別会議: 定例4回、随時 ②推進会議: 2回 ③開催時: ②年5回	①個別会議: 定例4回、随時1回 ②推進会議: 2回 ③民生委員定例会: 10事業所、延べ40回 ④年5回	地域ケア会議は参加型で行い、個別事例や地域課題の検討を通じ、医療・福祉の専門職や警察、銀行、郵便局を含む幅広い関係機関、町会長や民生委員等、地域の支援者が顔を合わせる機会となった。各地区の民生委員定例会や、地域密着型サービス事業所の会議に出席したことで、地域の実情やお互いの活動について理解を深めることができた。
イ 実態把握	地域住民や民生委員、関係機関との連携を図り、見守りや支援を要する高齢者の早期対応に努め、孤立化を防止する。	①在宅介護支援センターやシルバーハウス援助員と協力し、情報共有を行う。 ②地域住民、民生委員などからの情報提供により迅速に訪問する。	①プランチ・シルバーハウス会議: 年2回 ②実態把握: 50件以上	①2回 ②実態把握33件	①引き続き会議を開催し、関係機関同士との連携を深め、個別の事例や地域課題について協力して対応できる体制づくりを進める。 ②地域からの相談や情報提供、過去に把握したケースをもとに、実態把握での訪問を行う。
ウ 総合相談	総合相談窓口としての地域包括支援センターの役割をわかりやすく周知する。	包括パンフレットや広報、SNS等を活用し、地域の関係機関や住民に情報発信する。	随時	①随時 ②広報誌年2回	①随時パンフレットを配布し地域包括支援センターの役割を周知することができた。 ②広報誌の回覧に関して、圏域内の全町会の協力を得ることができた。交流センターと公民館にも設置しているが、町会に参加していない世帯には目に入りづらいとの意見がある。また、インスタグラムでの広報活動も開始している。
エ 地域包括支援センターの役割をわかりやすく周知する。	総合相談窓口としての地域包括支援センターの役割をわかりやすく周知する。	包括パンフレットや広報、SNS等を活用し、地域の関係機関や住民に情報発信する。	随時	①随時 ②広報誌年2回	①随時パンフレットを配布し地域包括支援センターの役割を周知することができた。 ②広報誌の回覧に関して、圏域内の全町会の協力を得ることができた。交流センターと公民館にも設置しているが、町会に参加していない世帯には目に入りづらいとの意見がある。また、インスタグラムでの広報活動も開始している。

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		課題・評価	R 8 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 成年後見制度の活用促進	①成年後見制度についての相談を随時受付し、申立が必要と判断されるケースについて関係機関と連携して支援する。 ②関係機関を含め、地域の中で成年後見制度が正しく理解されるように各会に各会議等で周知活動を行う。	①地域ケア個別会議やカンファレンスを開催し、関係機関と支援方法について話し合い、申立を支援する。 ②民生委員定例会や各会などで制度の説明を行う。	①随時 ②民生委員定例会5回、随時	①随時相談を受け、後見等申立に係る会議を開催。必要性に応じて申立を支援した。 ②民生委員定例会や各会などで制度についての説明や勉強会を行っている。	①相談21件、申立9件(内市長申立2件) ②民生委員定例会5回、介護支援専門員連絡会1回	①成年後見制度が広く知られるようになり、相談件数が増えている。相談内容が複雑化しており、随時関係者と連携し支援を継続している。 ②民生委員定例会等では、成年後見制度を含め、包括で幅広く相談を受付していることを周知した。	①成年後見制度についての相談を随時受付し、個別に必要性を判断し関係機関と連携して申立を支援する。 ②関係機関や地域住民に成年後見制度が正しく理解されるように各会議等で周知活動を行う。
イ 老人福祉施設等への措置の支援	措置を必要とするケースが発生した場合は市役所や関係機関と連携を図り対応する。	関係部署との情報共有し、連携を図りながら対応していく。	随時	該当するケースは無い。	無し	該当するケースはなかった。	措置を必要とするケースが発生した場合、個人情報漏洩に留意しつつ、市や関係機関と連携を取り対応する。
ウ 高齢者虐待への対応	高齢者虐待マニュアルに沿って早急に対応する。市役所等関係機関と連携を図り対応する。	高齢者虐待マニュアルに沿って対応する。必要時はカンファレンスやケース会議を開催し、関係機関の役割分担を明確化する。	随時	虐待対応は職員2名で担当している。警察や市役所、病院、入所施設等多くの関係機関と連携して虐待や疑いのあるケースに対応した。	養護者から高齢者の虐待事実あり2件、事実無し10件	相談経路は行政からが大半を占めており、ケアマネジャーからの相談があった。同居家族からの身元的虐待疑いの相談が多く、また家族との関係性が原因で虐待に発展するケースが多くあり、関係機関と連携を図り対応した。	虐待の相談があれば速やかに対応し、関係機関と連携、情報共有を密にし対応していく。
エ 困難事例への対応	行政や中核機関、各関係機関と連携して対応し、課題解決に取り組む。	①地域ケア会議開催の他に、随時関係機関との情報共有を行う。また、権利擁護の制度利用等に発展する場合は必要に応じて行政や中核機関の助言を仰ぐ。 ②三職種で情報を共有し連携して対応する。	①随時 ②随時	①行政や関係機関と連携し、権利擁護の必要性や複合的な課題を持つケース等に対応した。 ②上記事例はミーティングや経過記録により三職種で共有、連携して対応している。	①個別会議1回。関係機関との連絡・連携は随時 ②随時	高齢者のみでなく、家族に障害がある等、複合的な課題を抱えるケースが増加し、課題解決には関係機関との分野を跨ぐ連携が必要になっていく。ケアマネの後方支援を含め、今後も相談体制を維持する必要がある。	居宅介護支援事業所を含む関係機関や地域住民等からの困難事例の相談に応じる。行政や中核機関、関係機関と連携し、課題解決に取り組む。
オ 消費者被害の防止	相談窓口紹介ネットワークや警察等と連携し、地域住民や事業所等へ消費者被害の情報提供に努める。	①連絡会や民生委員定例会、認知症カフェ等で情報提供や知識普及に努める。 ②相談があった際は迅速に対応し、ケースに応じ関係機関と連携する。	①②随時	①各行事や会議、地域活動にて情報提供に努めた。 ②相談はなかったが、高額な買い物に関する警察からの相談対応あり。	①随時 ②20件	①各連絡会や民生委員定例会で注意を呼び掛けている。認知症カフェでは財務局から講師を招き「投資詐欺」「ロマンス詐欺」についての講話と寸劇で注意喚起を行った。 ②消費者被害が顕在化する前に介入できたケースがあった。	地域団体・関係機関と協働し消費者被害情報の把握を行い、未然に被害を防止するための普及啓発を行う。

弘前市南部地域包括支援センター一名

52

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)						
項目	令和 7 年度計画	実施内容	年度計画内容	実施内容	R 7 年度実績	R 8 年度の計画、取組
ア 関係機関との連携	関係機関や、民生委員、チームオレンジを含む地域の支援者とネットワークをつくり、連携しながら支援を行う。	①必要に応じて各関係機関や民生委員、チームオレンジと連携して支援する。 ②認知症に関連した研修会や連絡会等に参加する。	①随時 ②随時	①認知症に関する広く相談に応じ、関係機関や民生委員、チームオレンジに繋ぐ等、互いに連携して支援している。また、チームオレンジの多様な活動を事務局として支援した。 ②認知症地域支援推進員連絡会やオレンジコーデイネーター養成研修、認知症地域支援推進員現任者研修等に参加した。	①随時 ②随時	認知症に関する相談は増加傾向にあり、地域で連携して対応している。チームオレンジ「みなみ」は見守り支援に加え、認知症カフェへの協力や、みんなの居場所(おれんじ食堂)の開催等、包括と協力して活動・運営している。 また認知症地域支援推進員連絡会やコーデイネーター養成研修、認知症地域支援推進員現任者研修に参加し、事例を提供するとともに関係機関と情報共有を図ることができた。
イ 認知症の人や家族への支援	①認知症の方やその家族、地域住民が参画し、交流や情報交換できる場を提供する。 ②チームオレンジの連携体制を強化する。	①認知症カフェ「みなみ」の開催。 ②必要に応じてチームオレンジの連絡会を開催し、情報共有や支援体制を評価する。	①清水地区 6,10,3月 千年地区 5,9,11月 ②随時	①認知症カフェ(みなみ)を実施。地域住民や専門職、チームオレンジが参加。 ②チームオレンジ連絡会を開催。	①認知症カフェ:3回 11月 (千年地区) 10,3月(清水地区) ②12月に開催	①「新しい認知症観」の理念を踏まえ、認知症当事者が社会に参画できるような機会の提供や居場所の創出に努める。 ②チームオレンジと協働し、地域での孤立化防止や見守り体制を強化する。
ウ 知識の普及	地域住民へ認知症に関する正しい知識の普及の為認知症サポーター養成講座を開催しサポーターを増やす。	①認知症サポーター養成講座を開催する。 ②学校や町会、企業、団体等にサポーター養成講座の周知活動を行う。	①年3回以上 ②随時	①サポーター養成講座:5/9おいでえーる、7/11朝陽小5年生、9/8千年小3年生、10/1弘前特養職員 ステップアップ講座:弘前郵便局長第二部会で行った。 ②民生委員定例会や出前講座などで広報誌やチラシなどを配布し周知を図った。	①サポーター養成講座:138名受講 ステップアップ講座:12名受講 ②随時 広報誌:年2回(5月、10月)	①昨年に引き続き2校で開催する事が出来た。学年に合わせて分かりやすく説明し寸劇で対応方法を学んでいただいた。弘前特養では、認知症の母親を介護した体験談がとてもためになったと感想が聞かれていた。ステップアップ講座は認知症とMCIIについて説明し理解を深めてもらった。 ②4月、10月発行の広報誌で活動報告とともにサポーター養成講座についての周知を行った。

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)						
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		R 8 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
①地域ケア個別会議を開催し多職種間で検討を行うことにより個別支援と地域課題の抽出を行う。 ②個別ケースから抽出した課題について地域で検討する会議を開催する。	①地域ケア個別会議を行う。 ②地域ケア推進会議を行う。	①年4回、随時 ②年2回	①4回、随時1回 ②2回	①地域ケア個別会議を開催。 ②地域ケア推進会議を開催。	①定例4回、随時1回 ②2回	①関係機関や専門職に出席していただき会議を開催。専門的な立場から意見や助言を受けることで個別課題の解決を図るとともに地域課題の把握ができた。 ②関係者間で地域課題を共有し情報交換や検討を行うことで連携の強化に繋げることができた。 ③個別ケースから抽出した課題について地域で検討する会議を開催し地域課題の把握と対応方針の検討に取り組んでいく。 ④ネットワーク作りを行い地域関係者の連携を深めていく。
7 地域包括支援センターで把握した地域課題						
【地域の実態】						
・地域に住んでいる認知症高齢者の対応に苦慮する事がある。 ・受診やサービスを拒否し、支援に繋がらず状況が悪化してしまう人が増えている。 ・生活課題など、困った時にどこに相談すればいいのか分からない人が多い。 ・対象者個人だけではなく、世帯全体に支援が必要な場合が多くなっている。						
【地域課題】						
①地域全体で認知症に対する理解や支援方法など、高齢者を支援する体制を整える必要がある。 ②相談窓口を周知し、早期に支援へと繋がる取り組みが必要である。						
【地域での対応方針】						
①認知症の理解や支援方法などの周知に向けた取り組みを行う。 ②相談窓口の周知活動を行ない、関係機関と連携し支援に繋げる。						
【市、関係団体への提言】						
在宅生活を支えるためのサービス(訪問介護、移動支援等)が不足してきているため、地域型ヘルパーの増設や市独自のサービスの開発が必要。 雪かき支援の拡充が必要。						

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

職員配置 (R7/4.1現在)	保健師	1 人	予防給付プラン担当	2 人	プラン手数
	社会福祉士	1 人	その他(センターの他職種業務以外のもの)		
	主任ケアマネ	2 人			
				0 人	4箇所

令和 7 年度の活動方針(地域課題・目標)		令和 7 年度目標に対する取り組みの評価	
地域の実態	・移動手段が限定されることで金銭面の負担が大きく受診や外出を抑える傾向がある。 ・地域に関わる住民の担い手不足により、地域で役割を担って活動する民生委員や町会役員の負担が増加している。 ・現役世代の担い手が減少し地域交流や地域活動も再開の目途が立っていない地区がある。 ・世代を問わず活用できる社会資源の情報が入りにくい。 ・移動手段の確保に伴う交通費助成金制度や他補助金の活用方法があるのか地域住民に対して周知して欲しいという意見がある。	・主催する講座や介護予防教室については地域住民の関心が高いテーマを設定し包括が主催する出前講座や関係機関との共催により実施したこと地域啓発のみならず顔の見える関係づくりにつながった。 ・参加者からは具体的な相談につながる事例も見られ、早期相談・早期支援への入口として一定の成果があったと評価する。 ・出前講座や介護予防教室などに相談会を組み合わせたことで住民の悩み事や困りごとが聞かれた。制度説明にとどまらず生活全体を捉えた支援につなぐことができた。認知症に関する相談は早期の段階での気づきや家族支援に結びつくケースもあり地域包括支援センターの役割を發揮できたと評価する。 ・各種会議開催、定例会などへの参加を通じて、関係機関との情報共有とネットワーク強化が図られた。個別課題の検討を通じて地域課題の把握にもつながり、支援の方向性を多職種で共有できたことと評価する。 ・周知活動については広報誌や地域活動の場を活用して実施することで、「ほくほくだより」を見て電話した、「人づてに聞いた」、「活動に参加して相談したかった」などから相談に繋がったケースもあり一定の効果があったと評価する。 ・地域の居場所や活動の場で健康指導や健康管理を実施したことは、重度化予防・フレイル予防の観点から有効であり、参加者の主体的な健康意識の向上があったと評価する。	
地域課題	・地域包括支援センターをはじめとする介護、福祉、保健、地域の関係事業所が役割周知し地域住民と相互に知る機会が必要。 ・さまざまな場面において地域関係者とネットワークを構築し地域全体とつながり、表面化しないケースを情報共有し早期発見から早期支援につなげていく必要がある。 ・地域住民のニーズに合わせた講座開催や地域住民の健康増進のため介護予防につながる取り組みが必要。		
目標	・主催する講座や勉強会、介護予防教室、地域関係機関との共催による取り組みから知識啓発を図る。 ・介護、福祉、健康、認知症などに関する介護相談会を実施。 ・地域ケア会議の開催をはじめ地域の定例会や活動へ参加し相互に情報共有を図る。 ・北部地域包括支援センターの役割及び活動内容や地域資源に関する情報等の周知活動を実施。 ・健康増進と介護予防の取り組みとして地域の居場所や地域活動において健康指導と健康管理を実施。		

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)									
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		課題・評価	R 8 年度の計画、取組		
		実施内容	回数等	実施内容	回数等				
基本 子エックリ スト該当 者に係る ケアマネ ジメント	介護予防・生活支援総合事業について支援を要する高齢者はじめ地域関係者へ説明し、自立支援と重度化防止につなげる。対象者の状態像を把握し、状況に応じた多様なサービスの情報提供を行う。	基本チェックリスト、アセスメントを実施、対象者の状態把握、サービスの利用支援、介護予防ケアマネジメントを実施する。	随時	総合事業の利用が必要且つ効果的と思われる対象者に対し基本チェックリストを実施し、ケアマネジメントを行った。	事業対象者の支援件数:延べ 921件	介護予防の観点を中心に必要ケアマネジメントを実施することができた。	総合事業を含む、一般介護予防事業の活用という視点も取り入れたケアマネジメントを実施していく。		

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)				
項目	令和 7 年度計画		R 7 年度実績	
	実施内容	回数等	実施内容	回数等
ア 地域におけるネットワーク構築	①町会長、民生委員などを始めとする地域関係者や担い手となる住民との連携体制を構築する。 ②地域住民へ介護予防、認知症、福祉、健康増進などの活動を通して地域住民とのネットワーク構築を図る(包括主催のもの)。 ③地域ニーズを把握し地域の知識啓発の活動の実施からネットワーク構築を図る(地域との共催活動のもの)。	①年2回以上 ②年2回以上 ③年2回以上	①地区の民生委員定例会や町会定例会、その他地域関係者が集まる会議へ参加する。 ②認知症カフェや住民主体のカフェにおいて介護・健康・福祉等に関する出前講座を実施。 ③裾野公民館、新和公民館、高杉公民館関係者から地域ニーズを把握し知識の啓発活動を実施。	①4地区合計18回 ②年間：カフェ1回、ソレイジュ4回 ③年間：裾野公民館1回、新和公民館3回、高杉公民館1回 計5回
課題・評価		R 8 年度の計画、取組		
		①定例会などで意見交換や意見集約を図り、地域包括支援センターの役割周知、情報提供、情報共有することなどでネットワーク構築を図ることができた。 ②③介護予防やMCI講座をはじめとする内容を実施し住民の意見を聴取することができた。また身近な場所ですぐ機会があることで興味関心を得ることができた。 ④農家が多い地区での講座開催は時期にも少し工夫が必要と感じる。	現在の取り組みを継続しつつ、さらに地域関係者とのネットワーク構築を高めていく。	
イ 実態把握	①高齢者の心身・健康状態や家庭環境等について実態把握を行う。 ②地域活動の中で必要と思われる高齢者等について実態把握を行う。	①実態把握：年間50件以上 ②随時	①相談や地域からの情報提供から高齢者世帯へ実態把握を実施。 ②勉強会等からの情報提供はなかったが、地域関係者から支援が必要と思われる情報提供から実態把握を実施している。	①②実態把握：年間354件 (内訳：包括161件、4地区在介193件)
		毎年農繁期の相談は減少傾向にある。介護・医療・生活支援に関する早期対応が必要と思われるケース、家族間の希薄により同じ環境で生活していても気づかないケースもあったことから、家族アセスメントも重要な視点であった。	現在の取り組みを継続していく。	
ウ 総合相談	多様な相談、複合問題についても状態像を把握し必要に応じて適切な支援機関へつなげる。 地域住民へ地域へ相談機関としての周知を図る。	①年3回以上 ②年4回以上	①ほくほくだより(広報誌)、出前講座ポスターを配布・設置。 ②糠坪地区集会所、瑞風園にて第2地域包括支援センターと協働による相談会を実施。	①ほくほくだより：年間3回 ②糠坪地区出前講座：5回 ③糠坪地区相談会：1回、瑞風園相談会：3回
		①定期的な広報誌と地域活動パンフレットなどから「回覧で見た」、「見ただけで話された」との意見もあり地域周知となっている。地域から気になり相談に繋がっている。②地区相談会では農繁期ということもあり出張による相談はなかなかつかなかった。他地区より相談の方が興味関心講座を通して開催の方には興味関心があるのではないかという意見があり今後の取り組みに反映していく必要がある。	①現在の取り組みを継続していく。 ②現在の取り組みを継続するためには講座と組み合わせた相談会を実施していく。	

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)					
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等
ア 成年後見制度の活用促進	成年後見制度の利用が必要と判断されるケースについて申立支援を進める。 成年後見制度や任意後見制度に関し地域住民や相談専門職への知識普及における活動を実施。	①弘前圏域権利擁護支援センターと連携し申立支援を行う。 ②相談者やその家族に對し必要に応じて制度の説明を行う。	随時	成年後見制度相談6件、申立支援1件。	相談件数6件 申立支援1件
イ 老人福祉施設等への措置の支援	対象案件発生時には介護福祉課をはじめとする必要関係部署と連携し対応する。	要措置と判断される事案が発生した場合には、介護福祉課へ報告、連絡、相談の上、必要な対応を速やかに行う。	随時	対象となる案件はない。	0件
ウ 高齢者虐待への対応	「弘前市における養護者による高齢者虐待防止対応マニュアル」に基づき対応する。	事案が疑われる、または発生した場合、介護福祉課をはじめとする必要関係機関と連携し、早期発見・早期対応を実施する。	随時	ケアマネから経済的虐待に関する相談が2件あり対応している。 また虐待リスクが疑われる相談が4件、困窮や家族関係によりネグレクトリスクのあるケース、暴言により分離後の支援ケースがあった。	2件
エ 困難事例への対応	地域包括支援センターの三職種が相互に連携し全体で対応する。状況に応じて必要な他職種や機関とも連携しながら支援を行う。 他職種での検討が必要な事案については、地域ケア個別会議にて対応を協議していく。	①三職種にてケース検討会を行い、必要な職種、機関と連携しながら対応する。 ②必要な事案については、地域ケア個別会議にて検討及び対応、モニタリングを実施。	①随時 ②随時	ケースに応じて適切な関係機関や専門職と連携して対応している。	①随時実施 ②地域ケア個別会議随時開催 該当なし。
オ 消費者被害の防止	消費者被害に関する情報収集を行い、必要な情報を地域や関係機関へ発信し、被害の未然防止を図る。 消費者被害相談においては専門機関へ報告、連絡、相談し対応を図る。	①市民生活センターや地域住民や警察などから消費者被害に関する情報収集を行い、地域へ情報提供する。 ②必要事案が生じた場合は関係機関と連携し対応していく。	①年1回以上 ②随時	①関係機関のパンフレットで地域に対し情報提供を行った。小友地区では出前講座を実施している。 ②市民生活センターと情報共有し個別案件へ対応している。	①地域の関係機関や住民へ情報提供や講座開催。 ②個別案件2件対応。
				①4月に市民生活センターから情報収集を行い、地域の活動や会議又、地域訪問時に情報提供を行った。小友地区では出前講座を実施した。 ②地域や施設より、不審者及び詐欺電話に関する相談があり、対応方法について市民生活センターに相談し対応している。	①②現在の取り組みを継続する。

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)					
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等
ア 包括的・継続的なケア体制の構築	医療機関を含め介護や多職種との連携を図り、高齢者の状況や変化に応じた個別支援を展開していく。	①地域ケア会議(定例)へ多職種を招集する。 ②①以外での臨時的に発生する事例については、最低限必要な関係者を招集する。 ③意見交換会などで介護支援専門員と専門職種との意見交換や交流を通じ相互の継続的なネットワーク構築を図る。	①地域ケア会議(個別・推進)年間:7回 ②随時 ③北部圏域ケアマネ会議年間:1回	①地域ケア個別会議:5回、地域ケア推進会議:2回 ②なし ③年間:1回	医療系専門職、リハビリ専門職、福祉専門職、介護専門職などの専門多職種を招集して会議や勉強、意見交換会を開催しネットワークの構築に繋がっている。
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	介護支援専門員が相互に情報交換や相談ができる機会を提供することで、介護支援専門員間のネットワーク構築を図る。	勉強会や事例検討会など介護支援専門員と専門職種との意見交換や交流を通じ相互の継続的なネットワーク構築を図る。	①スキルアップ勉強会年間:3回 ②地域密着型介護サービス事業所意見交換会年間:1回以上	①年間:4回 ②年間:1回	①アンケート調査から意見抽出し事例検討や情報交換を交えてワーク構築に繋がっている。 ②人員不足により思うように地域参加ができない、地域連携が上手く図れないなどという意見があり現状を把握することに繋がった。
ウ 日常的個別指導・相談	介護支援専門員としての業務遂行に必要な知識やスキルアップに向けた支援体制を構築する。	①地域で活動する介護支援専門員を対象に勉強会や事例検討会を実施する。 ②介護支援専門員がケアマネジメントを実施する際、個別指導・助言を行い、多職種の連携・協働による継続ケアの支援を行う。	①スキルアップ勉強会年間:1回 ②随時	①年間:4回 ②随時対応	①②社会資源に関する情報交換、勉強会、事例検討会を行うことで知識向上に繋がっている。
エ 支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員からの個別事例に関する相談に対応することで課題解決に向けた後方支援を行う。	個別事例に関する相談を受けた場合、必要に応じて地域ケア個別会議(臨時)の開催、三職種の連携を図り、具体的な支援方法等を検討して実践していく。	適宜	適宜実施	本人を取り巻く環境において家族間連携や金銭管理における課題について助言や必要な支援機関につなぎ、状況に応じて同行訪問を行うことで連携強化に繋がっている。

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)					
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容	R 7 年度実施内容	R 7 年度実施回数等	R 8 年度の計画、取組
ア 関係機関との連携	状況に応じて地域の関係者や医療機関と情報共有を図り、また専門科医と連携しながら認知症患者への支援を行う。	必要事項については専門家の地域医療連携室や認知症初期集中支援チームと情報共有や同行訪問などの連携を図り受診勧奨していく。	家族からの相談で認知症初期集中支援チームへ情報提供、また家族介入による受診が可能なケースは専門医の受診ができるように情報提供を行う。	適宜実施	家族が遠方で認知症と思われるケースの受診勧奨では、支援できない分包括に対応する生活支援に関する要望があった。介護サービスで対応できる案件については対応する事業所がない、緊急性の度合いが家族と包括の印象の違いが生じてしまうこともあり顔の見える関係が重要であった。家族が遠方の場合、オンライン対話が有効であった。
イ 認知症の人や家族への支援	当事者や家族の実情を把握し、認知症に関する情報や予防に効果的な取り組みなどを伝えていく。また、地域関係者や地域住民が相談しやすい環境作りを行う。	①認知症に関する情報や予防に効果的な取り組みなどを分かりやすく伝える。 ②認知症地域支援推進員が中心となり、カフェを開催する。	①②認知症カフェ(カフェほくつ)を開催し認知症に関する情報提供や脳トレ、講座等実施。	毎月第4金曜日開催。 年間:12回	当事者と家族が一緒に参加できるように、地域住民同士が声掛けして予防できるように、現在の取り組みを継続していく。
ウ 知識の普及	認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように当事者や家族を含め地域住民への認知症に関する理解や知識の啓発を推進する。	①地域の居場所へ参加する地域住民へ認知症ケアに関する情報や予防に効果的な取り組みを伝える。 ②地区の小学校児童へ認知症サポーター養成講座を開催する。	①②認知症カフェ(包括)内でMOI講座、ソレイジュカフェ(住民主体によるもの)内では認知症サポーター養成講座、新和公民館、高杉及び新和小学校5年生へ認知症サポーター養成講座を実施。	年間:認知症カフェ(包括)1回、ソレイジュカフェ(住民主体):1回、新和公民館:1回、高杉及び新和小学校:各1回	講座に加え体験を交えたり脳トレ、製作を通して活動を行うことで健康や介護予防に対する意識向上に繋がっている。小学生への講座では学ぶ機会があることで理解が深まり、地域で支える力になると評価する。地域住民向けに認知症サポーター養成講座を開催することで知識向上となり、地域の見守りを自然にできる体制となると評価する。

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)					
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績	課題・評価
		実施内容	回数等		
介護支援専門員が抱える困難事例等について、地域ケア会議を開催し包括的・継続的なケアマネジメントが実践できるようにサポートを行う。 地域ケア会議を含めさまざまな場面を通じて地域関係者等と地域課題を抽出する。		①地域ケア会議へ医療、保健、福祉、地域関係者等を招集し、多職種協働での地域課題抽出に取り組む。 ②各地区の地域関係者へ地域ケア会議の招集を行い地域課題を共有し実情を把握していく。	①②地域ケア会議(個別・推進)年間:7回	①地域ケア個別会議:5回 ②地域ケア推進会議:2回	各関係者間と地域の実情を共有し課題について検討、地域づくりについて整理することができた。また関係者間のネットワーク構築にもつながった。今年度民児協では改選もあつたことから改めて地域ケア会議の目的や役割を周知し地域全体で支える仕組みづくりを検討できるようにする必要がある。
R 8 年度の計画、取組					
現在の取り組みを継続していく。					
7 地域包括支援センターで把握した地域課題					
【地域の実態】					
・住民同士の交流機会の減少、地域との関係性はあるが機会がない、思いはあるが仕組みがない、自然発生的な関係が成立しにくくなっている。 ・健康意識の低さ、高齢化が進み、外から見えにくい孤立、同居世帯が多い地域でも孤立があり、異変に気づく仕組みが弱い。 ・さまざまな地域資源はあるものの活用できない。					
【地域課題】					
・孤立予防のための交流・見守りができる仕組みづくりが必要となる。 ・健康増進、介護予防、重症化予防等における情報発信の継続と地域関係者とのネットワーク構築の強化。 ・支援を要する高齢者、独居、高齢者世帯など対象を限定しないで、地域全体を巻き込む体制構築が必要となる。					
【地域での対応方針】					
・講座の開催、認知症カフェへの取り組みなど介護予防や健康増進、認知症支援、福祉に関することなどについて知識啓発を図り情報発信するとともに、地域との協力体制を構築していく。 ・地域包括支援センターの役割周知活動、地域関係者との連携強化を図り、地域全体が緩やかにつながり、見守りできる体制を支援していく。					
【市、関係団体への提言】					
・地域活動を行う上で費用が発生するも似合わない金額で地域活動が進まないことから持続可能な補助金の活用策を検討して欲しい。 ・町会役員や民生委員の担い手が不足、高齢化により地域活動の負担が多いため、担い手の育成が必要と思われる。					

令和7年度に把握した地域課題・取組方針(令和7年度実績報告書より)

	地域の実態	地域課題	地域での対応方針	市、関係団体への提言
第一包括	・独居高齢者や身寄りのない高齢者、遠方家族世帯の増加など家族形態の変化により、従来家族が担ってきた生活支援や意思決定支援を地域で補完する必要性が高まっている。 ・相談対応や地域ケア会議の検討を通じ、認知症や精神疾患等により受診調整が難しい事例や、制度の理解不足、制度利用までの空白期間などが見られている。 ・行政手続きのデジタル化が進む一方で、高齢者や家族にとって手続きが分かりにくく、制度利用の障壁となる場合がある。 ・終活やエンディングノートについても関心はあるものの、実際の準備や意思表示には十分つながっていない状況が見られている。 ・災害時に支援が必要となる高齢者も多いことから、平時からの地域のつながりや見守り支援体制の充実が求められている。	・成年後見制度等の認知は進んではいるが、制度内容の理解不足や制度利用までの空白期間が見られ、早期相談につながる普及啓発と権利擁護支援の体制づくりが必要である。 ・認知症専門外来の受診調整や精神科往診体制に限られていることから、受診拒否や通院困難ケースにも対応できる医療機関と地域支援機関との連携体制の強化が必要である。 ・通院付き添いや買い物、行政手続きなど制度では対応が難しい生活支援の担い手が不足していることから、地域資源を活用した生活支援体制の充実が必要である。 ・独居高齢者の増加に伴い地域とのつながりが弱いケースや、終活やエンディングノートの活用が十分に進んでいない状況が見られることから、孤立予防の取組と本人の意思を尊重した意思決定支援を進めるとともに、災害時にも支援につながる見守りや支援体制が必要である。	・地域の課題の多くは制度そのものの不足ではなく、制度利用までの期間や制度外の生活課題を支える「つなぎ支援」の不足に起因している。そのため、地域包括支援センターを中心に関係機関と連携し、制度と生活をつなぐ支援の視点を持ちながら、権利擁護制度の普及啓発や医療機関との連携強化、地域資源を活用した生活支援体制の充実、見守りや交流の機会づくりによる孤立予防、終活やエンディングノートの普及による意思決定支援などに取り組み、地域で高齢者を支える体制づくりを進めていく。また、これらの取り組みを通じて地域住民との関係づくりを進め、災害時にも高齢者が地域で支えあえる体制づくりにつなげていく。	1 制度開始までの空白期間への支援制度の整備 2 移動支援や付き添い支援など生活支援体制の整備 3 高齢者や遠方家族が利用しやすい手続き支援制度の整備 4 ケアプランデータ連携システムやAIによるケアプラン作成支援などの整備
第二包括	・世帯によっては支援者が足りない現状がある。 ・経済的困窮により、適切なサービスを利用することができない。 ・根本的課題として経済的困窮がある場合、介護支援専門員は介入しにくい。 ・重層的な課題のある世帯に対しての支援方法が構築されていない。 ・理解力、判断能力が低下している世帯に対しての支援が難しい。(意思決定が困難な世帯を地域でどう支えるか) ・家族間で支援方針が異なる場合、支援することが難しい。	・判断能力の低下した高齢者の意思決定を、地域全体で支える仕組み作りが必要。 ・経済的困窮による医療・介護利用制限と、それに伴う健康悪化を防ぐため、債務整理を含む生活再建支援と介護導入を同時並行で行える地域連携体制が不足している。	・生活困窮及び介護リスクのある世帯及び判断能力低下が疑われる高齢者について、早期から情報共有を図ると共に、住民一人ひとりの気づきの力を高める取り組みを推進し、各種研修会の開催を通じて異変に気づく力を育み、地域全体で支えあう体制構築を目指す。 ・安心カードやエンディングノートの活用を拡大。	・意思決定支援に関して、支援者の感覚に頼らない体制づくりが必要。
第三包括	①介護者を含む地域住民が認知症等の方への対応や関わり方が分からず困っている。 ②介護者が相談できずに抱え込んでしまい深刻化してからの介入となる。	①地域住民が認知症に対する理解や関わり方が分からないことで、不適切な対応となり、虐待に発展するケースがある。 ②介護者に向けた相談窓口の周知や具体的な情報等に関する発信が不足している。	①認知症カフェ、認知症サポーター養成講座等の広報や実施を行い、認知症への正しい情報や対応方法の理解を図る。 ②介護者へ向けて、SNS等を活用し、早期相談に繋がるように窓口としての広報や周知を図る。	・身寄りのない方の支援の仕組みづくり ・リハ職へ相談できる窓口 ・複合的課題を抱えた世帯に対する相談窓口の明確化
東部包括	・介護予防への理解が不十分な地域住民がいる。 ・加齢に伴う心身の変化への理解、見通しを立てた生活課題への理解が不十分な地域住民がいる。 ・必要なサービスの利用に繋がらず、対応に苦慮している介護支援専門員がいる。	・介護予防の重要性が地域住民に十分浸透しておらず、我が事として認識されていない。	・介護予防が必要な地域住民に対し普及啓発を行い、相談窓口として地域包括支援センターの周知を図る。	

	地域の実態	地域課題	地域での対応方針	市、関係団体への提言
西部 包括	①多問題家族が増加して介護支援専門員が対応に苦慮するケースが増えている。 ②複雑な新規相談が増加している。 ③地域の集まりがコロナ感染症を機に減少したままになっている。 ④相談、見守りしていた方のうち、車の運転や身の回りのことができていても、行方不明になってしまうケースがあった。	①介護支援専門員が自分の抱えている問題に対して専門職や地域との関わり方がわからない。 ②包括支援センターの役割、相談窓口としての機能が地域に理解されていない。 ③地域にどんな集いの場が必要か、必要とされているか、地域の実情が把握できていない。 ④認知症の理解と相談のタイミングが、専門職と地域住民の間で認識のずれがある。	・圏域介護支援専門員の抱えている問題に対し、気軽に相談できる環境作りをしていく。 ・新規相談の内容を分析し、データ化して地域の実情を整理して、地域にどんなことが必要か課題を見出し、支援方法、周知方法を考えていく。 ・地域の集まりや地域の声など情報収集し、必要な場所での集いの場を検討していく。また、介護者教室を再開させていく。 ・地域に認知症についてのアプローチをしていく。	・在宅生活を継続するために必要な訪問介護サービス事業所が人材不足で西部圏域までは訪問できないと断られるケースが増えている。地域型ヘルパー事業やボランティアなど担い手となる人材育成を行っていく必要がある。
南部 包括	・地域に住んでいる認知症高齢者の対応に苦慮する事がある。 ・受診やサービスを拒否し、支援に繋がらず状況が悪化してしまう人が増えている。 ・生活課題など、困った時にどこに相談すればいいのかわからない人が多い。 ・対象者個人だけではなく、世帯全体に支援が必要な場合が多くなっている。	①地域全体で認知症に対する理解や支援方法など、高齢者を支援する体制を整える必要がある。 ②相談窓口を周知し、早期に支援へと繋がる取り組みが必要である。	①認知症の理解や支援方法などの周知に向けた取り組みを行う。 ②相談窓口の周知活動を行ない、関係機関と連携し支援に繋げる。	・在宅生活を支えるためのサービス(訪問介護、移動支援等)が不足しているため、地域型ヘルパーの増設や市独自のサービスの開発が必要。 ・雪かき支援の拡充が必要
北部 包括	・住民同士の交流機会の減少、地域との関係性はあるが機会がない、思いはあるが仕組みがない、自然発生的な関係が成立しにくくなっている。 ・健康意識の低迷、高齢化が進み、外から見えにくい孤立、同居世帯が多い地域でも孤立があり、異変に気づく仕組みが弱い。 ・さまざまな地域資源はあるものの活用できない。	・孤立予防のための交流・見守りができる仕組みづくりが必要となる。 ・健康増進、介護予防、重症化予防等における情報発信の継続と地域関係者とのネットワーク構築の強化。 ・支援を要する高齢者、独居、高齢者世帯など対象を限定しないで、地域全体を巻き込む体制構築が必要となる。	・講座の開催、認知症カフェへの取り組みなど介護予防や健康増進、認知症支援、福祉に関することなどについて知識啓発を図り情報発信するとともに、地域との協力体制を構築していく。 ・地域包括支援センターの役割周知活動、地域関係者との連携強化を図り、地域全体が緩やかにつながり、見守りできる体制を支援していく。	・地域活動を行う上で費用が発生するも似合わない金額で地域活動が進まないことから持続可能な補助金の活用策を検討して欲しい。 ・町会役員や民生委員の担い手が不足、高齢化により地域活動の負担が多いため、担い手の育成が必要と思われる。

令和7年度地域包括支援センター収支決算

(1) 包括的支援事業

(単位:円)

	第一地域包括 支援センター	第二地域包括 支援センター	第三地域包括 支援センター	東部地域包括 支援センター	西部地域包括 支援センター	南部地域包括 支援センター	北部地域包括 支援センター	合計
収入								
市委託料	32,684,000	25,664,000	40,383,000	38,163,000	25,377,460	41,643,000	30,744,000	234,658,460
ケアマネジメント収入	8,978,100	3,890,700	9,467,490	5,772,300	967,540	7,311,423	3,246,720	39,634,273
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
収入合計	41,662,100	29,554,700	49,850,490	43,935,300	26,345,000	48,954,423	33,990,720	274,292,733
支出								
人件費	33,761,483	24,825,327	45,401,696	28,695,492	18,785,216	33,272,928	22,788,115	207,530,257
事務費	1,921,151	1,923,194	2,080,680	5,332,281	1,085,758	7,213,541	2,082,600	21,639,205
管理費	1,956,189	346,179	1,492,900	5,482,019	2,474,026	3,187,135	1,580,005	16,518,453
委託料	4,023,277	2,460,000	931,340	4,425,508	4,000,000	5,280,819	7,540,000	28,660,944
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
支出合計	41,662,100	29,554,700	49,906,616	43,935,300	26,345,000	48,954,423	33,990,720	274,348,859

(2) 介護予防支援事業

(単位:円)

	第一地域包括 支援センター	第二地域包括 支援センター	第三地域包括 支援センター	東部地域包括 支援センター	西部地域包括 支援センター	南部地域包括 支援センター	北部地域包括 支援センター	合計
収入								
ケアマネジメント収入	14,770,440	13,322,800	18,996,090	11,818,560	10,364,820	16,702,157	8,334,020	94,308,887
その他	8,155,208	58,258	205,424	1,544,961	111,880	64,000	124,060	10,263,791
収入合計	22,925,648	13,381,058	19,201,514	13,363,521	10,476,700	16,766,157	8,458,080	104,572,678
支出								
人件費	18,709,199	9,726,512	7,176,670	6,741,670	7,664,863	12,477,348	5,836,535	68,332,797
事務費	1,123,552	1,575,054	2,873,320	106,155	34,965	1,642,120	876,400	8,231,566
管理費	1,301,557	232,227	1,751,620	55,000	124,996	747,363	695,145	4,907,908
委託料	1,791,340	1,725,534	4,715,636	6,460,696	275,904	729,071	1,000,000	16,698,181
その他	0	121,731	310,000	0	0	0	50,000	481,731
支出合計	22,925,648	13,381,058	16,827,246	13,363,521	8,100,728	15,595,902	8,458,080	98,652,183

令和8年度 地域包括支援センター事業計画

職員配置	(令和8年4月1日現在)	第一	第二	第三	東部	西部	南部	北部
	保健師等	2	2	2	4	1	1	1
	社会福祉士	2	1	4	2	1	4	2
	主任ケアマネ	1	1	2	1	1	2	1
	予防給付プラン担当	3	3	3	1	2	3	2
	その他	2	1	1	3	1	1	0
プランチ数		2	2	1	2	2	1	4

令和8年度の活動方針(地域課題・目標)			
	地域の実態	地域課題	目 標
第一包括	・独居高齢者や身寄りのない高齢者、遠方家族世帯の増加など家族形態の変化により、従来家族が担ってきた生活支援や意思決定支援を地域で補完する必要性が高まっている。 ・通院付き添いや各種手続き、買い物など、制度では対応が難しい生活課題を抱えるケースが増加している。 ・自然災害の増加により、平時からの地域の見守りやつながりづくりが重要となっている。	・独居高齢者や高齢者のみ世帯の増加に伴い、地域とのつながりが弱く孤立が懸念される高齢者や生活課題を抱えるケースが見られている。そのため、地域住民による見守り活動を通じて高齢者の孤立予防を進めるとともに、平時から地域とのつながりを強化し、災害時にも支え合える地域づくりを進めることが必要である。	・地域住民や関係機関とのつながりを生かし、制度利用までの生活課題に対応する「つなぎ支援」の充実を図る。また、見守り活動や地域活動を通じて地域の支えあい体制を強化し、災害時にも支えあえる地域づくりを推進する。
第二包括	・経済的困窮により適切なサービスを利用することができない。 ・重層的な課題のある世帯に対しての支援方法が構築されていない。 ・理解力、判断力が低下している世帯に対しての支援が難しい。 ・家族間で支援方針が異なる場合、支援することが難しい。	・経済的困窮による医療や介護保険サービス利用制限は健康悪化を招くことから、生活再建支援と介護保険サービス導入を同時並行して行える地域連携体制が不足している。 ・判断能力が低下した高齢者の意思決定を地域全体で支える仕組みづくりが必要。	・医療、介護、生活困窮など各課題に対する相談窓口の周知を行う。 ・高齢者の意思決定支援に関して意見交換や学びとなる機会を提供する。
第三包括	①介護者が含む地域住民が認知症等の方への対応や関わり方が分からず困っている。 ②介護者が相談できずに抱え込んでしまい深刻化してからの介入となる。	①地域住民が認知症に対する理解や関わり方が分からないことで、不適切な対応となり、虐待に発展するケースがある。 ②介護者に向けた相談窓口の周知や具体的な情報等に関する発信が不足している。	①認知症カフェ、認知症サポーター養成講座等の広報や実施を行い、認知症への正しい情報や対応方法の理解を図る。 ②介護者へ向けて、SNS等を活用し、早期相談に繋がるように窓口としての広報や周知を図る。

令和8年度の活動方針(地域課題・目標)			
	地域の実態	地域課題	目 標
東部 包括	・介護予防への理解が不十分な地域住民がいる。 ・加齢に伴う心身の変化への理解、見通しを立てた生活課題への理解が不十分な地域住民がいる。 ・必要なサービスの利用に繋がらず、対応に苦慮している介護支援専門員がいる。	・介護予防の重要性が地域住民に十分浸透しておらず、我が事として認識されていない。	・介護予防が必要な地域住民に対し普及啓発を行い、相談窓口として地域包括支援センターの周知を図る。
西部 包括	①多問題家族が増加して介護支援専門員が対応に苦慮するケースが増えている。 ②複雑な新規相談が増加している。 ③地域の集まりがコロナ感染症を機に減少したままになっている。 ④相談、見守りしていた方のうち、車の運転や身の回りのことができていても、行方不明になってしまうケースがあった。	①介護支援専門員が自分の抱えている問題に対して専門職や地域との関わり方がわからない。 ②包括支援センターの役割、相談窓口としての機能が地域に理解されていない。 ③地域にどんな集いの場が必要か、必要とされているか、地域の実情が把握できていない。 ④認知症の理解と相談のタイミングが、専門職と地域住民の間で認識のずれがある。	・圏域介護支援専門員の抱えている問題に対し、気軽に相談できる環境作りをしていく。 ・新規相談の内容を分析し、データ化して地域の実情を整理して、地域にどんなことが必要か課題を見出し、支援方法、周知方法を考えていく。 ・地域の集まりや地域の声など情報収集し、必要な場所での集いの場を検討していく。また、介護者教室を再開させていく。 ・地域に認知症についてのアプローチをしていく。
南部 包括	・認知症の人への対応に家族や近隣住民が困ることが多い。 ・受診やサービスを拒否し、支援に繋がらず状況が悪化してしまう人が増えている。 ・生活課題など、困った時にどこに相談すればいいのかわからない人が多い。 ・対象者個人だけではなく、世帯全体に支援が必要な場合が多くなっている。	①地域全体で認知症の人やその家族を支援する体制を整える必要がある。 ②相談窓口を周知し、早期に支援へと繋がる取り組みが必要である。	①認知症やMCIIについての正しい知識や支援方法などの周知に向けた取り組みを行う。 ②相談窓口の周知活動を行い、関係機関と連携して支援に繋げる。
北部 包括	・移動手段が限られていることから受診や外出を控える傾向があり、生活範囲が狭くなりやすい状況がある。 ・地域活動を支える担い手の減少や高齢化により民生委員や町内役員など特定の人に負担が集中する。 ・社会資源や制度に関する情報が地域住民に十分届かず必要な支援につなげにくいケースがある。 ・住民同士の交流機会の減少により地域のつながりの希薄化や孤立のリスクが高まっている。	・地域包括支援センターや関係機関の役割を地域住民に周知していく必要がある。 ・地域の関係機関や団体とネットワークを強化し支援が必要な高齢者を早期に把握できる体制づくりが必要である。 ・地域住民が気軽に参加できる交流や健康づくりの機会を確保し、孤立と介護予防につながる取り組みを継続していく必要がある。 ・地域で活動する担い手の負担軽減を図りつつ地域全体で高齢者を見守る体制づくりが必要である。	・地域包括支援センターの役割や相談窓口の周知を含め地域活動や関係機関との連携を通じて情報共有を図り、地域における支援ネットワークを構築していく。 ・地域住民のニーズに応じた講座や勉強会、介護予防や健康づくり、認知症予防に関する取り組みを実施。 ・地域ケア会議や地域活動への参加を通じて地域課題を把握し関係機関と連携しながら早期発見、早期支援につながる体制づくりを構築する。

令和 8 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

職員配置 (R8.4.1現在)	保健師	2 人	予防給付プラン担当	3 人	プランチ数
	社会福祉士	2 人	その他(センターの他職種業務以外のもの)		
	主任ケアマネ	1 人			
				2 人	箇所

令和 8 年度の活動方針(地域課題・目標)		令和 8 年度目標に対する取り組みの評価
地域の実態	・独居高齢者や身寄りのない高齢者、遠方家族世帯の増加など家族形態の変化により、従来家族が担ってきた生活支援や意思決定支援を地域で補完する必要性が高まっている。 ・通院付き添いや各種手続き、買い物など、制度では対応が難しい生活課題を抱えるケースが増加している。 ・自然災害の増加により、平時からの地域の見守りやつながりが重要となっている。	
地域課題	独居高齢者や高齢者のみ世帯の増加に伴い、地域とのつながりが弱く孤立が懸念される高齢者や生活課題を抱えるケースが見られている。そのため、地域住民による見守り活動を通じて高齢者の孤立予防を進めるとともに、平時から地域とのつながりを強化し、災害時にも支え合える地域づくりを進めることが必要である。	
目標	地域住民や関係機関とのつながりを生かし、制度利用までの生活課題に対応する「つながり支援」の実現を図る。また、見守り活動や地域活動を通じて地域の支えあい体制を強化し、災害時にも支え合える地域づくりを推進する。	

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)					
項目	令和 8 年度計画	R 8 年度計画内容		R 8 年度実績	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等
基本 チェックリ スト該当 者に係る ケアマネ ジメント	総合事業のスムーズな利用に向け た支援を行う。	①制度説明や基本チェックリストを実施し、地域の 社会資源の活用も含め たマネジメントを実施す る。	①随時		
ア					

令和 8 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)						
項目	令和 8 年度計画 地域・各関係機関との関係づくり、 ネットワーク構築に努める。	R 8 年度計画内容		R 8 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 地域におけるネット ワーク構築		①民生委員定例会への 参加や、地区会長と情報 交換を行う。 ②第2層協議体活動に参 加する。 ③地域行事との連携	①年1回以 上 ②年1回以 上 ③開催時			
イ 実態把握	地域住民や民生委員、その他関係 機関と連携を強化し、実態把握に努 める。	①在宅介護支援セン ターと連携し高齢者の実 態を把握する。 ②町内会や民生委員と 連携を強化し実態把握を 行う。	①連携会議 月1回開催 ②町内会や 民生委員と の情報交換 の件数:年4 回以上			
ウ 総合相談	①三職種が切れ目なく対応できるよ うに情報共有を強化し、支援内容の 検討を随時行い、他機関への情報 提供や関係機関への紹介をスムー ズに行う。 ②窓口周知に取り組む。	①毎朝のミーティングと データを活用し情報や支 援の方向性を包括内で 共有し対応する。 ②地域を限定し、アウト リーチ活動による周知を 図る。	①毎日 ②年2回			

令和 8 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)						
項目	令和 8 年度計画	R 8 年度計画内容		R 8 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 成年後見制度の活用促進	①成年後見制度について普及啓発を図る。 ②成年後見制度に関する相談・申立て支援を、必要時圏域権利擁護センターと連携して行う。	①民生委員定例会、グループホーム運営推進会等での広報や関係機関への資料提供をする。 ②相談、申し立て支援を行う。	①年4回以上 ②随時	※成年後見制度の申し立て支援件数	※ 性	
イ 老人福祉施設等への措置の支援	措置を要するケースが発生した場合、市の関係部署と連携し対応する。	①市の関係部署、受け入れ措置施設と連携し対応する。	①随時			
ウ 高齢者虐待への対応	養護者による高齢者虐待に関わる通報を受けた場合は、速やかに対応する。	①虐待対応マニュアルに基づき関係部署と連携し対応する。	①随時			
エ 困難事例への対応	事実確認後、課題を整理し支援の方向性を関係者で協議する。	①包括内三職種カンファレンスや地域ケア個別会議、担当者会議を開催することによって課題を整理し、支援方法を検討する。	①随時			
オ 消費者被害の防止	消費者被害に関する最新情報を把握し、住民に伝達する体制を構築する。	①市民生活センターからの最新情報を民生委員を通じて住民に提供する。 ②消費者被害に関する相談は市民生活センターや警察と連携して行う。	①年1回以上 ②随時			

令和 8 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)						
項目	令和 8 年度計画	R 8 年度計画内容		R 8 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 包括的・継続的なケア体制の構築	圏域の介護支援専門員が他職種・他機関と連携しやすい体制を構築する。	①他職種・他機関と連携し、地域ケア個別会議や推進会議を開催する。	① 個別：年4回以上 推進：年2回			
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	圏域の介護支援専門員同士が意見交換できる場として、定期的に連絡会を開催し、相互の連携を図る。	①リーダー会議を実施し、介護支援専門員のニーズにあった学習会や意見交換会を企画する。	①会議：年2回以上			
ウ 日常的個別指導・相談	介護支援専門員への個別指導・相談に対応し、円滑に業務が行えるよう支援する。	①個別相談 ②介護支援専門員対象の学習会や意見交換会を開催する。	①随時 ②年2回			
エ 支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員への効果的な支援を行う。	①同行訪問、関係機関とのネットワークを生かした具体的な支援方針の検討や後方支援を行う。	①随時			

令和 8 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)						
項目	令和 8 年度計画	R 8 年度計画内容		R 8 年度実績		R 9 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 関係機関との連携	地域住民による高齢者の見守り活動(第一包括わんわんパトロール隊)を多様な機関と協働し実施する。	①隊員間で活動状況を共有する機会として、集合して活動する機会を設ける。	①年5回			
		②新規隊員のための認知症サポーター養成講座を実施する。	②年1回以上			
		③第一包括わんわんパトロール隊登録者の名簿管理をする。	③登録者40名以上			
イ 認知症の人や家族への支援	認知症に関する住民教育や早期相談の場所として認知症カフェを定期開催する。	①認知症カフェを青森県作業療法士会の指導助言をいただき開催する。	①年10回			
		②参加者拡大に向け、認知症カフェを周知する。	②SNSへの投稿:年10回以上 チラシ配布:20か所以上			
		③参加者が講師活動をする機会を増やす。	③参加者講師の実施回数			
ウ 知識の普及	認知症サポーター養成講座を開催しサポーターを増やす。	①認知症サポーター養成講座を周知するためSNSを活用する。	①年間投稿数5回以上			
		②認知症サポーター養成講座を開催する。	②年2回以上			

令和 8 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)						
項目	令和 8 年度計画	R 8 年度計画内容		R 8 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
個別支援と地域課題の把握	①地域ケア個別会議は定期開催を基本とするが、要望があった際は随時開催し、個別支援と地域課題の抽出を行う。 ②自立支援型のケア会議を開催し本人の自立支援や重度化防止を図る。	①⑦地域ケア個別会議を開催する。	①⑦年4回			
		①地域ケア推進会議を開催する。	①年2回			
		②圏域の介護支援専門員に呼び掛け自立支援型ケア会議を開催する。	②年1回以上			
7 地域包括支援センターで把握した地域課題						
【地域の実態】						
【地域課題】						
【地域での対応方針】						
【市、関係団体への提言】						

令和8年度地域包括支援センター事業計画・報告書

弘前市第二地域包括支援センター一名

職員配置 (R8.4.1現在)	保健師		予防給付プラン担当		プランチ数		
	2	人	3	人			
	社会福祉士	1	人				
	主任ケアマネ	1	人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)			
				1	人	2	箇所

令和 8 年度目標に対する取り組みの評価	
地域の実態 ・経済的困窮により適切なサービスを利用することができない。 ・重層的な課題のある世帯に対しての支援方法が構築されていない。 ・理解力、判断力が低下している世帯に対しての支援が難しい。 ・家族間で支援方針が異なる場合、支援することが難しい。	
地域課題 ・経済的困窮による医療や介護保険サービス利用制限は健康悪化を招くことから、生活再建支援と介護保険サービス導入を同時並行で行える地域連携体制が不足している。 ・判断能力が低下した高齢者の意思決定を地域全体で支える仕組みづくりが必要。	
目標 ・医療、介護、生活困窮など各課題に対する相談窓口の周知を行う。 ・高齢者の意思決定支援に関して意見交換や学びとなる機会を提供する。	

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号ニ)						
項目	令和 8 年度計画	R 8 年度計画内容		R 8 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
基本 チェックリ スト該当 者に係る ケアマネ ジメント	・介護予防日常生活支援総合事業について趣旨を説明し、本人の自立支援と重度化防止、セルフケアの重要性が認識できるような支援しスムーズな利用を図る。	介護予防・日常生活支援総合事業を推奨し、希望者には基本チェックリストを実施し該当者には適切、円滑な介護予防サービス支援計画書を作成する。	都度			
ア						

令和 8 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)						
項目	令和 8 年度計画	R 8 年度計画内容		R 8 年度実績		R 9 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 地域におけるネット ワーク構築	地域・各関係機関との関係づくり、ネットワークづくりに努める。	①民生委員定例会への参加。 ②公民館や町会など地域行事への参加。 ③圏域内、地域密着型サービスの運営推進会議に参加する。	①定例会各 地区年： 各1回 (藤代・城 西・西地 区) ②随時 ③地域密着 型サービス 運営推進会 議：計54回			
イ 実態把握	地区住民・民生委員・在宅介護支援センター、その他の関係機関からの情報提供により地域の実態把握に努める。	在宅介護支援センターと連携しながら、地区住民やその他の関係機関からの情報提供により実施する。 また、必要時安心カーの配布やエンディングノートを活用等も併せて周知する。	①在宅介護 支援セン ター連絡会 年：4回 ②実態把握 年：250件			
ウ 総合相談	総合相談窓口としての役割を周知していく。 多様な相談内容に対して、適宜状況把握を行い、相談内容に即したサービスまたは、各種制度に関する状況提供、適切な機関への紹介を行う。	地域の行事や集会などに積極的に参加し、包括支援センターの活動を周知していく。 多様な相談内容に対して、速やかに対応していきけるよう、職員間で情報を共有し調整していく。	随時			

令和 8 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)						
項目	令和 8 年度計画	R 8 年度計画内容		R 8 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 成年後見制度の活用促進	民生委員定例会、地域包括支援センター主催の行事、町会等主催の行事、地域密着型サービスの運営推進会議等で成年後見制度の説明を行う。	各関係機関との連携、正しい情報の提供、必要な際の申立の援助を行う。	随時	※成年後見制度の申立 て支援件数	※ 件	R 9 年度の計画、取組
イ 老人福祉施設等への支援	緊急対応が必要な高齢者に対しては市に状況を報告し、協議しながら対応する。	老人福祉施設等への措置が必要な場合は市に報告し実施を求める。	随時			
ウ 高齢者虐待への対応	養護者による高齢者虐待が疑われる際には速やかにマニュアルに沿って対応する。	養護者による高齢者虐待が疑われる際には市に報告し、協議しながらマニュアルに沿って対応していく。	随時			
エ 困難事例への対応	速やかに事実を確認、関係者間で協議し、対応する。	地域ケア会議等を活用し、個別課題の解決、対応力強化を図る。	随時			
オ 消費者被害の防止	市民生活センター、青森県消費者センターと連携を図り、予防に努める。	各関係機関との情報共有を行い予防に努める。被害が疑われた場合は速やかに対応する。	随時			

令和 8 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)						
項目	令和 8 年度計画	R 8 年度計画内容		R 8 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 包括的・継続的ケア体制の構築	地域の介護支援専門員が多職種・多機関との連携や協働しやすい体制を構築する。	多職種・多機関合同の研修会や地域ケア会議を開催し、意見交換のできる場を設定する。	①合同研修会 年：1回 ②地域ケア会議：6回 個別会議：4回 推進会議：2回			R 9 年度の計画、取組
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	地域の介護支援専門員相互の情報交換が行える場を設定し、介護支援専門員同士の連携強化を図る。	地域の介護支援専門員を招集して定期的に連絡会を開催する。又、資質向上を目的として研修会の実施や制度、施策等に関する情報提供を行う。	連絡会 年：5回			
ウ 日常的個別指導・相談	専門的な見地から個別指導や相談対応を行い、介護支援専門員の業務が円滑に実施できるよう支援する。	日常的な連携に加え、定期的な連絡会等を通して、相談しやすい環境を整える。	①連絡会 年：5回 ②地域ケア個別会議 年：4回			
エ 支援困難事例等への指導・助言	支援困難事例を抱える介護支援専門員の不安を軽減し、効果的な支援を行う。	①相談内容に応じて各専門職の専門性を生かして対応する。 ②各専門職や関係機関と連携し具体的な支援方針を検討するため地域ケア個別会議を開催する。	①随時 ②必要時			

令和 8 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)						
項目	令和 8 年度計画	R 8 年度計画内容		R 8 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 関係機関との連携	認知症疾患医療センターや認知症協力医療機関、認知症初期集中支援チームなどと連携し、会議や研修会なども活用して、関係性を築いていく。	①認知症関連の研修会や会議に参加したり、医療・介護等の関係機関と連絡をとりながら情報を共有していく。	①随時			
		②地域の関係機関へ認知症ケアパスについて周知を行う。	②随時			
イ 認知症の人や家族への支援	認知症に関する相談支援を行いながら、認知症の人やその家族が、地域の中で交流や情報を共有できるような場を提供する。	①認知症の人と家族の集いに参加。	①1回			
		②認知症カフェを開催する。	②認知症カフェ：年4回 ③相談は随時			
ウ 知識の普及	①認知症サポーター養成講座を開催し、サポーターを増やす。 ②地域住民へ認知症についての知識の普及を図る。	①地域住民や企業・学校に対して、サポーター養成についての案内を行い、受講を働きかけていく。	①広報活動 ・藤代地区 ・西地区 ・城西地区 目標サポーター数：30名			
		②認知症に関する行事や研修会について周知し開催する。	随時			

令和 8 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)						
項目	令和 8 年度計画	R 8 年度計画内容		R 8 年度実績		R 9 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
個別支援 と地域課 題の把握	①地域ケア個別会議は定例開催 と支援困難事例への対応として の随時開催を行う。	①地域ケア個別会議、 地域ケア推進会議を開 催する。	①地域ケア 個別会議： 4回 、他都度			
	②地域密着型サービスの運営推 進会議や地域の行事、会合等日 頃の活動を通して住民から二 つの把握を行う。		②地域ケア 推進会議： 2回			
7 地域包括支援センターで把握した地域課題						
【地域の実態】						
【地域課題】						
【地域での対応方針】						
【市、関係団体への提言】						

令和8年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

職員配置 (R8.4.1現在)	保健師		予防給付プラン担当		人	プラン手数
	社会福祉士		その他(センターの他職種業務以外のもの)			
	主任ケアマネ		人			
	2	人	3	人	1	箇所

令和 8 年度目標に対する取り組みの評価

令和 8 年度目標に対する取り組みの評価	
地域の実態 ①介護者を含む地域住民が認知症等の方への対応や関わり方が分からず困っている。 ②介護者が相談できずに抱え込んでしまい深刻化してからの介入となる。	
地域課題 ①地域住民が認知症に対する理解や関わり方が分からないことで、不適切な対応となり、虐待に発展するケースがある。 ②介護者に向けた相談窓口の周知や具体的な情報等に関する発信が不足している。	
目標 ①認知症カフェ、認知症サポーター養成講座等の広報や実施を行い、認知症への正しい情報や対応方法の理解を図る。 ②介護者へ向けて、早期相談に繋がるように窓口としての広報や周知を図る。	

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)

1	第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号ニ)	令和 8 年度計画	R 8 年度計画内容		R 8 年度実績		課題・評価	R 9 年度の計画、取組
			実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チエックリ スト該当 者に係る ケアマネ ジメント ア		総合事業のスムーズな利用に向けた支援を行う。	制度の説明、基本チエックリストを実施、地域の社会資源を含む情報を提供し、マネジメントをする。					

令和 8 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の4第2項第1号)						
項目	令和 8 年度計画	R 8 年度計画内容		R 8 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 地域におけるネットワーク構築	①関係機関、住民組織と連携しやすい関係を作り、見守りネットワークの構築を図る。 ②介護予防についての知識を広げ、地域高齢者に関心を持ってもらえる取り組みを実施する。	①民生委員児童委員協議会定例会、各地区町会連合会などへ参加しセンターの役割周知を図る。生活支援コーディネートなどの専門職とも連携を図る。 ②地域住民の集い等を活用し、公民館等において介護予防教室を行う。	①年7回以上 ②年1回			
		高齢者の地域からの孤立・孤独死防止、重度化防止、支援を要する高齢者の早期発見・早期対応を行う。	随時			
イ 実態把握						
ウ 総合相談	重症化、複雑化する前に早期相談を促すため、地域の関係機関、市営住宅、マンション、金融機関、郵便局、医療機関などに広報活動を行う。介護者等に向けて正しい情報や対応方法等の情報発信を行う。	ア・広報紙を町内会回覧板にて広報する。 イ・回覧が回らない市営住宅やマンション等へ広報する。 ウ・金融機関や医療機関等へパンフレットの設置協力を依頼する。 エ・SNS等で情報発信を行う。	ア・年1回 イ・年7カ所 ウ・年30カ所 エ・年12回			

令和 8 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)									
項目	令和 8 年度計画	R 8 年度計画内容		R 8 年度実績		課題・評価	R 9 年度の計画、取組		
		実施内容	回数等	実施内容	回数等				
ア 成年後見 制度の活 用促進	①成年後見制度の広報活動を行い、制度の普及啓発を図る。 ②成年後見制度の活用が必要な場合は、相談、申立てにつながるよう支援する。	①地域高齢者集会、民 児協定例会等にて広報 ②相談、申立ての支援を 行う。	①年4回 ②随時	※成年後見制度の申 立て支援件数	※ 件				
イ 老人福祉 施設等へ の措置の 支援	措置を要するケースが発生した場合には、弘前市の関係部署と連携を図り、対応する。	弘前市関係部署、受け 入れ措置施設と連携を 図り対応する。	随時						
ウ 高齢者虐 待への対 応	養護者による高齢者虐待に係る通報等を受けた後は、速やかに対応する。また高齢者虐待防止の周知を図る。	①弘前市の虐待マニ ュアルに基づき、関係部署 と連携を図り対応する。 ②民児協定例会等にて 高齢者虐待防止の啓発 を行う。	①随時 ②年4回						
エ 困難事例 への対応	事実確認後、課題を把握し、援助の方向性(支援策)を関係者間で協議する。	各関係機関や専門機 関と連携を図りながら、課 題の整理や支援の方針 を検討する。必要に応じ て個別ケース会議を開 催する。	随時						
オ 消費者被 害の防止	弘前市市民生活センターと連携を図り、電話や窓口にて消費者被害に関する情報を把握し、地域住民や民生委員等の各関係機関へ情報共有し、被害防止を図る。	民児協定例会、認知症 カフェ、介護予防教室等 の地域の高齢者が集ま る機会などで情報提供、 予防啓発する。	年5回						

令和 8 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)						
項目	令和 8 年度計画	R 8 年度計画内容		R 8 年度実績		R 9 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 包括的・継続的なケア体制の構築	圏域の介護支援専門員が関係機関とスムーズな連携が出来るよう支援する。	圏域の介護支援専門員のニーズに基づき、研修会を企画・実施する。	年3回			
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	①圏域の介護支援専門員と連携を強化する。 ②日常業務について意見交換できる場を設定する。	①介護支援専門員及び主任介護支援専門員の人数を把握する。 ②地域課題や介護支援専門員からの要望に基づき関係機関等と意見交換会を企画・実施する。	①上半期1回 ②年1回			
ウ 日常的個別指導・相談	地域ケア個別会議を活用し、個別支援の中で、気づきや学びが得られるよう支援する。	介護支援専門員相互、多職種からの助言を得られるよう地域ケア個別会議を開催する。	年6回			
エ 支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員への効果的な支援を行う。	①同行訪問、関係機関とのネットワークを活かし、具体的な支援方針を検討、後方支援を実施する。 ②地域ケア個別会議の活用を提案、実施する。	①②随時			

令和 8 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)						
項目	令和 8 年度計画	R 8 年度計画内容		R 8 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 関係機関 との連携	①認知症地域支援推進員として、地域の関係機関、認知症患者医療センターと連携・ネットワーク作りを行う。 ②認知症初期集中支援チームと連携する。	①ア・地域住民組織等に対して認知症施策について広報する。 イ・必要時は認知症患者医療センターと連携を図る。 ②必要時、チームに支援を相談。訪問支援対象者について、課題を整理し、情報共有、支援協力をする。	①ア・年4回 イ・随時 ②随時			
イ 認知症の 人や家族 への支援	認知症の人やその家族、地域住民が集い、学びや情報交換できる場を提供する。	①効果的な認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)の実施。弘前学院大学での開催に加え、気軽に参加、相談できる機会として、自センターでも開催予定。 ②要望があれば地域住民の集い等を活用し、公民館等において認知症カフェを行う。	①年4回 ②随時			
ウ 知識の 普及	①認知症サポーター養成講座等について、広報、開催の働きかけを実施。要請に応じて計画・実施する。 ②若い世代に認知症の理解を広げ、地域の高齢者に関心を持ってもらえる取り組みを企画・実施する。	①ア・民生委員児童委員定例会や関係機関等に対して認知症サポーター養成講座を広報、周知。イ・要望に応じ計画、実施する。 ②ア・教育機関、各職域や分野、企業等へ認知症サポーター養成講座を広報、周知。イ・要望に応じ計画、実施する。	①ア・年4回 イ・随時 ②ア・年1回 イ・随時			

令和 8 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)					
項目	令和 8 年度計画	R 8 年度計画内容 実施内容	R 8 年度実績 回数等	課題・評価	R 9 年度の計画、取組
個別支援と地域課題の把握	①地域ケア個別会議は定期開催と随時開催を設定。個別支援と地域課題の抽出を図る。 ②地域ケア推進会議は、目的別に関係者を招集し実施する。 ③地域住民、民生委員等関係組織に会議参加の呼びかけを行う。 ④積極的に自立支援に向けたケースの検討を促す。	①地域ケア個別会議 ②地域ケア推進会議 ③地域の関係組織、会議参加者に趣旨説明を丁寧に行う。 ④圏域の介護支援専門員へ呼びかけを行う。	①年6回 ②年3回 ③随時 ④年6回		
7 地域包括支援センターで把握した地域課題					
【地域の実態】					
【地域課題】					
【地域での対応方針】					
【市、関係団体への提言】					

(様式第1号)

令和 8 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

職員配置 (R8.4.1現在)	保健師	4 人	予防給付プラン担当	1 人	プランチ数
	社会福祉士	2 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)		
	主任ケアマネ	1 人			
				3 人	2 箇所

令和 8 年度の活動方針(地域課題・目標)		令和 8 年度目標に対する取り組みの評価
地域の実態		
・介護予防への理解が不十分な地域住民がいる。 ・加齢に伴う心身の変化への理解、見通しを立てた生活課題への理解が不十分な地域住民がいる。 ・必要なサービスの利用に繋がらず、対応に苦慮している介護支援専門員がいる。		
地域課題		
介護予防の重要性が地域住民に十分浸透しておらず、我が事として認識されていない。		
目標		
介護予防が必要な地域住民に対し普及啓発を行い、相談窓口として地域包括支援センターの周知を図る。		

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)						
項目	令和 8 年度計画	R 8 年度計画内容		R 8 年度実績		R 9 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
基本 チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	介護予防・日常生活支援総合事業の普及啓発を図る。 基本チェックリスト該当者には適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう介護予防ケアマネジメントを行う。	①対象者に基本チェックリストを実施し該当者には適切な支援を行う。 ②介護予防・日常生活支援総合事業について区域内で周知活動を行う。	①随時 ②年1回以上			

令和 8 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)						
項目	令和 8 年度計画	R 8 年度計画内容		R 8 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 地域におけるネット ワーク構築		地域の関係機関、住民組織と連携し地域の社会資源の活用、開発し、ネットワークの強化を図る。	①民生委員・児童委員 定例会への参加。 ②高齢者ふれあいの居 場所を開催する。 ③住民主体の活動に参 加する。 ④地区社会福祉協議会 を把握し連携の協力を依 頼する。 ⑤弘前総合保健セン ターの活動内容を把握し 連携の協力を依頼する。	①豊田地 区、東地 区、堀越地 区、石川地 区に年1回 以上 ②年12回以 上 ③④⑤随時		R 9 年度の計画、取組
イ 実態把握		早期発見・早期介入が図れるよう地 域の様々な機関とのネットワークの 強化を図る。支援を要する高齢者の 実態把握を行う。	①関係機関にセンターの 役割を説明し、支援を要 する高齢者の発見と連 絡の協力を依頼する。 ②相談受け付け後速や かに実態把握を実施す る。	①年1回以 上 ②年150件 以上		
ウ 総合相談		相談者の抱えている課題の状況把 握等を迅速かつ的確に行い、相談 内容に応じた適切な支援を行う。ま た家族介護者には介護離職防止に 対応する。	①関係機関にセンターの 役割を説明し、支援を要 する高齢者の発見と連 絡の協力を依頼する。 ②相談受け付け後速や かに対応する。 ③認知症介護者教室を 開催する。	①年1回以 上 ②随時 ③年4回		

令和 8 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の4第2項第2号)						
項目	令和 8 年度計画	R 8 年度計画内容 実施内容	R 8 年度実績 回数等	R 8 年度実績 実施内容	R 9 年度の計画、取組	課題・評価
ア 成年後見 制度の活 用促進	制度の普及を目的とした広報活動を実施する。また対象者の状況を的確に把握し、制度利用が必要なケースの申立てを支援する。	①関係機関に制度の周知を図る。 ②医療と福祉関係者を対象に研修会を開催して制度や関連する事業の理解を深める。また活用促進を図る。 ③制度の利用が必要な事例に対しては、申し立ての支援をする。	①年1回以上 ②年1回 ③随時	※成年後見制度の申立て支援件数		
イ 老人福祉 施設等へ の措置の 支援	虐待により措置を要すると判断された場合は市に報告し、関係部署と協議、連携し対応する。	①関係機関にセンターの役割を説明し、支援を要する高齢者の発見と連絡の協力を依頼する。 ②関係部署と連携を図り対応する。	①年1回以上 ②随時			
ウ 高齢者虐待への対応	高齢者虐待防止及び早期発見を図り、高齢者虐待防止対応マニュアルに基づき速やかに対応する。	①関係機関にセンターの役割を説明し、支援を要する高齢者の発見と連絡の協力を依頼する。 ②高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応を行う。	①年1回以上 ②随時			
エ 困難事例への対応	課題の困難性を明らかにし、センター内外の専門職、関係機関と相互に連携し対応する。	関係機関との連携、地域ケア会議も活用し、課題の解決と対応力の強化を図る。	随時			
オ 消費者被害の防止	最新の動向を把握し関係機関へ情報提供することで消費者被害の防止に努める。	①市民生活センターから最新の情報を得て、関係機関へ情報提供する。 ②消費者被害に関する相談には、市民生活センターと連携して対応する。	①年1回以上 ②随時			

令和 8 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)						
項目	令和 8 年度計画	R 8 年度計画内容		R 8 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 包括的・継続的なケア体制の構築	介護支援専門員に必要な関係機関との連携体制を構築し円滑な活用を支援する。	①介護支援専門員連絡会を開催する。	①年度当初 随時			
	地域の居宅介護支援事業所と連携し、介護支援専門員の抱える課題やニーズに基づいた研修会、意見交換の場等を設け、介護支援専門員のスキル向上を支援する。	②ア介護支援専門員連絡会を開催する。 ②イ介護支援専門員の抱える課題やニーズを把握し研修会等を開催する。 ②ウ多職種他機関との意見交換会を開催する。	②ア年1回 ②イ年1回 ②ウ年1回			
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	介護支援専門員のネットワークを活用して研修会等を実施する。	①介護支援専門員の抱える課題やニーズを把握し研修会等を開催する。	①年1回以上			
	地域住民に対して介護予防、自立支援、重度化防止に関する知識の普及啓発活動を行う。	②ア認知症介護者教室を開催する。 ②イ地域の方の座談会を開催する。 ②ウ高齢者ふれあいの居場所を開催する。	②ア年4回 ②イ年4回 ②ウ年12回以上			
ウ 日常的個別指導・相談	専門的な異地からの個別指導や相談への対応を行い、介護支援専門員の業務が円滑に実施できる様に支援する。	①介護支援専門員の抱える課題やニーズを把握し研修会等を開催する。 ②ア認知症介護者教室を開催する。 ②イ地域の方の座談会を開催する。 ②ウ高齢者ふれあいの居場所を開催する。	①年1回以上 ②ア年4回 ②イ年4回 ②ウ年12回以上			
	専門的な異地からの個別指導や相談への対応を行い、介護支援専門員の業務が円滑に実施できる様に支援する。	①介護支援専門員の抱える課題やニーズを把握し研修会等を開催する。 ②ア認知症介護者教室を開催する。 ②イ地域の方の座談会を開催する。 ②ウ高齢者ふれあいの居場所を開催する。	①年1回以上 ②ア年4回 ②イ年4回 ②ウ年12回以上			
エ 支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員が抱える支援困難事例について、関係機関と連携して活用を促進し対応力強化を図る。	①介護支援専門員の抱える課題やニーズを把握し研修会等を開催する。 ②ア認知症介護者教室を開催する。 ②イ地域の方の座談会を開催する。 ②ウ高齢者ふれあいの居場所を開催する。	①年1回以上 ②ア年4回 ②イ年4回 ②ウ年12回以上			
	介護支援専門員が抱える支援困難事例について、関係機関と連携して活用を促進し対応力強化を図る。	①介護支援専門員の抱える課題やニーズを把握し研修会等を開催する。 ②ア認知症介護者教室を開催する。 ②イ地域の方の座談会を開催する。 ②ウ高齢者ふれあいの居場所を開催する。	①年1回以上 ②ア年4回 ②イ年4回 ②ウ年12回以上			

令和 8 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)						
項目	令和 8 年度計画	R 8 年度計画内容		R 8 年度実績		R 9 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 関係機関との連携	医療機関を含む関係機関との連携を強化し、認知症高齢者や介護者への支援を行う。	医療機関へセンターの役割の説明や認知症総合支援に関する企画への参加依頼等を通して協力体制の強化を図る。	年1回以上			
イ 認知症の 人々や家族 への支援	認知症について学びとなる場、認知症高齢者や家族が集える場を開催し、介護予防、介護保険、介護サービス等の相談や情報提供等の支援を行う。	①認知症カフェを開催する。 ②認知症介護者教室を開催する。	①月1回 ②年4回			
ウ 知識の 普及	認知症サポーター養成講座、認知症サポーターステッパアップ講座を開催し、認知症に対する正しい知識の普及啓発を行う。	①認知症サポーター養成講座の開催を周知する。 ②認知症サポーター養成講座、認知症サポーターステッパアップ講座を開催する。	①年1回以上 ②3回開催。90名養成。			

令和 8 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)						
項目	令和 8 年度計画	R 8 年度計画内容		R 8 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)	弘前市地域包括支援センター地域ケア会議がイドラインに基づき、地域ケア会議を開催する。市や関係機関と地域課題の共有を図り、地域包括ケアシステムの構築を推進する。	①地域ケア個別会議開催。 ②地域ケア推進会議開催。	①年6回 ②年4回			
	個別支援と地域課題の把握					
7 地域包括支援センターで把握した地域課題						
【地域の実態】						
【地域課題】						
【地域での対応方針】						
【市、関係団体への提言】						

令和 8 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

職員配置 (R8.4.1現在)	保健師	1 人	予防給付プラン担当	2 人	プラン手数
	社会福祉士	1 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	1 人	
	主任ケアマネ	1 人			2 箇所

令和 8 年度の活動方針(地域課題・目標)		令和 8 年度目標に対する取り組みの評価	
地域の実態 ①多問題家族が増加して介護支援専門員が対応に苦慮するケースが増えている。 ②複雑な新規相談が増加している。 ③地域の集まりがコロナ感染症を機に減少したままになっている。 ④相談、見守りしていた方のうち、車の運転や身の回りのことができていても、行方不明になってしまいうケースがあった。			
地域課題 ①介護支援専門員が自分の抱えている問題に対して専門職や地域との関わり方がわからない。 ②包括支援センターの役割、相談窓口としての機能が地域に理解されていない。 ③地域にどんな集いの場が必要か、必要とされているか、地域の実情が把握できていない。 ④認知症の理解と相談のタイミングが、専門職と地域住民の間で認識のずれがある。			
目標 ・圏域介護支援専門員の抱えている問題に対し、気軽に相談できる環境作りをしていく。 ・新規相談の内容を分析し、データ化して地域の実情を整理して、地域にどんなことが必要か課題を見出し、支援方法、周知方法を考えていく。 ・地域の集まりや地域の声など情報収集し、必要な場所での集いの場を検討していく。また、介護者教室を再開させていく。 ・地域に認知症についてのアプローチをしていく。			

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)

項目	令和 8 年度計画	R 8 年度計画内容		R 8 年度実績		課題・評価	R 9 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チェックリスト該当 者に係る ケアマネ ジメント	対象者の状態把握に努め、介護予防日常生活支援総合事業の説明しながら、自立支援、介護予防、重度化防止の必要性、一般介護予防事業を含め、社会資源の提供を行い、適切なケアマネジメントを行う。	対象者の迅速なアセスメント、必要時基本チェックリストの実施、状況にに応じて社会資源を含めたサービス提供をする。	1) 都度 (相談受付・対応、訪問) 2) 随時				

令和 8 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)						
項目	令和 8 年度計画	R 8 年度計画内容		R 8 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 地域におけるネットワーク構築		地域の公共機関や施設、スーパー、ガソリンスタンド等と顔の見える関係づくりを強化し包括支援センターの周知に努める。	1) 随時 2) 3回 3) 随時 4) 年1回 5) 年2回 6) 年1回 7) 随時			R 9 年度の計画、取組
		1) 圏域事業所へ包括支援センターの各会議を案内する。また、地域の施設へ挨拶回りをする。 2) 各地域敬老会へ参加する。 3) 町会長会議、民生委員定例会へ参加する。 4) パンフレット設置場所へ訪問する。 5) 包括だよりを配布する。 6) GH推進会議への参加する。				
イ 実態把握		在宅介護支援センター(プランチ)や町会長、民生委員、地域住民との連携を強化し、実態把握に努め、支援を要する高齢者等の早期発見に努める。	1) 年間150件以上(プランチ含む) 2) 年2回(8月、2月)			
		1) 実態把握にて高齢者の状態確認を行う。必要な高齢者へは安心カードの配付やゴミ出しサポート事業、ただいまサポート事業、これからノートなどを広報する。 2) プランチと定期的に連絡会を行い、情報共有を図る。				
ウ 総合相談		1) 包括内の情報共有強化。(3職種が切れ目なく連携対応できるようにする。) 2) 相談窓口の役割を周知する。 3) 相談内容に応じ、適切な機関へ繋ぎネットワークを構築する。 4) 新規相談の分析を行う。	1) 毎日 2) 随時 広報誌 年2回 3) 随時 4) 随時			
		1) 毎朝のミーティングとシステムの活用で情報を統一し、内容に応じてカーンアレンスを実施する。 2) 圏域施設、関係機関等、包括を周知できる窓口へパンフレットを配布し協力を依頼していく。また、広報誌で広報をする。 3) 必要な機関へ相談をしていく。 4) 新規相談について内容をデータ化する。				

令和 8 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の4第2項第2号)						
項目	令和 8 年度計画	R 8 年度計画内容		R 8 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア	1)権利擁護についての知識向上に努める。(スキルアップを目指す) 2)制度の普及啓発活動を継続する。 3)相談、申し立てがスムーズにつながるよう支援する。	1)各種研修会へ参加する。 2)、3) ・資料を活用し、各会議や集会等で周知する。 ・各事業所へ出前講座の案内をする。 ・権利擁護センターと連携する。	1)随時 2)随時			
イ	弘前市担当課、関係機関との連携をさらに強化し対応を図る。	措置の必要性の可否を随時、市と確認しながら対応する。ケースが発生した場合は措置施設との連携を図る。	随時			
ウ	1)速やかに市やその他の機関等と綿密な連携を図り、マニュアルに沿って対応をする。 2)虐待に関する知識普及のため、地域住民や圏域事業所へ広報を行う。	1)市と密に連携を図り、マニュアルに沿って速やかに状況把握等を実施する。 2)早期発見・防止できるよう、出前講座のチラシを、圏域企業に周知する。	1)随時 2)随時 (企業回り: 8月予定)			
エ	1)課題を整理し、関係機関との連携を図り、協議し、役割分担を明確にして支援対応する。	1)包括内カンファレンスで課題を整理し、必要に応じて地域ケア個別会議を開催し支援策を検討する。包括で対応困難な場合は、市へ報告し助言を得て支援する。	1)随時			
オ	1)市民生活センターや県消費者センター等からの情報を収集し、各関係機関へ情報提供を行って被害防止に努める。 2)各サービス事業所へ情報の周知を図り、早期発見に努める。	1)実態把握や圏域企業へ消費者被害のチラシを配布し周知する。 2)消費生活センターからの情報等を収集して、サービス事業所、民生委員へ周知する。	1)随時 2)随時			

令和 8 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)						
項目	令和 8 年度計画	R 8 年度計画内容		R 8 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 包括的・継続的なケア体制の構築		1) 地域の介護支援専門員が幅広い職種や機関とスムーズに連携できるような体制を構築する。 2) 介護支援専門員が抱える課題やニーズに基づいた研修会、意見交換の場を設け、介護支援専門員の支援をする。	1) 年6回 2) 随時	1) 地域ケア会議を開催する。他職種・他機関と意見交換のできる場を設ける。 2) 介護支援専門員が抱えている課題について把握し、必要時随時地域ケア個別会議を開催する。		
		主任介護支援専門員連絡会とケアマネ連絡会を通し、地域の介護支援専門員へ、自立支援、重度化防止に関する知識の普及や啓発活動をする。また連携を強化していく。	1) 年2回(6月、12月) 2) 年1回 3) 年1回(9月)	1) 西部圏域のケアマネ連絡会に参加して、情報交換・情報収集をする。 2) 介護支援専門員ヘアスケートを実施する。 3) 圏域介護支援専門員の資質向上のため、主任介護支援専門員連絡会を実施する。		
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用		介護支援専門員の業務が円滑に実施できる様、知識やスキルの向上に向けた支援体制を構築する。(地域ケア個別会議を活用する)	1) 年1回 2) 年1回 3) 年1回	1) 包括主催の研修会を開催する。 2) 主任介護支援専門員連絡会の実施する。また、ケアマネ連絡会へ参加する。 3) 相談受付時対応する。		
		必要時の後方支援を行う。				
ウ 日常的個別指導・相談		介護支援専門員が抱えている支援困難事例等について、包括的に支援していく。	1) 随時 2) 随時	1) 事業所を訪問し、介護支援専門員の支援困難なケースを把握し、各専門職や関係機関と連携しながら支援方法を検討し、後方支援を行う。 2) 必要に応じて地域ケア個別会議の活用を提案、実施する。		
エ 支援困難事例等への指導・助言						

令和 8 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)						
項目	令和 8 年度計画	R 8 年度計画内容		R 8 年度実績		R 9 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 関係機関との連携	1) 認知症地域支援推進員を地域の関係機関へ周知し、連携を図り、認知症高齢者、介護者支援を行う。	1) 各企業等へ認知症ガイドブック概要等を配布する。 ・地域へ包括だよりの回覧を実施する。 ・高齢者の見守りで連携しているカソリストランドを訪問し、連携強化を図る。 ・各種研修や連絡会に参加する。	1) 企業約40件 ・年2回(6月、12月) ・年2回 ・随時			
	2) 認知症初期集中支援チームとの連携体制を構築する。	2) 初期集中支援チームと情報共有する。	3) ケース発生時(随時)			
イ 認知症の人や家族への支援	認知症の人や家族、地域住民が情報交換や集える場を設置する。	1) 認知症の人と家族のつどいへ参加する。 2) 認知症カフェ、チームオレンジの検討。 3) 実態把握や定例会等の場にて認知症ケアパスの説明や活用方法と説明を行い周知を図る。	1) 開催時 2) 適宜 3) 随時			
ウ 知識の普及	地域で認知症サポーター養成講座実施し、サポーターを増やす。	1) 小中学校や町会、企業等へ認知症サポーター養成講座の案内をする。 2) 包括だよりの認知症ケアパスの回覧・配布を通して地域への周知を図る。 3) チームオレンジの立ち上げに向けて相談をする。	1) 随時 2) 年2回(6月、12月) 3) 年1回			

令和 8 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)						
項目	令和 8 年度計画	R 8 年度計画内容		R 8 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
個別支援と地域課題の把握	1) 地域ケア個別会議は定期開催を計画する。必要時は臨時会議を開催し、個別支援と地域課題の抽出を行う。	1) 地域ケア個別会議を開催する。	1) 年4回 (5, 7, 9, 11月)			
	2) 地域ケア個別会議から抽出された課題に応じて関係者を招集し、地域ケア推進会議を開催する。	2) 地域ケア推進会議を開催する。	2) 年2回 (1, 2月)			
	3) 主任介護支援専門員連絡会と西部圏域ケアマネ連絡会を通し、地域課題の把握に努める。	3) 地域の現状を把握する。	3) 年3回			
	4) 生活支援コーディネーターとの連携強化。	4) 生活支援コーディネーター参加。	4) ケア会議打ち合わせや会議時等随時			
7 地域包括支援センターで把握した地域課題						
【地域の実態】						
【地域課題】						
【地域での対応方針】						
【市、関係団体への提言】						

(様式第1号)

令和 8 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

職員配置 (R8.4.1現在)	保健師	1 人	予防給付プラン担当	3 人	プランチ数
	社会福祉士	4 人			
	主任ケアマネ	2 人	その他(センターの他職種業務以外のもの)	1 人	1箇所

令和 8 年度の活動方針(地域課題・目標)		令和 8 年度目標に対する取り組みの評価
地域の実態		
・認知症の人への対応に家族や近隣住民が困ることが多い。 ・受診やサービスを拒否し、支援に繋がらず状況が悪化してしまう人が増えている。 ・生活課題など、困った時にどこに相談すればいいのかわからない人が多い。 ・対象者個人だけでなく、世帯全体に支援が必要な場合が多くなっている。		
地域課題		
①地域全体で認知症の人やその家族を支援する体制を整える必要がある。 ②相談窓口を周知し、早期に支援へと繋がる取り組みが必要である。		
目標		
①認知症やMCIについての正しい知識や支援方法などの周知に向けた取り組みを行う。 ②相談窓口の周知活動を行い、関係機関と連携して支援に繋げる。		

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)					
項目	令和 8 年度計画	R 8 年度計画内容		R 8 年度実績	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等
基本 チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	適切なケアマネジメントと、一般介護予防を含めたサービスの情報提供を行い、自立に向けた支援をする。	対象者の状況確認、アセスメントを行い希望者には、チェックリストの実施や社会資源を含めたサービス、情報の提供を行う。	随時		
ア					

令和 8 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の4第2項第1号)						
項目	令和 8 年度計画	R 8 年度計画内容		R 8 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 地域におけるネットワーク構築	地域の関係機関や地域住民等、多様な支援者との連携を図り、協力体制をつくることで、個別課題や地域課題への対応力を高める。 また、民生委員との連携・協力体制を維持する。	①地域ケア会議を定期開催し、関係機関や専門職、地域住民等と顔の見える関係づくりに取り組む。 ②圏域内の地域密着型サービス運営推進会議へ参加する。 ③民生委員・児童委員定例会へ参加する。	①個別会議: 定例4回 ②随時 ③推進会議: 2回 ④開催時 ⑤年5回			R 9 年度の計画、取組
イ 実態把握	地域住民や民生委員、関係機関との連携を図り、見守りや支援を要する高齢者の早期対応に努め、孤立化を防止する。	①在宅介護支援センターやシルバーハウス援助員と協力し、情報共有を行う。 ②地域住民、民生委員などからの情報提供により迅速に訪問する。	①プランチ・シルバークラス会議: 年2回 ②実態把握: 50件以上			
ウ 総合相談	総合相談窓口としての地域包括支援センターの役割をわかりやすく周知する。	包括パンフレットや広報、SNS等を活用し、地域の関係機関や住民に情報発信する。	随時			

令和 8 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)						
項目	令和 8 年度計画	R 8 年度計画内容		R 8 年度実績	課題・評価	R 9 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容		
ア 成年後見制度の活用促進	①成年後見制度についての相談を随時受付し、申立が必要と判断されるケースについて関係機関と連携して支援する。 ②関係機関を含め、地域の中で成年後見制度が正しく理解されるよう各会議等で周知活動を行う。	①地域ケア個別会議やカンファレンスを開催し、関係機関と支援方法について話し合い、申立を支援する。 ②民生委員定例会や各会議などで制度の説明を行う。	①随時 ②民生委員定例会5回、随時	※成年後見制度の申立て支援件数		
イ 老人福祉施設等への措置の支援	措置を必要とするケースが発生した場合は市役所や関係機関と連携を図り対応する。	関係部署との情報共有し、連携を図りなら対応していく。	随時			
ウ 高齢者虐待への対応	高齢者虐待マニュアルに沿って早急に対応する。市役所等関係機関と連携を図り対応する。	複雑かつ長期化するケースは必要時カンファレンスやケース会議を開催し、関係機関の役割分担を明確化する。	随時			
エ 困難事例への対応	行政や中核機関、各関係機関と連携して対応し、課題解決に取り組む。	①地域ケア会議開催の他、必要に応じて関係機関と情報共有し、連携して対応する。 ②三職種でケースについて情報共有し、円滑な連携を図る。	①随時 ②随時			
オ 消費者被害の防止	地域団体・関係機関と協働し消費者被害情報の把握を行い、未然に被害を防止するための普及啓発を行う。	①民生委員定例会、認知症カフェ、出前講座等で最新の消費者被害状況の情報発信を行う。 ②消費者被害が疑われるケースは警察や市民生活センターの連携の下迅速に対応する。	①随時 ②随時			

令和 8 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)									
項目	令和 8 年度計画	R 8 年度計画内容		R 8 年度実績		課題・評価	R 9 年度の計画、取組		
		実施内容	回数等	実施内容	回数等				
ア 包括的・継続的なケア体制の構築	圏域の介護支援専門員が他職種・他機関と連携しやすい体制を構築する。	他職種・他機関と連携を図るため、地域ケア個別会議や地域ケア推進会議を開催する。	①個別会議:定例4回、随時 ②推進会議:年2回						
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	圏域の介護支援専門員同士が意見交換ができる場として、定期的に連絡会を開催し相互の連携を図る。	介護支援専門員のニーズにあった学習会や意見交換会を企画する。	連絡会:年4回						
ウ 日常的個別指導・相談	地域内の介護支援専門員へ日常的に個別指導・相談等の支援を行う。	①相談窓口の設置。 ②介護支援専門員からの相談に対応する。 ③介護支援専門員に対して情報提供を行う。	①随時 ②随時 ③介護支援専門員連絡会年4回						
エ 支援困難事例等への指導・助言	地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等について専門職や関係機関と連携し支援方法を検討し、指導・助言を行う。	①支援困難事例を担当する介護支援専門員に対し助言や支援をする。 ②地域ケア個別会議を開催する。	①随時 ②随時						

令和 8 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)						
項目	令和 8 年度計画	R 8 年度計画内容		R 8 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 関係機関との連携	関係機関や、民生委員、チームオレンジを含む地域の支援者とネットワークをつくり、連携しながら支援を行う。	①必要に応じ各関係機関や民生委員、チームオレンジと連携して支援する。 ②認知症に関連した研修会や連絡会等に参加する。	①随時 ②随時			
イ 認知症の人や家族への支援	①「新しい認知症観」の理念を踏まえ、認知症当事者が社会に参画できるような機会の提供や居場所の創出に努める。 ②チームオレンジと協働し、地域の孤立化防止や見守り体制を強化する。	①認知症カフェ「みなみカフェ」の開催。また、それに係る情報発信方法の工夫を図る。 ②定期的に連絡会を開催し、情報共有や支援体制を協議する。	①清水地区 5.6.9月 千年地区 5.10.11月 ②随時			
ウ 知識の普及	地域住民へ認知症に関する正しい知識の普及の為認知症サポーター養成講座を開催しサポーターを増やす。	①認知症サポーター養成講座を開催する。 ②学校や町会、企業、団体等にサポーター養成講座の周知活動を行う。	①年3回以上 ②随時			

令和 8 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)						
項目	令和 8 年度計画	R 8 年度計画内容		R 8 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
①地域ケア個別会議を開催し多職種間で検討を行うことにより個別支援と地域課題の抽出を行う。 ②個別ケースから抽出した課題について地域で検討する会議を開催する。	①地域ケア個別会議を開催し多職種間で検討を行うことにより個別支援と地域課題の抽出を行う。 ②個別ケースから抽出した課題について地域で検討する会議を開催する。	①地域ケア個別会議を行う。 ②地域ケア推進会議を行う。	①年4回、随時 ②年2回			
個別支援と地域課題の把握						
7 地域包括支援センターで把握した地域課題						
【地域の実態】						
【地域課題】						
【地域での対応方針】						
【市、関係団体への提言】						

(様式第1号)

令和 8 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

職員配置 (R8.4.1現在)	保健師		予防給付プラン担当		2 人		プランチ数	
	1 人		2 人		0 人		4	
	社会福祉士		その他(センターの他職種業務以外のもの)		箇所			

令和 8 年度の活動方針(地域課題・目標)				令和 8 年度目標に対する取り組みの評価	
地域の実態					
・移動手段が限られていることから受診や外出を控える傾向があり、生活範囲が狭くなりやすい状況がある。 ・地域活動を支える担い手の減少や高齢化により民生委員や町内役員など特定の人に負担が集中する。 ・社会資源や制度に関する情報が地域住民に十分届かず必要な支援につながらないケースがある。 ・住民同士の交流機会の減少により地域のつながりの希薄化や孤立のリスクが高まっている。					
地域課題					
・地域包括支援センターや関係機関の役割を地域住民に周知していく必要がある。 ・地域の関係機関や団体とネットワークを強化し支援が必要な高齢者を早期に把握できる体制づくりが必要である。 ・地域住民が気軽に参加できる交流や健康づくりの機会を確保し、孤立と介護予防につながる取り組みを継続していく必要がある。 ・地域で活動する担い手の負担軽減を図りつつ地域全体で高齢者を見守る体制づくりが必要である。					
目標					
・地域包括支援センターの役割や相談窓口の周知を含め地域活動や関係機関との連携を通じて情報共有を図り、地域における支援ネットワークを構築していく。 ・地域住民のニーズに応じた講座や勉強会、介護予防や健康づくり、認知症予防に関する取り組みを実施。 ・地域ケア会議や地域活動への参加を通じて地域課題を把握し関係機関と連携しながら早期発見、早期支援につなげる体制づくりを構築する。					

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)									
項目	令和 8 年度計画	令和 8 年度計画内容		令和 8 年度実績		課題・評価		R 9 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等				
基本 チャックリ スト該当 者に係る ケアマネ ジメント	介護予防・生活支援総合事業について支援を要する高齢者はじめ地域関係者へ説明し、自立支援と重度化防止につなげる。対象者の状態像を把握し、状況に応じた多様なサービスの情報提供を行う。	基本チャックリスト、アセスメントを実施し、対象者の状態把握、サービスの利用支援、介護予防ケアマネジメントを実施する。	随時						

令和 8 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)						
項目	令和 8 年度計画	R 8 年度計画内容		R 8 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 地域におけるネットワーク構築	①町会長、民生委員などを始めとする地域関係者や担い手となる住民との連携体制を構築する。 ②地域住民へ介護予防、認知症、福祉、健康増進などの活動を通して地域住民とのネットワーク構築の強化と地域ニーズを把握し知識啓発を図る(包括主催・共催)。	①4地区の民生委員、町会長定例会はじめ地域関係者等へ地域包括支援センターの役割や地域課題を周知していく。 ②地域ニーズを把握し必要に応じて地域住民へ出前講座を開催する。	①年4回以上 ②年2回以上			
	高齢者の心身・健康状態や家庭環境等について実態把握を行う。	①高齢者世帯への実態把握を実施する。 ②個別ケースを選定し介護予防のリスクが高い対象者を選定し実態把握を実施。	①実態把握：年間50件以上 ②年間：5件以上			
イ 実態把握	多様な相談、複合問題についても状態像を把握し必要に応じて適切な支援機関へつなげる。 地域住民へ相談機関としての周知を図る。	①地域包括支援センターに関する住民向けポスターや通信を作成・配布・設置していく。	①年3回以上			
ウ 総合相談						

令和 8 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)						
項目	令和 8 年度計画	R 8 年度計画内容		R 8 年度実績	課題・評価	R 9 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 成年後見制度の活用促進	・成年後見制度の活用が必要な場合は、随時相談に応じ、関係機関と連携し申立てに繋がるよう支援を行う。 ・権利擁護支援に関する知識普及活動を行う。	①相談対応、申立ての支援を行う。 ②成年後見制度や日常生活自立支援事業について地域住民の集まりや会議等で情報提供を行う。	①随時 ②随時	※成年後見制度の申立て支援件数	※ 性	
イ 老人福祉施設等への措置の支援	要措置と考えられる事案発生時には、介護福祉課及び関係機関と連携し対応を行う。	要措置と考えられる事案発生時は、介護福祉課へ相談し確認し合いながら適切な対応を行う。	随時			
ウ 高齢者虐待への対応	高齢者虐待マニュアルに基づき、早急な対応を行う。	事案が疑われる際は、介護福祉課をはじめとする必要な関係機関と連携し、対応を行う。 早期発見・早期対応を心がける。	随時			
エ 困難事例への対応	困難ケースの課題整理を行い、関係機関と協議し連携を図って対応を行う。	①三職種で課題を整理し、必要な職種、機関と連携し対応する。 ②必要に応じて地域ケア個別会議にて支援策の検討、対応を行う。	随時			
オ 消費者被害の防止	弘前市市民生活センターや青森県消費生活センターと連携を図り、消費者被害に関する情報を収集し、地域や関係機関へ発信、被害の未然防止に努める。	①消費者被害の情報を収集し、地域へ情報提供を行う。また、地域の被害状況を市民生活センターへ報告する。 ②相談には市民生活センターや警察と連携し対応を行う。	①年1回以上 ②随時			

令和 8 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)						
項目	令和 8 年度計画	R 8 年度計画内容		R 8 年度実績		R 9 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 包括的・継続的なケア体制の構築	医療機関を含め多職種及び関係機関と地域の介護支援専門員の連携を支援する。	①地域ケア会議(定例)へ多職種を招集する。 ②①以外での臨時的に発生する事例について関係者を招集する。 ③意見交換会などで介護支援専門員と専門職種との意見交換や交流を通じ相互の継続的なネットワーク構築を図る。	①地域ケア会議(個別・推進)年間:7回 ②随時 ③北部圏域ケアマネ会議年間:1回			
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	介護支援専門員が相互に情報交換や相談ができる機会を提供することや、介護支援専門員間のネットワーク構築を図る。	勉強会や事例検討会など介護支援専門員と専門職種との意見交換や交流を通じ相互の継続的なネットワーク構築を図る。	①スキルアップ勉強会年間:3回 ②地域密着型介護サービス事業所意見交換会年間:1回以上			
ウ 日常的個別指導・相談	介護支援専門員としての業務遂行に必要な知識やスキルアップに向けた支援体制を構築する。	①地域で活動する介護支援専門員を対象に勉強会や事例検討会を実施する。 ②介護支援専門員がケアマネジメントを実施する際、個別指導・助言を行い、多職種の連携・協働による継続ケアの支援を行う。	①スキルアップ勉強会年間:1回 ②随時			
エ 支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員からの個別事例に関する相談に対応することで課題解決に向けた後方支援を行う。	介護支援専門員が抱える支援困難事例についてケアマネジメントを実施する際、個別指導・助言を行い、具体的な支援方法支援を検討していく。	適宜			

令和 8 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)						
項目	令和 8 年度計画	R 8 年度計画内容		R 8 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 関係機関との連携	状況に応じて地域の関係者や医療機関と情報共有を図り、また専門科医と連携しながら認知症患者への支援を行う。	必要事業については専門家の地域医療連携室や認知症初期集中支援チームと情報共有や同行訪問などの連携を図り受診勧奨していく。	適宜			
イ 認知症の人や家族への支援	当事者や家族の実情を把握し、認知症に関する情報や予防に効果的な取り組みなどを伝えていく。また、地域関係者や地域住民が相談しやすい環境作りを行う。	①認知症に関する情報や予防に効果的な取り組みなどを分かりやすく伝える。 ②認知症地域支援推進員が中心となり、カフェを開催する。	①② 年間:2回以上			
ウ 知識の普及	認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように当事者や家族を含め地域住民への認知症に関する理解や知識の啓蒙を推進する。	①地域の居場所へ参加する地域住民へ認知症ケアに関する情報や予防に効果的な取り組みを伝える。 ②地区の小学校児童へ認知症サポーター養成講座を開催する。	①② 年間:2回以上			

令和 8 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)						
項目	令和 8 年度計画	R 8 年度計画内容		R 8 年度実績 回数等	課題・評価	R 9 年度の計画、取組
		実施内容	回数等			
個別支援と地域課題の把握	介護支援専門員が抱える困難事例等について、地域ケア会議を開催し包括的・継続的なケアマネジメントが実践できるようにサポートを行う。 地域ケア会議を含めさまざまな場面を通じて地域関係者等と地域課題を抽出する。	①地域ケア会議へ医療、保健、福祉、地域関係者等を招集し、多職種協働での地域課題抽出に取り組む。 ②各地区の地域関係者へ地域ケア会議の招集を行い地域課題を共有し実情を把握していく。	①② 地域ケア会議(個別・推進) 年間:7回			
7 地域包括支援センターで把握した地域課題						
【地域の実態】						
【地域課題】						
【地域での対応方針】						
【市、関係団体への提言】						

令和8年度地域包括支援センター収支予算

(単位:円)

(1) 包括的支援事業

		第一地域包括 支援センター		第二地域包括 支援センター		第三地域包括 支援センター		東部地域包括 支援センター		西部地域包括 支援センター		南部地域包括 支援センター		北部地域包括 支援センター		合計	
収入	市委託料	38,184,000	83.1%	25,731,000	83.2%	40,390,000	84.3%	38,184,000	88.7%	27,251,000	96.5%	41,650,000	97.6%	30,771,000	91.1%	242,161,000	88.9%
	ケアマネジメント収入	7,752,000	16.9%	5,204,100	16.8%	7,500,000	15.7%	4,867,000	11.3%	1,000,000	3.5%	1,006,000	2.4%	3,007,000	8.9%	30,336,100	11.1%
	その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	収入合計	45,936,000		30,935,100		47,890,000		43,051,000		28,251,000		42,656,000		33,778,000		272,497,100	
支出	人件費	39,090,000	85.2%	25,976,064	84.0%	42,495,000	88.7%	31,643,000	73.4%	21,712,000	76.8%	32,691,000	76.7%	20,639,400	61.0%	214,246,464	78.7%
	事務費	2,226,000	4.8%	2,074,427	6.7%	2,421,400	5.1%	4,630,000	10.8%	880,000	3.1%	4,605,000	10.8%	2,088,500	6.2%	18,925,327	6.9%
	管理費	620,000	1.3%	404,609	1.3%	1,733,600	3.6%	2,278,000	5.3%	1,659,000	5.9%	1,460,000	3.4%	3,530,100	10.5%	11,685,309	4.3%
	委託料	4,000,000	8.7%	2,480,000	8.0%	1,240,000	2.6%	4,500,000	10.5%	4,000,000	14.2%	3,900,000	9.1%	7,520,000	22.3%	27,640,000	10.1%
	その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	支出合計	45,936,000		30,935,100		47,890,000		43,051,000		28,251,000		42,656,000		33,778,000		272,497,100	

(単位:円)

(2) 介護予防支援事業

(2)介護予防支援事業																	
		第一地域包括 支援センター		第二地域包括 支援センター		第三地域包括 支援センター		東部地域包括 支援センター		西部地域包括 支援センター		南部地域包括 支援センター		北部地域包括 支援センター		合計	
収入	ケアマネジメント収入	15,360,000	100.0%	11,528,480	100.0%	22,953,000	98.5%	14,076,000	99.8%	10,500,000	98.9%	23,090,000	100.0%	8,186,000	100.0%	105,693,480	99.5%
	その他	0	0.0%	1,000	0.0%	345,000	1.5%	25,000	0.2%	120,000	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	491,000	0.5%
	収入合計	15,360,000		11,529,480		23,298,000		14,101,000		10,620,000		23,090,000		8,186,000		106,184,480	
支出	人件費	11,010,000	71.7%	8,199,183	71.1%	10,665,000	55.2%	6,408,000	45.4%	7,971,000	85.4%	14,095,000	64.2%	5,286,600	64.6%	63,634,783	63.8%
	事務費	750,000	4.9%	1,247,652	10.8%	1,542,600	8.0%	420,000	3.0%	272,500	2.9%	4,005,000	18.2%	756,500	9.2%	8,994,252	9.0%
	管理費	600,000	3.9%	225,411	2.0%	1,152,400	6.0%	73,000	0.5%	442,500	4.7%	2,015,000	9.2%	1,482,900	18.1%	5,991,211	6.0%
	委託料	3,000,000	19.5%	1,680,000	14.6%	5,630,000	29.2%	7,200,000	51.1%	650,000	7.0%	1,844,000	8.4%	630,000	7.7%	20,634,000	20.7%
	その他	0	0.0%	177,234	1.5%	317,000	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	30,000	0.4%	524,234	0.5%
	支出合計	15,360,000		11,529,480		19,307,000		14,101,000		9,336,000		21,959,000		8,186,000		99,778,480	

弘前市附属機関設置条例の一部改正（概要）

1 今回改正した審議会

- 弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画審議会
- 弘前市地域包括支援センター運営協議会

2 改正理由

介護保険事業をより効果的に推進するため、計画策定時に審議に関わった委員とともに計画の進行管理を行う体制を整えることとし、弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画審議会（以下「審議会」という。）の委員の任期を「3年」に改める。

また、この改正に伴い、弘前市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）の担当事務及び委員の任期について整理を行う。

3 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

《補足》今回の改正に伴う協議会への主な影響

（改正前）

- ・公募制による地域密着型サービスの事業者選考は、協議会に部会（地域密着型サービス審査部会）を設置し、当該部会において審査を実施
- ・地域密着型サービスの新規及び更新申請時には、協議会委員に対し書面により意見聴取を実施

↓

（改正後）

- ・公募制による地域密着型サービスの事業者選考は、審議会に部会を設置し、当該部会において審査を実施
- ・公募制による地域密着型サービス及び介護予防支援の新規指定時には、審議会委員に意見聴取を行い、指定後に次回審議会へ報告

4 施行期日

- 弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画審議会…令和8年4月1日
- 弘前市地域包括支援センター運営協議会…令和8年7月1日

弘前市附属機関設置条例（新旧対照表）

改正後					改正前				
別表 (第2条、第3条、第4条関係) 1 市長の附属機関					別表 (第2条、第3条、第4条関係) 1 市長の附属機関				
名称	担任する事務	委員の構成	定数	任期	名称	担任する事務	委員の構成	定数	任期
(略)					(略)				
弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画審議会	弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に関すること。	(1) 学識経験のある者 (2) 保健医療関係者 (3) 福祉関係者 (4) 介護保険被保険者を代表する者 (5) 公募による市民 (6) その他市長が必要と認める者	16人以内	3年	弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画審議会	弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に関すること。	(1) 学識経験のある者 (2) 保健医療関係者 (3) 福祉関係者 (4) 介護保険被保険者を代表する者 (5) 公募による市民 (6) その他市長が必要と認める者	16人以内	委員の日から計画策定等年度の末日まで
(略)					(略)				
弘前市地域包括支援センター運営協議会	(1) 地域包括支援センターの設置等に関すること。 (2) 地域包括支援センターの運営及び評価に関すること。 (3) 地域包括ケアに関すること。 (削除)	(1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体 (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者を代表する者 (3) 権利擁護、相談事業者等を行う関係者 (4) 地域ケアに関する学識経験者 (5) 公募による市民 (6) その他市長が必要と認める者	14人以内	3年	弘前市地域包括支援センター運営協議会	(1) 地域包括支援センターの設置等に関すること。 (2) 地域包括支援センターの運営及び評価に関すること。 (3) 地域包括ケアに関すること。 (4) <u>地域密着型サービスの指定、運営等</u> に関すること。	(1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体 (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者を代表する者 (3) 権利擁護、相談事業者等を行う関係者 (4) 地域ケアに関する学識経験者 (5) 公募による市民 (6) その他市長が必要と認める者	14人以内	3年以内
(略)					(略)				

令和7年度弘前市地域包括支援センター運営協議会 地域密着型サービス審査部会実施報告について

1 概要

第9期弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき公募する「地域密着型特定施設入居者生活介護（公募数：3施設）」の整備に係る応募法人の審査等を実施した。

○公募告知：令和7年8月1日（金）

○公募期間：令和7年9月1日（月）～10月10日（金）

○応募状況

・地域密着型特定施設入居者生活介護 1法人

2 部会の設置

応募事業者との利害関係を確認したうえで、部会委員を会長が指名

○部会委員

梅村芳文委員（部会長）、小川幸裕委員（副部会長）、成田和博委員、
東谷康生委員、今井武敏委員、大津美香委員

3 部会の実施と内容

第1回

日時：令和7年12月3日（水）午後3時30分～午後4時

場所：弘前市役所 前川新館6階 大会議室

出席委員：梅村芳文委員（部会長）、小川幸裕委員（副部会長）、東谷康生委員、
今井武敏委員、大津美香委員

※成田和博委員は欠席

内容：(1) 一次審査の採点結果

(2) 二次審査対象者の選考 → 応募のあった1法人を二次審査の
選考対象とした

(3) 二次審査の進め方について確認

第2回

日時：令和8年1月22日（木）午後3時20分～午後4時10分

場所：弘前市役所 前川新館6階 大会議室

出席委員：梅村芳文委員（部会長）、小川幸裕委員（副部会長）、成田和博委員、
東谷康生委員、今井武敏委員、大津美香委員

内容：(1) 二次審査（応募事業者によるプレゼンテーション）

(2) 事業者の選考

4 選考結果

・地域密着型特定施設入居者生活介護
社会福祉法人オリーブ会

令和7年度弘前市地域包括支援センター運営協議会保健部会実施報告について

■目的

高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業の令和6年度事業実績報告、令和7年度事業計画等に対するご意見、ご助言をいただくことで事業の充実を図り、高齢者ができるかぎり在宅で自立した生活ができる環境づくりの推進につなげる。

■日時

令和7年10月9日（木）午後7時～8時

■場所

弘前市役所市民防災館3階 防災会議室

■参集者

保健部会委員、国保年金課・介護福祉課・健康増進課職員 計15名

■内容

1 令和6年度事業報告

ハイリスクアプローチ（個別支援）
【実施内容】 （1）糖尿病性腎症重症化予防 （2）高血圧重症化予防 令和5年度後期健診結果（75～79歳）で糖尿病、高血圧の未治療者に対して、保健師が受診勧奨及び保健指導を実施。 【実施結果】 （1）糖尿病 対象者数25人、介入できた人数25人 受診につながった人数24人、検査値が改善した人数7人（28.0%） （2）高血圧 対象者数45人、介入できた人数45人 受診につながった人数40人、検査値が改善した人数24人（53.3%）
ポピュレーションアプローチ（通いの場等への関与等）
【実施内容】 通いの場等に出向き、フレイル予防に関する健康講座、健康相談を医療専門職が実施。 【実施結果】 実施回数25回、参加者数344人

2 令和7年度事業計画

ハイリスクアプローチ（個別支援）

【実施内容】＜変更点＞健康状態不明者への取組を追加

（１）糖尿病性腎症重症化予防 （２）高血圧重症化予防

令和6年度後期健診結果（75～79歳）で糖尿病、高血圧の未治療者に対して、保健師が受診勧奨及び保健指導を実施。

（３）健康状態不明者

一部地域の75～79歳の健康状態不明者（令和6年度の後期健診及び医療機関未受診者で、かつ介護サービスの未利用者）に対して、保健師が健康状態を確認し、後期健診受診勧奨を実施。必要に応じて、医療機関受診勧奨や介護サービスへの接続を行う（介護福祉課へ連絡）。

【対象者数】

（１）糖尿病13人 （２）高血圧73人 （３）健康状態不明者13人

ポピュレーションアプローチ（通いの場等への関与等）

【実施内容】

通いの場等にてフレイル予防に関する健康講座、健康相談を実施。

【実施予定】

実施回数18回、参加者数300人

3 保健部会でのご意見等

- ・脳卒中の罹患率が高い。生活上、冬場など気を付けることについて啓発があればよい（ヒートショック予防講座など）。
- ・健康状態不明者への取組に関して、訪問を事前に知らせるチラシを配付する、民生委員や町会長と同行すると受入れが良くなるかもしれない。
- ・地域の全体像の把握でウォーキングなどの運動を週に1回以上とあるが、やりたくても膝が悪くてできない人もいるので評価が難しいと思う。
- ・孤立孤独予防のため、市内に通いの場がたくさんあるとよい。
- ・糖尿病の予防もやってほしい。
- ・病院になかなかいかない方に対して、本人と近すぎない（家族以外など）人から声がけしてもらおうと受診などにつながりやすくなるように思う。
- ・口の中は変化しやすい。歯の健診はできれば5年に1回とかになるといい。
- ・歯の健診についてパンフレットを作ってもらえないか。
- ・病院には来るけど、健診を受けていない人が多い。
- ・口腔ケア教室で配付しているパンフレットがあれば、内科の医療機関にもほしい。
- ・通いの場、10月で8回目になる。自分の力でこれない人もいる。ちょっとした集まる場所がほしいという声がきっかけで始まった（茶話会）。